~~限定公募型指名競争入札・~~
制限付一般競争入札用

令和７年度

現　場　説　明　書

工事名　県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事

令和　７年　４月１６日
鳥　　取　　県

［１］一般事項

１　事務手続

鳥取県建設工事執行規則並びに鳥取県総務部営繕工事執行要領による。

２　数量公開

数量入り内訳明細書は、設計図面に明示している数量を除き参考であり発注者及び入札参加者を拘束するものではない。

３　入札時積算数量書活用方式

本工事は、鳥取県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領を適用する工事である。入札時積算数量書活用方式については（別記）によること。

４　質問書

本工事に関し、質問が有る場合、令和７年４月２２日までに電子入札システムの所定の画面に入力すること。なお、質問の無い場合、入力は不要である。

各質問への回答については、令和７年４月２４日までに電子入札システムの所定の画面においてまとめて閲覧に供する。

５　契約事務

落札者は、鳥取県県土整備事務所建設総務課に出向き、請負契約事務及び施工関係の打合せをして、工事の促進を図ること。

６　その他

(1) 工事の一部を下請けさせる場合は、「施工体制台帳」（再下請負通知書を含む。）及び「施工体系図」を２部、下請契約締結後２０日以内に提出すること。

(2) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(3) この工事の施工にあたっては別紙－１に示す事項に従うこと。

(4) 元請負人、下請注文者及び下請負人は、建設業法第 20 条第１項及び鳥取県の建設工事における下請契約等適正化指針の趣旨に鑑み、適正な価格による下請契約が締結されるよう努めること。
　その際、契約図書に添付された書面に留意し、特に法定福利費（事業主負担分）を内訳明示した標準見積書の提示を下請負人に求め、これを尊重すること。

［２］特記事項

１［施工条件明示事項］

（別紙－２）　・有　　・無

２［工事成績評定］

本工事は、工事評定要領に基づく工事成績評定の対象と〔する・しない〕。~~工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ〕に該当するため。~~

~~ア　請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計 金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、２５０万円未満の建築・設備工事~~

~~イ　災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事~~

~~ウ　機器の納品、部品取替等の工事~~

~~エ　工事目的物を伴わない工事~~

３〔工期設定〕

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

(1) 作業不能日数：９日間（工期の始期は令和７年５月２３日で算定）

(2) 上記作業不能日数は、環境省が公表する鳥取県鳥取市地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（令和２年～令和６年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間に WBGT 値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。

(3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、上記（２）の地点における WBGT 値

が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が上記（１）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

~~４〔関連工事との関係〕~~

~~関連工事のうち、主たる工事（〇〇〇〇工事（建築））の入札が不調又は不落になった場合、主たる工事の契約が成立するまで発注者に指示により工事中止とする場合がある。~~

［３］設計等留意事項

１　共通

・学校を運営しながらの工事となる為、生徒、職員、施設利用団体（1F 食堂運営）、学校利用者、周辺住民等の安全確保に十分配慮して工事を行い、生徒等の動線を確保した仮設計画とすること。※夏季休暇中も 1 階食堂運営や部活動練習・合宿等での生徒利用がある為、安全性には特に配慮すること。

・工事の施工に当たっては現場代理人、主任技術者、作業員（元請け、下請け共）等を含め工事関係者と分かるように腕章等を付けること。

・作業時間の開始時及び終了時には施設管理者へ連絡を行うこと。

・休工、早朝作業、夜間作業等については施設管理者と協議し、事前に了承を得た上で施工に着手すること。

２　工程等

・改修工事のうち外壁改修工事、ボイラー室撤去等（はつり音等の著しい騒音、粉塵発生を伴う作業）の作業については原則として夏季休暇期間内（R7 7/19～8/24 予定：日程は変動する可能性あり）の作業を想定しており、作業制限をかける可能性がある為、事前に施設管理者等へ連絡調整を行うこと。

（別記）

1．入札時積算数量書活用方式の適用

（1）本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

よって、入札手続き時に、入札時積算数量書の細目別内訳を提出していない場合には、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じても、協議の対象にならない。

また、入札時積算数量書の参考資料である入札時積算数量書別紙明細に記載された積算数量に疑義が生じた場合については、入札時に質問書が提出された場合に限り、発注者側で質問内容を確認の上、必要に応じて発注者及び受注者は、入札時積算数量書別紙明細に基づき、工事請負契約の締結後において、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

（2）受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

（3）受注者からの請求による（1）の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

（4）（1）の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

（5）（1）の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

2．入札閲覧設計書に対する質問

（1）この入札閲覧設計書（入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細を含む。）に対する質問がある場合においては、電子入札システムにより提出するものとする。

3．工事費内訳書の提出

（1）第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書及び封印した入札書を同封して郵送するものとする。

（2）工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応する数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）でなければならない。

（3）工事費内訳書は、1．（3）の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

１ 下請関係の合理化について

（１）鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成 27 年 3 月 19 日付第 201400194303 号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、抵触する行為は行わないこと。

（２）この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「鳥取県総務部が発注する建設工事における適正な価格による下請契約に関する取扱いについて」（平成 26 年 12 月 24 日付第 201400108286 号総務部長通知）の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。

（３）中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払い、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。

（４）鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領（平成 19 年 8 月 15 日付第 200700071998 号県土整備部長通知）第５条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から 20 日以内に発注者へ提出しなければならない。

（５）工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務委託する場合、又は県内業者で対応できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。

（６）この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領（平成 16 年 3 月 11 日付管第 2311 号鳥取県県土整備部長通知）に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。また、受注者は下請業者を使用する場合に当っては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。

２ 建設資材等について

（１）工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。

（２）この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。

（３）工事に要する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。

（４）リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。

①県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。

②県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。

（５）工事に使用する資材については、極力有害性ＶＯＣ（揮発性有機化学物質）発生量の少ないものとするよう努めること。

３ 工事の安全確保について

（１）この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。

（２）労働安全衛生法第 59 条、第 60 条の２に定める安全衛生教育を実施するほか、工事着手後、作業員全員の参加により、月当り半日以上の時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施するものとし、施工計画書に実施項目について記載するものとする。

（３）この契約に係る工事の施工中に事故が発生した場合は、事故報告書を提出すると共に、建設工事事故データベースの「事故報告書」についても速やかに提出するものとする。

４ 建設機械の使用について

（１）施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。

（２）施工現場の快適性を高めるため、排出ガス対策型建設機械を使用するよう努めること。

５ 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和 42 年法律第 131 号）の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

６ ダンプトラック等、運搬機械による過積載の防止について

（１）積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。

（２）さし枠装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。

（３）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

（４）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

（５）建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当たって、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

（６）過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

（７）産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。また、産業廃棄物処理業者に委託して産業廃棄物を運搬する場合、この表示、備え付けを行わせること。

７ 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の 燃料として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という）を使用しないこと。

また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会いなど協力を 行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正 措置を講じること。

８ 建設業退職金共済制度への加入等

（１）受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。

（２）受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働

者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
（３）受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

9 建設業法の遵守について
（１）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
（２）建設業法第 26 条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者、または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
（３）受注者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、１級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
（４）建設業法第 40 条の規定により、受注者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
（５）上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

10 労働基準法等の遵守
この契約に係る工事の施工に当たっては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週 40 時間を遵守すること。

11 建設業からの暴力団排除の徹底について
（１）鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月鳥取県条例第 3 号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
（２）工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
（３）この場合において工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

12 産業廃棄物の処理に係る税について
この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

13 現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士の雇用関係について
（１）工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
（２）直接的雇用関係とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用及び権利構成)が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間(3 か月以上)にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等建設業者が組織として有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

14 労働安全衛生の確保について
労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成 23 年 9 月 30 日付第 201100099979 号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

15 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について
下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

16 契約方式について
本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

17 その他
（１）本来一体とすべき同一敷地内又は同一敷地内（隣接した敷地を含む）の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下、「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費は、契約済みの全ての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算出した共通仮設費の額から、前工事の共通仮設費の額を控除した額とする。なお、後工事が複数ある場合は、その合算工事費を対象とする。
（２）コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
（３）建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
（４）特定フロンの使用の削減に努めること。
（５）労務費については、法定労働時間週 40 時間を考慮したものとしている。
（６）本工事が、発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。
調査票を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者はその実施に協力しなければならない。
公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。
（７）本工事が、工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした「工事費実態調査」の対象となった場合は、調査に協力すること。また、本工事の工期経過後においても同様とする。
（８）本工事が、建設副産物の利用量・排出量等の実態や再資源化などの進捗状況を把握するための「建設副産物実態調査（利用量・搬出先調査）」の対象となった場合は、調査に協力すること。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

特 記 事 項　［施工条件明示事項］

令和７年４月改正

※ 番号、・に□印のあるものについて適用する。　〔県立鳥取工業記念館棟外壁等改修工事〕

項目	明　示　事　項	条　件
1 工程	1. 他工事との調整	工事名　県立鳥取工業高等学校受変電設備更新工事 県立鳥取工業高等学校教室棟ほか冷暖房設備更新工事 上記工事との連絡及び工程の調整を図ること。 本工事の請負者は、上記関連業者と共に~~建設協議会を組織し、（当該協議会の代表者となって）~~全社協力のもとで安全管理に留意すること。~~また、上記工事と連絡及び調整を図り、建設協議会で、時間外労働の縮減及び週休２日促進工事が実施できるよう努めること。~~
	2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限	制限される工事　・騒音、粉塵等の発生作業　・ 制限の内容　・原則として夏季休暇中の作業完了させる
	3. 関係機関等との協議	本工事において、関係法令上必要あれば、関係機関と協議を行うこと。
	４．工事の指定部分	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ については、 平成　　年　月　　日までに完成させること。
	５．地下埋設物等の調査 地下埋設物の移設が予定されている場合	工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・（水道・下水道・電気通信・ガス・その他　　）について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道下水道・電気・通信・ガス・その他　　）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ・ 移設機関 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
	6. 週休２日促進工事	本工事は、営繕工事における週休２日促進工事実施要領の対象工事である。https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htm に掲載された本工事調達公告日時点で最新の規定に従い週休２日工事を実施すること。
2 用地	1. 工事用車輌の駐車場	・駐車場がないため確保する必要がある。 ・敷地内に一部確保できる。 ・原則として敷地内で確保するものとするが、不足を生じる場合には、別途確保すること。
3 公害対策	1. 機械施設等の制限	内　容 関係法令を遵守すること。
	２．工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合	・近隣家屋等の　・事前事後の状況を写真を付して記録し　・事後（　　）の調査を行い万全を期して施工すること。 ・工事概要について住民説明を行うこと。 ・近隣住民からテレビ受信障害及び工事に伴う損害が報告された場合、直ちに監督員等に連絡すると共に、県が行う対応等に協力すること。
4 安全対策	1. 交通安全施設等の指定	・一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 ・交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員Ａ　＿人　交替要員　＿人　１日あたり合計＿人　配置日数　　日 工事全体合計　　人・日 交通誘導員Ｂ＿人　交替要員　＿人　１日あたり合計＿人　配置日数　　日 工事全体合計　　人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員Ａ、交通誘導員Ｂの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Ａとは、警備業法第２条第４項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導業務に係る１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Ｂとは、警備業法第２条第３項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員Ａ以外の交通の誘導に従事する者を言う。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第１４条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合場交通誘導員Ｂを配置していることとみなす。
5 工事用道路	1. 一般道路を搬入路として使用する場合	・運搬路及び周辺敷地並びに工作物に対し損傷を与えないよう予防措置を講じ、また損傷を与えた場合は、速やかに原形に復すること。
	・(ア)工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合	・制限の内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
	・(イ)搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合	・処置の内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
	２．仮道路を設置する場合	・幅員　＿＿m　・延長　＿＿m　・切込砕石 厚　＿＿cm　・その他 ・工事終了後の処置

項目	明　示　事　項	条　件
6 仮設備	1. 仮囲い等の範囲、構造	・工事範囲をバリケード等により明確にすること。 ・敷地周囲に仮囲いを設置し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・山留めは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工法とし、その施工条件は図示による。 ・各工事共通の揚重機械として＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を設置しその施工条件は図示による。 ・敷地周辺の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿部分を鉄板敷きにより養生し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・その他労働安全衛生法に基づく仮設備
7 建設副産物の処理	1．建設発生土の処理	・建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書（https://www.pref.tottori.lg.jp/312034.htm）により適切に対応すること。
	・(ア)他工事等流用	建設発生土は＿＿＿市・町・村＿＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿＿工事現場に運搬（片道運搬距離＿＿＿km）するものとする。
	・(イ)建設技術センター	建設発生土は＿＿＿市・町・村＿＿＿＿地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離＿＿＿km）するものとする。 なお、処理費として１m³当り＿＿＿＿円をセンターに支払うこと。
	・(ウ)民間残土受入地	建設発生土は＿＿＿市・町・村＿＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿＿に運搬（片道運搬距離＿＿＿km）するものとする。なお、処理費として１m³当り＿＿＿円を＿＿＿＿に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数 300kN/㎡以上）
	2. 分別解体等	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を見込んでいる。
	3. 再資源化施設への搬出	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。 再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。 なお、再資源化施設への搬出が完了したときは、書面により報告すること。
	（施設の名称・受入れ費用）	コンクリート塊　鳥取　市・町・村　南限　地内の　再資源化施設 （運搬距離　11.7　km）、費用１ｔ当たり　1,800　円 ~~アスファルト塊＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿＿（運搬距離＿＿＿km）、費用１ｔ当たり＿＿＿＿円~~ 建設発生木材　鳥取　市・町・村　湖山町東　地内の＿＿＿＿＿ （運搬距離　10.9　km）、費用１ｔ当たり　20,000　円 ~~その他（　　）＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿＿（運搬距離＿＿＿km）、費用１ｔ当たり＿＿＿＿円~~
	（受入れ時間帯） （受入れ条件）	８時～１７時（平日） ア　路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ　コンクリート塊、アスファルト塊の径は 500mm 以下であること。 ウ　建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径＿＿＿cm 以下、長さ＿＿＿m 以下であること。 エ　２次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。
	4．最終処理等	＿＿＿＿＿については、＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離＿＿＿km）を想定し、その費用として１ｔ当り＿＿＿円を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 産業廃棄物処理業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。
	5. 産業廃棄物処理	建設工事等から生じる廃棄物の処理については、関係法令を遵守すること。
	6．産業廃棄物の処理に係る税	産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、＿＿＿円見込んでいる。
8 建設副産物の使用	1．建設発生土の使用	＿＿＿＿＿＿＿＿工事から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：＿＿＿＿＿に使用する。 なお、建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書（https://www.pref.tottori.lg.jp/312034.htm）により適切に対応すること。
	2．再生資源の使用	ア　Co 雑割材は、＿＿＿＿＿＿工事から運搬し、使用箇所：＿＿＿＿＿に使用する。 イ　アスファルト・コンクリート切削殻等は、＿＿＿＿＿＿工事から運搬し、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。 ウ　・再生クラッシャーラン〔規格：　　〕は、使用箇所：＿＿＿＿＿に使用する。 ・再生コンクリート砂〔規格：RS-　　〕は、使用箇所：＿＿＿＿＿に使用する。 エ　再生加熱アスファルト混合物〔規格：　　〕は、使用箇所：＿＿＿＿＿に使用する。 オ　その他再生資材〔資材名：　　〕〔規格：　　〕は、使用箇所：＿＿＿に使用する。

項目	明　示　事　項	条　件
9 支障物件	1．地上、地下等に占用物件等の工事支障物件が存在する場合	移設・撤去 防護等の方法 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
10 濁処水理	1．排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合	工法 処理の方法 放流先
11 その他	1. 工事実績情報の登録	工事請負代金額 500 万円以上の工事について、受注時は工事契約後 10 日以内に、登録内容の変更（技術者の配置変更、工期の変更）時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は完成後 10 日以内に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員に確認を受けた後、（一財）日本建設情報総合センターにインターネット等により登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」を監督員に提出するものとする。
	2．支給材料及び貸与品がある場合	品　　名　　数　　量 品質、規格又は性能 引渡場所　　引渡時期
	3．工事用電力等を指定する場合	内　　容
	4．自社施工 （塗装、畳、防水、造園、屋根、板金工事）	本工事においては、　　工（　　工を除く）のうち、〔　　千円まで・全て〕の部分は鳥取県総務部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより、自社施工しなければならない。
	5．景観評価	ア　本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。 イ　景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。
	6. 提出書類	・工事履行報告書（毎月提出） ・ ・
	7. 石綿含有建材の事前調査結果の掲示について	大気汚染防止法(第 18 条の 15)及び石綿障害予防規則(第3条及び第4条の2)(次号において､｢大気汚染防止法等｣という。)による調査結果の掲示を行うこと。(公共建築改修工事標準仕様書(第9章))
	8. 石綿含有建材の事前調査結果の報告について	大気汚染防止法等による調査結果を、石綿事前調査結果報告システムにより、工事場所を所管する鳥取市生活環境課又は県中部･西部総合事務所環境建築局及び労働基準監督署に報告すること。
	9. 労災補償に必要な保険の付保	本工事において、受注者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。 なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。
	10. 墜落制止用器具の着用について	労働安全衛生法施行令第 13 条第３項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格（平成 31 年１月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。
	11. 工事における情報共有システムの利用について	発注時の請負対象設計金額が建築工事にあっては 20,000 千円以上、それ以外の工事にあっては 5,000 千円以上の工事については、電子納品及び情報共有システム利用の対象工事とする。実施にあたり、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htm）によること。 なお、情報共有システム利用にあたり、＿－＿円/月を経費に見込んでいる。 また、上記金額未満で請負対象設計金額が２，５００千円以上の工事にあっても、受注者が利用を希望する場合は利用することができる。この場合の利用に係る経費は、監督員と協議すること。 「１　工程」において他工事との調整を求めている場合は、関係業者間で調整し、採用する情報共有システムの統一に努めること。
	12. 鳥取県建設キャリアアップシステムの活用について	本工事は、鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事である。活用した場合、発生する経費の一部を設計変更対象とするため、監督員と協議すること。
	13. 遠隔臨場	本工事において、遠隔臨場の活用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htm に掲載された最新の「鳥取県営繕工事・建築関係コンサルタント等業務の遠隔臨場に関する実施要領【試行】」によること。
	14. 営繕工事現場に設置する「快適トイレ」について	本工事は、営繕工事現場に設置する「快適トイレ」実施要領対象工事である。現場に「快適トイレ」の設置を希望する場合は、同要領（https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htm）によること。
	15. そ　の　他	・工事の施工に際し、住民説明会を開催する予定であるので協力すること。 ・近隣住民等に対し安全及び騒音振動対策を十分に講じること。 ・契約図書の作成は、落札者において行うこと。

石綿含有建材事前調査結果の掲示 様式例

令和〇年〇月〇日

事前調査結果の掲示

解体等工事の名称	〇〇〇〇〇〇改修工事
解体等工事施工者氏名	〇〇会社〇〇建設
解体等工事の場所	〇〇市〇〇町
工事発注者氏名	〇〇県知事　〇〇　〇〇
事前調査を行った部分	１階 〇〇室、〇〇室 ２階 〇〇室、〇〇室

材料の種類（作業対象）	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ①目視　②設計図書（④を除く） ③分析　④材料製造業者による証明 ⑤材料の製造年月日
	有	みなし	無	
吹付け材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
保温材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
煙突断熱材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
屋根用折版断熱材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
耐火被覆材（吹付けを除く、けい酸カルシウム板第２種を含む）	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
スレート波板	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
スレートボード	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
屋根用化粧スレート	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
けい酸カルシウム板１種	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
押出成形セメント板	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
パルプセメント板	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
ビニル床タイル	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
窯業系サイディング	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
石膏ボード／ロックウール吸音天井板	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
その他材料	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□

〇〇会社〇〇建設

現場代理人　〇〇　〇〇

※ 石綿障害予防規則第３条第６項及び大気汚染防止法第１８条の１５第５項の規定により、解体等作業に従事する労働者が見やすい箇所、かつ工事の現場において公衆に見やすいように掲示すること。(A3 版)

鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針

（目的）

第１条　鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）は、鳥取県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）において、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を定めることにより、県発注工事の生産性向上、元請下請関係の適正化及び建設労働者の就労環境の改善を図るとともに、担い手の育成及び確保を促進し、もって地域の安全・安心を担う建設産業の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この指針（別表２及び３を除く。）において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　元請負人　　県発注工事を県から直接請け負った者をいう。

（２）　下請注文者　県発注工事に係る全ての下請契約の注文者をいい、一の工事が数次の下請により行われる場合は、元請負人及びこれに続く全ての下請契約の注文者をいう。

（３）　下請負人　　県発注工事に係る全ての下請契約の請負人をいい、一の工事が数次の下請により行われる場合は、元請負人からその工事の一部を請け負った者及びこれに続く全ての下請契約の請負人をいう。

（県の責務）

第３条　県は、第１条に定める目的の実現に向けて、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）をはじめとする関係法令等に基づく措置を適切に講じなければならない。

（下請注文者及び下請負人並びに元請負人の責務）

第４条　下請注文者及び下請負人並びに元請負人は、品確法第８条及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 25 条の 27 の規定等を考慮して、建設産業における生産システム合理化指針（平成３年２月５日付建設省経構発第２号）に示された就労環境・雇用条件等の改善及び適正な施工体制の確立を図るのに必要な措置等のほか、次の各号に掲げる事項について真摯な対応に努めなければならない。

（１）　自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないという建設業法第 19 条の３の規定の趣旨に沿って、各々の対等な立場における合意に基づき、担い手育成及び確保の観点から、少なくとも当該下請契約に該当する部分の県の設計に計上された直接工事費相当額及びこれに必要な法定福利費を確保するとともに、労働安全衛生の確保に必要な費用を含む間接工事費及び企業の経営上必要となる費用を加えた金額が確保された請負契約を締結すること。

（２）　使用する建設労働者の賃金について、公共工事設計労務単価を考慮した適切な水準を確保すること。

（３）　事業所として雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）等の適切な保険に加入し、保険料を適正に納付するだけではなく、施工現場に従事する全ての建設労働者についても適切な保険に加入させること。

（４）　長時間労働の縮減及び計画的な休暇取得の推進、育児又は介護のための休業制度の整備等、使用する建設労働者の仕事と家庭との両立が可能な環境及び制度を整えること。

（５）　技術及び技能の向上により仕事に対する意欲及び充実感を高めるため、公的助成制度を活用する等により研修又は訓練を実施し、若しくは表彰制度を整えること。

（６）　元請負人は、請け負った県発注工事における全ての下請負人に対して、本文及び第１号から前号までについて指導及び助言その他の援助を行うこと。

（下請次数の制限）

第５条　元請負人は、請け負った県発注工事の一部について下請契約を締結して施工しようとするときは、その下請の次数を、建築一式工事（鳥取県の工事発注区分における建築一般に限る。以下同じ。）にあっては３次まで、建築一式工事以外の建設工事にあっては２次までとしなければならない。ただし、特段の理由があり、あらかじめ当該県発注工事を監督する県の監督員（以下「監督員」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

２　前項ただし書の規定による承認を受けようとする場合は、別表１に留意して協議書を作成し、これを監督員に提出しなければならない。

（下請負人の選定）

第６条　下請注文者は、下請負人を選定するに当たっては、次の各号に規定する全てを満たす者の中から選定しなければならない。

（１）　県発注工事の施工に関し、建設業法に違反する者ではないこと。

（２）　鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年５月１日付第 200700191955 号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に基づく入札参加制限を受けている有資格者でないこと。

（３）　下請注文者の直接契約締結する相手方は、社会保険等又は国民健康保険等の適切な保険に加入している者（以下「保険加入者」という。）であること。ただし、元請負人を除く下請注文者がやむを得ず保険加入者以外の者を直接契約する相手方に選定する場合は、元請負人は、契約に先立って早期に適切な保険への加入手続を進めるよう指導するとともに、当該下請注文者から事情を確認した上で「保険未加入者選定報告書」を次条第５号に定める期限内に県へ提出しなければならない（この場合、社会保険等適用除外者に対する社会保険等への加入の指導又は現場からの排除といった過誤がないよう、十分に注意すること。）。

（４）　下請注文者（下請の数次が２次までの下請注文者に限る。）が契約締結する相手方は、県内に本店を有する者（以下「県内業者」という。）であること。ただし、施工能力を有する県内業者が１社以下であると元請人が判断する場合等、特段の理由があり、元請負人があらかじめ監督員の承認を受けた場合は、県外に本店を有する者とすることができる。

（５）　前号ただし書の規定による場合にあっても、県内に営業所を有し、当該営業所の存する地域の経済振興又は雇用の確保に当たって貢献している者（以下「県外貢献業者」という。）であること（前号の承認の際に、特段の理由があり県外貢献業者に限定しないことの承認を受けた場合を除く。）。

２　前条第２項の規定は、前項第４号ただし書の規定による承認に準用する。

（下請契約の締結に当たっての遵守事項）

第７条　下請注文者は、下請契約（変更契約を含む。以下同じ。）の締結に当たって、次の各号の規定を遵守しなければならない。

（１）　下請契約の請負代金の額の決定に当たっては、県が公表する鉄筋工、型枠工等専門工種の標準単価又は労務価格を明示した工種別労務費一覧表を含む設計書（金入り）等を参照し、第４条第１号に規定する金額が確保された請負契約の締結に向けて、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分に協議すること。

（２）　下請契約の請負代金の額の決定に当たっての見積は、建設業法第 20 条第１項の規定の趣旨を尊重す

るとともに、下請注文者は下請負人に対して法定福利費を内訳明示した標準見積書の提出を書面により求め、提示された場合はこれを尊重するよう努めること。

（３） 県発注工事に着手する前に、建設工事標準下請契約約款（平成 22 年７月 26 日中央建設業審議会決定）又は同契約約款に準拠した内容を有する下請契約書に、元請負人にあっては別表２の条項を、元請負人以外の下請注文者にあっては別表３の条項を追加して記載した書面により下請契約を締結すること。

（４） 下請注文者は、下請契約締結前に「下請契約遵守事項報告書」により、その契約手続等の適否を確認すること。

（５） 元請負人は、県に対して、下請契約締結の日（元請負人を除く下請注文者の行った下請契約締結を含む。）の翌日から起算して 20 日以内に建設業法第 24 条の７に規定する施工体制台帳及び施工体系図の写し並びに同法施行規則第 14 条の２及び同規則第 14 条の４に規定する添付書類並びに別に県が添付を求める書類及び前項に定める「下請契約遵守事項報告書」（元請負人を除く下請注文者分は写し）を提出すること。

（帳簿書類等の備付け）

第８条　元請負人は県発注工事ごとに前条第５号で提出した書類等を現場に備え付け、次条第１項及び第４項、その他必要に応じて実施する県の調査等に協力しなければならない。

（確認、指示等）

第９条　県は、この指針の適正な施行を確保するため、鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領（平成 16 年３月 11 日付管第 2313 号鳥取県県土整備部長通知）に基づく現場実態調査により、県発注工事の現場に立入り、指針の施行状況を調査するものとする。

２　県は、元請負人に対してこの指針の遵守を求めるとともに、下請負人においてもこの指針の遵守が確保されるよう、元請負人に対して、下請負人に対する指導、是正の要求その他の必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

３　下請負人は、元請負人から前項に規定する指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう求められたときは、これに誠実に対応しなければならない。

４　県は、元請負人又は下請負人がこの指針に定める事項に違反し又は違反しているおそれがあり、県発注工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合において、必要があると認められるときは、元請負人又は下請負人の本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所に立入り、帳簿その他の物件の調査を求めるものとする。

附　則

この指針は、平成 27 年４月１日以降に調達公告（調達公告を行わない工事にあっては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。ただし、第６条第１項第３号の規定は、同年７月１日以降に調達公告（調達公告を行わない工事にあっては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この改正は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

（経過措置）

2　第６条第１項第３号の改正規定並びに様式第１号（第７条関係）中の№.３の改正項目及び記入要領４の改正規定は、平成 27 年 12 月 31 日までに調達公告（調達公告を行わない工事にあっては、入札日の通知）を行う建設工事にあっては、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この改正は、平成 29 年３月 23 日から施行する。

（経過措置）

2　第５条第１項及び第６条第１項第３号の改正規定（ただし書を除く。）並びに様式第２号（第７条関係）中の№.３の改正項目は、平成 29 年９月 30 日までに調達公告（調達公告を行わない工事にあっては、入札日の通知）を行う建設工事にあっては、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この改正は、令和５年４月１日から施行する。

別表１（第５条関係）　下請制限除外に係る協議書作成要領

下請制限除外について協議するに当たっては、下記に留意すること。

当該協議書様式は、工事に関する協議書等取扱要領（平成 11 年 10 月５日付管第 435 号鳥取県土木部長通知）に定める受注者発議用「工事に関する承諾・協議書」を活用して差し支えない。この場合は、「承諾協議事項」欄に下記２の記載事項を記載すること。

１　監督員との協議者

監督員に対する協議者は、元請負人に限る。例えば、２次下請業者を選定するに当たって県外業者を選定しなければならない特段の理由がある場合は、１次下請業者は元請負人に協議し、これを受けた元請負人が監督員に協議するものとする。

２　協議書記載事項

（１）協議事由

記載例：鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（第５条第１項・第６条第１項第４号・第６条第１項第５号）に基づき、下請制限の除外（次数制限・県内業者優先選定・県外貢献業者優先選定）を協議します。

（２）協議理由

注意：下記３に留意して、客観的かつ具体的に協議理由を記載すること。

（３）下請工事の内容

（４）下請負人予定者

３　協議理由記載に当たっての留意事項

該当条項	協議理由記載に当たっての留意事項
第５条第１項 （次数制限）	１　当該下請施工しようとする工事が、次数制限を超える重層下請による方法でしか施工できない客観的かつ具体的な理由（施工能力を有する県内業者が１社以下であると判断した理由を含む。）を記載すること。 ２　制限次数内で並列的に下請を出す方法では施工できず、直列的な重層下請による方法でしか施工できない等の理由を示すこと。 ＊　次数制限の解除がやむを得ないと認められる場合の例としては、トンネル工事のような大規模なもので、県内業者では技術的に施工できない内容の専門工事を１次下請として出す必要があり、当該下請工事の内容中に当該工事を請け負った業者が技術的に施工できず、かつ、１次下請発注時においては分離し難い内容の専門工事が含まれる場合で、２次下請においても同様の事情が生じるもの等が考えられる。 ＊　なお、次の例のように、適正に施工管理を行っていれば回避することができるようなものを理由とすることは認められない。 ・自社の手持ち工事量が多い。 ・契約中の下請負人の中に、当該工事について施工能力を有する者がない。
第６条第１項第４号 （県内業者優先） 第６条第１項第５号 （県外貢献業者優先）	１　下請施工しようとする当該工事に関して、県内業者・県外貢献業者に施工させることができない客観的かつ具体的な理由を記載すること。 ２　県内業者・県外貢献業者では技術的に施工できない特殊で専門的な工事又は県内業者で施工できても工程的に間に合わない等の特段の理由を示すこと。

別表２（第７条関係）

【１次下請用】

（県発注工事を県から直接請け負った元請負人が下請契約を締結する場合用）

（鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守）

第　　条　元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）に規定する事項を互いに遵守しなければならない。

２　元請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、鳥取県から是正の指示があった場合は、速やかに是正するものとする。

３　下請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、元請負人から指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう求められた場合は、相互に協力の上、速やかに是正等に応じるものとする。

４　元請負人及び下請負人は、この契約に係る工事に関して、鳥取県から指針第９条第１項及び第４項の規定による立入調査を求められた場合は、本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所への立入り及び帳簿その他の物件調査について、積極的に鳥取県に協力するものとする。

５　下請負人は、この契約を履行するに当たり、さらに下請契約を締結する場合においては、当該下請契約の請負人に対しても指針に規定する事項を遵守させるため、指針別表３の条項の規定を下請契約書に明記させる等の必要な措置を講じるものとする。

【参考：別表２における元請負人及び下請負人の契約関係図】

通　　称	発注者 ⇒ 元請業者 ⇒ 一次下請業者 ⇒ 二次下請業者 ⇒ 三次下請業者
追加条項上の呼称	元請負人 ⇒ 下請負人 元請負人 ⇒ 下請負人 元請負人 ⇒ 下請負人 元請負人

注：点線で囲まれた元請負人と下請負人との間での下請契約においてのみ、本書条項を追加してください。
　　これ以外の下請契約においては、別表３の追加条項を追加してください。

別表３（第７条関係）

【２次下請以下用】

（下請負人が元請負人として下請契約を締結する場合用）

（鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守）

第　　条　元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）に規定する事項を互いに遵守しなければならない。

２　元請負人及び下請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、鳥取県からこの契約の基となった県発注工事を直接請け負った元請負人（以下「直接請負人」という。）から指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう求められた場合は、相互に協力の上、速やかに是正等に応じるものとする。

３　元請負人及び下請負人は、この契約に係る工事に関して、鳥取県から指針第９条第１項及び第４項の規定による立入調査を求められた場合は、本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所への立入り及び帳簿その他の物件調査について、積極的に鳥取県及び直接請負人に協力するものとする。

４　下請負人は、この契約を履行するに当たり、さらに下請契約を締結する場合においては、当該下請契約の請負人に対しても指針に規定する事項を遵守させるため、指針別表３の条項の規定を下請契約書に明記させる等の必要な措置を講じるものとする。

【参考：別表３における元請負人及び下請負人の契約関係図】

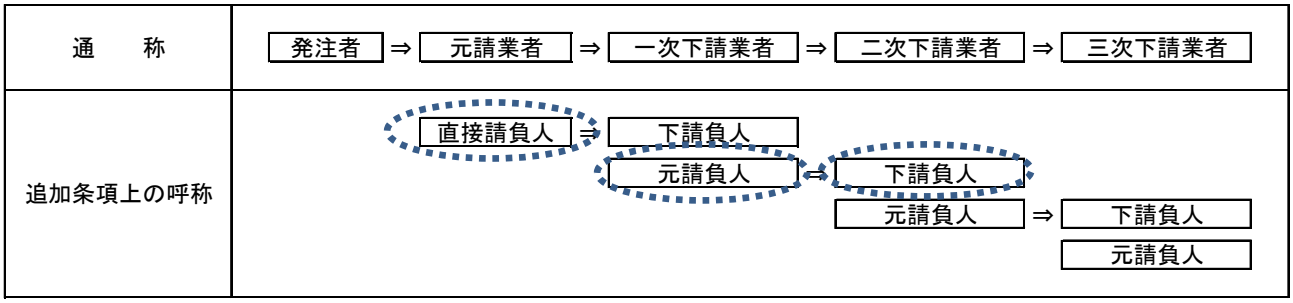

注：上記表の通称欄の一次下請業者と二次下請業者間の下請契約（この場合、追加条項上の呼称欄では、一次下請業者が元請負人に、二次下請業者が下請負人になる。）、又は二次下請業者と三次下請業者間の下請契約など、元請業者と一次下請業者間の下請契約以外の下請契約において、本書条項を追加してください。
なお、追加条項上の直接請負人とは、通称欄の元請業者に該当します。

様式第１号（第６条関係）

報告書提出年月日　平成　　年　　月　　日
報告書作成年月日　平成　　年　　月　　日

保 険 未 加 入 者 選 定 報 告 書

（報告書作成者：県と直接契約関係にある元請負人）
商号又は名称
代表者氏名　　印

保険未加入者の商号又は名称：	
１　保険未加入者を選定した具体的な理由	
２　当該保険未加入者に対する保険加入指導状況	・保険加入指導を行った日（　　年　　月　　日） ・保険未加入者に行った加入指導の内容 ・保険未加入者の保険加入手続完了時期（見込み） （　　年　　月　　日）
３　当該保険未加入業者が加入指導後も保険加入できない場合の理由	具体の理由を詳細に記載すること

様式第２号（第７条関係）

報告書提出年月日　平成　　年　　月　　日
報告書作成年月日　平成　　年　　月　　日

下 請 契 約 遵 守 事 項 報 告 書

（報告書作成者：当該下請工事における下請注文者）
商号又は名称
代表者氏名　　印

下請負人の商号又は名称：				
No.	項　　目	はい	いいえ	「いいえ」の理由
1	下請契約の締結に当たり、指針第４条第１号に規定する金額が確保されるよう努めた。			－
2	指針第５条第１項（次数制限）に違反する下請契約ではない。			－
3	指針第６条第１項第３号（保険未加入者との下請契約締結制限）に違反する下請契約ではない。			
4	指針第６条第１項第４号（県内業者優先）及び第５号（貢献県外業者優先）に違反する下請契約ではない。			－
5	指針第７条第１号の規定に基づき、県が公表する鉄筋工、型枠工等専門工種の標準単価又は労務価格を明示した工種別労務費一覧表を含む設計書（金入り）等を参照し、適正な価格での契約に向けて、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分に協議した。			－
6	指針第７条第２号の規定に基づき、下請予定者に対して、法定福利費の内訳を明示した標準見積書の提出を書面により依頼し、標準見積書が提示された場合はこれを尊重した。			
7	指針第７条第３号の規定に基づき、建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容を有する下請契約書に、指針別表２又は３に掲げる条項を追加して記載することとしている。			－

〔記入要領〕

1　下請注文者は、当該県発注工事に係る全ての下請契約締結前に、その手続等の適否について、上記項目により確認すること。

2　確認項目中、「いいえ」の項目があった場合は、契約の締結前に改善すること。

3　確認項目№.２及び４について、元請負人が監督員から特段の理由がある場合の承認を受けている場合は「はい」とすること。

4　確認項目№.３及び６について、「いいえ」となることが認められるためには、№.３においては２次以下の下請契約をやむを得ず保険加入者以外の者と締結する場合、№.６においては標準見積書の作成を依頼しているにも関わらず下請負人が作成しない場合など、合理的な理由が必要である。

5　元請負人が下請契約を締結したときは、下請契約締結の日の翌日から起算して２０日以内に施工体制台帳等の写し及びこれの添付書類とともに本書を県に提出すること。

また、元請負人以外の下請注文者が下請負契約を締結したときは、元請負人に対して遅滞なく再下請負通知書及びこれの添付書類とともに本書を提出し、それを受けた元請負人は、その写し等を当該下請契約締結の日の翌日から起算して２０日以内に県に提出すること。

6　１から５の要領は、変更契約時も同様とする。

若者にとって働きがいのある建設業であるために

R7.3

みんなで、適切な賃金水準を確保！
社会保険等への加入を徹底！

まじめに働く職人が報われるために

【現状と課題】

- ◆ 近年、建設投資の大幅な減少に伴う競争激化のしわ寄せが、労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少
- ◆ 今、適切な対策を講じなければ、将来の建設産業の存続が危惧される状況

適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底により、就労環境を改善し、若年者の入職が進むような職場とする必要があります。

◆ 適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入徹底の観点から、本県では公共工事設計労務単価を平成25年4月に11．5%、平成26年2月には6．6%、平成27年2月には4．1%、平成28年2月には3．6%、平成29年3月には3．2%、平成30年3月には3．1%、平成31年3月には1．4%、令和2年3月には2．5%、令和3年3月には0．8%、令和4年3月には2．8%、令和5年3月には4．4%、令和6年3月には6．4%、令和7年3月には7．6%引き上げ、平成24年度に比べ約75．5%の上昇となりました。

技能労働者への適切な水準の賃金支払

- □ 適切な価格での下請契約を締結しましょう
- □ 技能労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請しましょう
- □ 雇用する技能労働者の賃金水準を引き上げましょう

社会保険等への加入徹底

- □ 法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ下請契約を締結しましょう
- □ 労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険に加入させましょう

元請による下請への指導　（社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン）

- ➢ 周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導（2次以下を含む。）
- ➢ 未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき
- ➢ 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。加入が確認できない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき

☺社会保険適用除外者（従業員が4人以下の個人事業主や一人親方）や適切な保険に加入している作業員に対して、誤って社会保険等の加入を強制することのないように注意が必要

請負契約における法定福利費の確保　（標準見積書の活用）

元請
- ➢ 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求めましょう
- ➢ 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提示を求めるとともに、提示された場合、これを尊重しましょう

下請
- ➢ 法定福利費が内訳明示された見積書を活用等して、元請に見積提出しましょう

鳥取県県土整備部県土総務課

公共工事設計労務単価（主要 10 職種）変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、全職種平均で平成２５年に１１．５％、平成２６年２月に６．６％、平成２７年２月に４．１％、平成２８年２月に３．６％、平成２９年３月に３．２％、平成３０年３月に３．１％、平成３１年３月に１．４％、令和２年３月に２．５％、令和３年３月に０．８％、令和４年３月に２．８％、令和５年３月に４．４％、令和６年３月に６．４％、令和７年３月に７．６％引き上げられ、平成２４年度に比べ約７５．５％の上昇となりました。主要１０職種の引き上げ率は下表のとおりです。

職種	単価（円）													
	H24.4	対H24.4比 H25.4	対H25.4比 H26.2	対H26.2比 H27.2	対H27.2比 H28.2	対H28.2比 H29.3	対H29.3比 H30.3	対H30.3比 H31.3	対H31.3比 R2.3	対R2.3比 R3.3	対R3.3比 R4.3	対R4.3比 R5.3	対R5.3比 R6.3	対R6.3比 R7.3	上昇率 対H24.4比
特殊作業員	13, 800	10.9% 15, 300	3.9% 15, 900	1.3% 16, 100	5.6% 17, 000	0.0% 17, 000	2.9% 17, 500	4.0% 18, 200	1.6% 18, 500	0.5% 18, 600	5.4% 19, 600	2.0% 20, 000	8.0% 21, 600	6.0% 22, 900	65.9%
普通作業員	10, 800	11.1% 12, 000	4.2% 12, 500	1.6% 12, 700	8.7% 13, 800	0.0% 13, 800	2.9% 14, 200	4.2% 14, 800	1.4% 15, 000	0.0% 15, 000	3.3% 15, 500	3.2% 16, 000	5.0% 16, 800	6.5% 17, 900	65.7%
軽作業員	9, 500	14.7% 10, 900	3.7% 11, 300	0.9% 11, 400	6.1% 12, 100	0.0% 12, 100	3.3% 12, 500	4.0% 13, 000	1.5% 13, 200	0.0% 13, 200	0.0% 13, 200	6.1% 14, 000	8.6% 15, 200	6.6% 16, 200	70.5%
とび工	15, 000	12.0% 16, 800	7.1% 18, 000	5.0% 18, 900	5.3% 19, 900	3.0% 20, 500	3.4% 21, 200	0.5% 21, 300	2.3% 21, 800	0.0% 21, 800	5.0% 22, 900	1.7% 23, 300	3.4% 24, 100	6.6% 25, 700	71.3%
鉄筋工	14, 900	12.1% 16, 700	7.2% 17, 900	5.0% 18, 800	5.3% 19, 800	2.5% 20, 300	3.0% 20, 900	0.5% 21, 000	2.4% 21, 500	0.0% 21, 500	0.0% 21, 500	0.9% 21, 700	17.1% 25, 400	6.3% 27, 000	81.2%
運転手（特殊）	12, 900	10.9% 14, 300	3.5% 14, 800	1.4% 15, 000	5.3% 15, 800	0.0% 15, 800	3.2% 16, 300	4.3% 17, 000	1.8% 17, 300	0.0% 17, 300	4.0% 18, 000	2.2% 18, 400	7.6% 19, 800	5.6% 20, 900	62.0%
運転手（一般）	11, 100	10.8% 12, 300	4.9% 12, 900	1.6% 13, 100	6.1% 13, 900	0.0% 13, 900	2.9% 14, 300	4.2% 14, 900	1.3% 15, 100	2.6% 15, 500	5.2% 16, 300	2.5% 16, 700	8.4% 18, 100	6.1% 19, 200	73.0%
型わく工	14, 600	12.3% 16, 400	7.3% 17, 600	5.1% 18, 500	5.4% 19, 500	2.6% 20, 000	3.0% 20, 600	0.5% 20, 700	2.4% 21, 200	2.8% 21, 800	0.0% 21, 800	6.4% 23, 200	5.2% 24, 400	6.1% 25, 900	77.4%
大工	14, 900	12.1% 16, 700	7.2% 17, 900	5.0% 18, 800	5.3% 19, 800	2.5% 20, 300	3.0% 20, 900	0.5% 21, 000	2.4% 21, 500	0.0% 21, 500	0.0% 21, 500	5.6% 22, 700	3.5% 23, 500	6.4% 25, 000	67.8%
左官	14, 200	12.0% 15,900	7.5% 17,100	5.3% 18,000	5.6% 19,000	2.6% 19,500	3.1% 20, 100	0.5% 20, 200	2.0% 20, 600	0.0% 20, 600	0.0% 20, 600	4.9% 21, 600	3.7% 22, 400	8.9% 24, 400	71.8%

【公共工事設計労務単価とは？】

・公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者５１職種について定めています。

・各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働（所定時間内）に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。

・労務単価の内訳は次のとおりです。

労務単価 ＝ １．基本給相当額 ＋ ２．基準内手当 ＋ ３．臨時の給与 ＋ ４．実物給与

１．基本給相当額　基本給（**法定福利費本人負担分相当額を含む。**）及び出来高給

２．基準内手当　家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など

３．臨時の給与　賞与（ボーナス）など

４．実物給与　通勤定期や食事の支給など

注：法定福利費事業主負担分は、現場管理費に計上されています（労務単価には、法定福利費事業主負担分は含まれていません。）。

・新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。よって、**労務単価が適切な水準に維持されるためには、末端の下請企業の技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが重要となります。**

【例】普通作業員（17,900 円／日、20 日／月勤務）の場合

月当たり 17,900(円/日)×20(日)＝358,000 円となり、これは上記枠内の１．～４．により算定した年収（4,296 千円）を 12 ヶ月で除したものに相当し、法定福利費（雇用保険、医療保険及び年金保険）の本人負担相当額（約１５％）が含まれています。

鳥取県県土整備部県土総務課

公共工事設計労務単価と法定福利費

― 適正な金額での下請契約のために ―

公共工事設計に計上されている各工種の労務費及び諸経費（現場管理費）には、法定福利費が含まれています。下請契約にあたっては、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ金額で締結してください。

また、労働者に法定福利費相当額を含んだ賃金を支払い、社会保険等への加入を徹底しましょう。

なお、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）の算出に当たっては、下記を参考にしてください。

代表的な専門工種の労務に係る法定福利費相当額の算定例（R7.3 月以降）

■標準単価（公共工事設計標準歩掛及び労務単価による）

各工種の標準的な積算条件による単価は以下のとおり（直接工事費原価ベース）ですが、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

工種名	規格	単位	標準単価		
				労務費	器具及び諸雑費
鉄筋工 ※１	D10～D51	t	59,000 円 (100.0%)	57,466 円 (97.4%)	1,534 円 (2.6%)
足場工	手摺先行型 足場	掛㎡	4,332 円 (100.0%)	2,435 円 (56.2%)	1,897 円 (43.8%)
型枠工 ※２	鉄筋・無筋 構造物	㎡	8,165 円 (100.0%)	6,639 円 (81.3%)	1,526 円 (18.7%)

※１　鉄筋工の値は、鉄筋材料費を含まず、また市場単価のため、Ｈ４歩掛の構成比率から算定。
※２　型枠工の値は、施工パッケージのため、構成比から法定福利費の対象となる労務費を算定。

詳細な内訳は、下記ホームページを参照してください。
http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/

注）下請金額には、上記の標準単価の他に、運搬費、会社経費等の諸経費の計上が必要です。

■法定福利経費の算出

	①標準単価 （直接工事費原価）	②うち労務費		③事業主負担分 法定福利費 （現場管理費分に計上）
			うち労働者負担分 法定福利費	
鉄筋工	59,000 円/ t	57,466 円/ t	8,941 円/ t	9,390 円/ t
足場工	4,332 円/掛㎡	2,435 円/掛㎡	378 円/掛㎡	398 円/掛㎡
型枠工	8,165 円/㎡	6,639 円/㎡	1,033 円/㎡	1,086 円/㎡

◎労働者負担分の算定式　労務費×155.60÷1,000
◎事業主負担分の算定式　労務費×163.70÷1,000　　※R7.3 月以降の率

●元請から下請事業主に支払われる部分　⇒①(単価)＋③(事業主負担分法定福利費)

●下請事業主から下請労働者に支払われる部分　⇒②（労務費）

※労務費に労働者負担分法定福利費を含む

鳥取県県土整備部技術企画課

県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事

No.	NAME	SCALE	No.	NAME	SCALE
A－1	改修工事特記仕様書１	―――	E－1	電気設備工事特記仕様書（１）	―――
A－2	改修工事特記仕様書２	―――	E－2	電気設備工事特記仕様書（２）	―――
A－3	改修工事特記仕様書３	―――	E－3	電気設備　1階・2階改修図	１／１００
A－4	改修工事特記仕様書４	―――			
A－5	配置図　付近見取図　仕上表	１／１０００			
A－6	平面図　求積図	１／１００　１／３００	M－1	機械設備工事特記仕様書（１）	―――
A－7	立面図	１／１００	M－2	機械設備工事特記仕様書（２）	―――
A－8	天井伏図	１／１００	M－3	１階配管図・２階配管図	１／１００
A－9	矩計図１	１／３０　１／５	M－4	１階配管図（給湯設備）	１／１００　１／３０
A－10	矩計図２	１／３０			
A－11	外部建具配置図	１／１００			
A－12	建具表	１／１００			
A－13	ボイラー室撤去図	１／３０			

鳥取県
令和６年度
J2400629
東部建築住宅事務所

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎　浩
一級建築士事務所登録　第０３－８７２号　米子市博労町１丁目８番地
一級建築士大臣登録　第１８３６９８号　電話　０８５９（２２）７９１１

設計年月日	設計	工事名称	設計番号
R6.10	岩崎	県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	
		タイトル　縮尺	図面番号

建 築 改 修 工 事 仕 様 書

Ⅰ．工 事 概 要

1．工 事 場 所　鳥取市生山

2．敷 地 面 積　63,499.11 ㎡

3．地 域 地 区　都市計画地域（⊙内 ・外）　市街化調整区域（・内 ・外）
　用途地域（第1種中高層住居専用地域）　防火地域（ 指定なし ）

4．建 物 概 要

番号	名 称	工事種別	構 造	階数	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）
1	記念館棟	改修	木造一部鉄骨造	2	202.09	358.09

Ⅱ．建築改修工事仕様

1．共通仕様

（1） 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下、「標準仕様書」という。）による。

（2） 請負者は、建築基準法に基づく完了検査（中間検査含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意する。

（3） 電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2．特記仕様

（1） 項目は番号に○印のついたものを適用する。

（2） 特記事項は⊙印のついたものを適用する。
⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
⊙印と⊗印のついた場合は共に適用する。

（3） 項目に記載［ ］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（ ）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4） Ⓖ印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和４年２月２５日変更閣議決定）」（環境省のホームページかダウンロード可能）による。

（5） 関係法令（条例を含む）の改正等により、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議を行うものとする。

（6） 材料及び製造所等の記載は順不同である。

章		項 目	特 記 事 項

① 一般共通事項

① 適用基準等

⊗ 建築工事標準詳細図（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（以下「標準詳細図」という）
⊗ 建築改修工事監理指針（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
⊗ 工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編（平成３０年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
⊙ 建築物解体工事標準仕様書（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
⊙ 建築工事監理指針（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

② 官公庁その他への手続［1.1.3］

工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は、本工事請負者の負担とする。

3 電気保安技術者［1.3.3］

担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。

4 工事安全計画書［1.3.7］

建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。

⑤ 発生材の処理等［1.3.12］

・ 引渡しを要するもの（ ）
・ 特別管理産業廃棄物（ ）
　処理方法（ ）
・ 現場において再利用を図るもの（ ）
・ 再生資源化を図るもの
　・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材
・ ＰＣＢ含有シーリング材の調査・処理
　・第一次判定
　　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。
　　　採取箇所　※図示
　　　採取箇所数　計　箇所
　・第二次判定
　　専門分析機関にてＰＣＢ含有量の分析を行う。
　　　分析個数　計　箇所
　・除去処理工事
　　除去範囲　※図示
・ せっこうボードの処理
　・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第９章による
　・ひ素・カドミニウム含有せっこうボード
　　・製造業者に回収委託
　　・埋立処分（管理型最終処分場）
　　　処分施設の名称・所在地（ ）
・ 石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード
　・再資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場）
　　処分施設の名称・所在地（ ）

⑥ 環境への配慮［1.4.1］

化学物質を放散させる建築材料等
1）本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。
2）ホルムアルデヒド放散量の区分において、規制対象外とは次の①又は②に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
3）ホルムアルデヒド放散量の区分において、第三種とは次の①又は②に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
② 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。）に留意する

⑦ 材料の品質等［1.4.2］

材料・機材等の品質及び性能
1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能有するものとする。
2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。
3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
4）本工事に使用する材料のうち、５）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
① 品質及び性能に関する試験データが整備されている。
② 生産施設及び品質の管理が適切に行われている。
③ 安定的な供給が可能である。
④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得している。
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性がある。
⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられている。
5）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	現場発泡断熱材
鉄骨柱下無収縮モルタル	フリーアクセスフロア
無収縮グラウト材	可動間仕切
乾式保護材	移動間仕切
既調合モルタル	トイレブース
ルーフドレン	煙突用成形ライニング材
吸水調整材	天井点検口
錠前類	床点検口
クローザ類	グレーチング
自動扉機構	屋上緑化システム
自閉式上吊り引戸機構	トップライト
重量シャッター	ポリマーセメントモルタル
軽量シャッター	既調合目地材
オーバーヘッドドア	鋳鉄製ふた
防水剤	

⑧ 石綿含有建材の調査［1.5.1］

調査
※石綿含有建材の事前調査
　工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う
　　貸与資料（ ）

・分析による石綿含有建材の調査
　分析対象
　　アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
　分析方法

材料名	分析方法（定性）JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量）JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	・ 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所

　材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
　サンプル数　1箇所あたり３サンプル
　採取箇所　・ 図示

9 施工数量調査［1.6.2］

調査範囲　※外壁（庇、笠木共）　・屋根　・図示
調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示
外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う
屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。
また、その報告書は、調査結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じて写真等を添付する。）

10 調査のための破壊部分の補修［1.6.3］

補修方法　※ 図示

⑪ 技能士［1.7.2］

下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う
（技能士：職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者）
また、その技能士はその者が技能士であることがわかる名札（下図参考）を常時着用する

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	⊙ とび作業
防水改修工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ⊙ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・ 樹脂接着剤注入工事作業
	左官	・ 左官作業
	タイル張り	・ タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	⊙ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	⊙ ガラス工事作業
	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業
	建具製作	・ 木製建具加工作業
	ガラス用フィルム施工	・ 建築フィルム作業
内装改修工事	建築大工	・ 大工工事作業
	建築板金	⊙ 内外装板金作業
	内装仕上施工	・ 鋼製下地工事作業 ・ プラスチック系床仕上工事作業 ・ カーペット系床仕上作業（２級及びプラスチック系仕上げ工事作業を含む） ・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 壁装作業
	左官	・ 左官作業
	タイル張り	・ タイル張り作業
塗装改修工事	塗装	⊙ 建築塗装作業
耐震改修工事	とび	・ とび作業
	鉄筋施工	・ 鉄筋組立作業
	型枠施工	・ 型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
	鉄工	・ 構造物鉄工作業
環境配慮改修工事	配管	・ 建築配管作業
	路面表示施工	・ 溶解ペイントマーカー工事作業
		・ 加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	・ 造園工事作業

《技能士名札参考図》

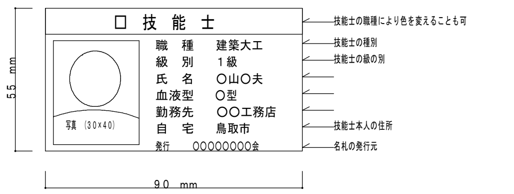

12 化学物質の濃度測定［1.7.9］

1）測定対象室のホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する。
・パラジクロロベンゼンを追加して分析を行う
　測定対象室（ ）
2）パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う。
①３０分間換気
　測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する。
②５時間閉鎖
　①の後、測定対象室すべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。
③測定
　イ ②の状態のままで測定する。
　ロ 測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する。
　ハ 測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする。
④分析
　測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。
⑤その他
　監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受ける。

⑬ 完成写真

下記のものを監督職員に提出する。

区 分	分類・規格	撮影箇所	部数	備考
※ 工事記録写真	カラーサービス判	各工種の工程毎	1部	
※ 完成写真	カラーサービス判	・ 内部　箇所	2部	
		⊙ 外部 4 箇所	2部	
・	カラーキャビネ判	・ 内部　箇所	部	
		・ 外部　箇所	部	
・ パネル	カラー	・ 四ツ切　箇所	2部	
		・ 半切　箇所		
		・ 全紙　箇所		

⊙ 電子データ~~又はネガ~~の提出［工事記録写真］（ ・ 要 ⊙ 不要）
⊙ 電子データ~~又はネガ~~の提出［完成写真］（ ⊙ 要 ・ 不要）

⑭ 完成時の提出図書［1.9.1、2］

下記のものを監督職員に提出する
※ 原図Ａ１版又はＡ２版（設計図の第２原図訂正不可）　0 部
※ ＣＡＤデータ　1 式
※ 原図の大型コピー（白焼）の２つ折製本　2 部
※ 縮小版２つ折製本（Ａ４版）　2 部
・ 複写 縮小版Ａ３バラ焼　部
完成図の種類及び内容（改修前後の状態が分かるように整備する）
⊙ 案内図・配置図 ： 配置図には外構整備、屋外給排水系統図含む
⊙ 改修概要図 ： 改修概要、部位等を表示する
⊙ 平面図 ： 室名、耐震壁（防火壁）、避難施設等を表示する
⊙ 立面図 ： 外壁仕上、補修範囲等を表示する
⊙ 断面図 ： 階高、天井高等を表示する
⊙ 仕上表 ： 屋外、屋内（各階）の仕上表を表示する
・ 構造図 ： 杭、構造躯体等を表示する
⊙ その他 ：（ 設計図書に準ずる ）
⊙ 原図ケース・製本図面の背表紙に「施設コード・部局名称」ラベルを貼付ける

⑮ 設備工事との取り合い

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

設備工事との取り合い		建 築	電 気	機 械
・ コンクリート壁、床、梁貫通部	補強	※	・	・
	開口	・	※	※
・ 鉄骨造の開口及び補強		※	・	・
・ 照明器具・幹線等の吊りボルト		・	※	・
・ 軽量鉄骨壁のボックス取付用下地		・	※	・
⊙ 埋込分電盤・端子盤・プルボックスの仮枠及び埋込部分の補強	仮枠	・	※	・
	補強	※	・	・
・ ＯＡフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強		※	・	・
⊙ 埋込型機器取付用の天井壁の切込加工、下地の補強	切込	・	※	※
	補強	※	・	・
・ 自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアクローザ、フロアヒンジ		※	・	・
・ 電気室、自家発電室などの基礎及びピット（蓋を含む）		※	・	・
・ テレビアンテナ	基礎	※	・	・
	アンカーボルト	・	※	・
・ 天井点検口		※	・	・
・ 機器類のコンクリート基礎	屋内・屋外設置	・	※	※
	屋上設備	※	・	・

⑯ 撤去部分

コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。
　ダイヤモンドカッター切り深さ（※30㎜程度 ・ ）

⑰ 適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
基準風速　Ｖｏ＝ ３０ ｍ／ｓ
地表面粗度区分 ・ Ⅰ ・ Ⅱ ⊙ Ⅲ ・ Ⅳ
積雪区分 平成12年5月31日建設省告示第１４５５号 別表（ 33 ）

⑱ 保全に関する資料［1.9.3］

下記のものをＡ４版ファイルに製本して監督職員に提出する。
⊙ 主な主要資材、機器等のメーカー及び施工者一覧表
⊙ 機器性能試験成績書及び取扱説明書
⊙ 保証書
⊙ 官公署届出書類（保守に必要とするもの）
・ 建築物の保守に関する説明書、指導案内書
・

⑲ 火災保険等

工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。
（保険の加入期間は、工事完成引き渡しまで（概ね工期＋21日）とする。）

20 環境配慮

鳥取県公共事業環境配慮指針　※ 対象工事　・ 非対象工事

21 建設リサイクル法

※ 対象工事　・ 非対象工事

22 鳥取県福祉のまちづくり条例

※ 対象工事　・ 非対象工事

23 景観形成条例

※ 対象工事　・ 非対象工事

24 建築物省エネ法

※ 対象工事　・ 非対象工事

② 仮設工事

1 騒音・粉じん等の対策［2.1.3］

騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　・防音シート
防音パネル、防音シートを取り付ける足場の設置範囲
※ 工事に必要な範囲　・

② 足場その他［2.2.1］［表2.2.1］

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据置き方式又は（３）手すり先行専用方式により行う。
　外部足場 ⊙設置する（範囲 ※工事に必要な範囲 ・ ）　・設置しない
　防護シート ⊙設置する（範囲 ※工事に必要な範囲 ・ ）　・設置しない
　内部足場 ・設置する（※脚立、足場板等 ・ ）　・設置しない
　材料、撤去材等の運搬方法 ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種 ⊙ Ｄ種 ⊙ Ｅ種
　　Ｃ種：利用可能なエレベーター（ ）
　　Ｄ種：利用可能な階段（ ）

③ 既存部分の養生［2.3.1］

養生方法等
・既存部分の養生方法　※ビニルシート、合板等による
・既存家具、既存設備等の養生方法　※ビニルシート等　・
・既存ブラインド、カーテン等の養生方法　※ビニルシート等（取外し再取付けを行う）　・
　保管場所　※構内既存施設内　・
・固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動　※行う（図示）　・
既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれがある場合は養生を行う。また、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

4 仮設間仕切り［2.3.2］

仮設間仕切り及び仮設扉の設置個所　※図示　・
仮設間仕切りの種別と材質等
　・ Ａ種　※ Ｂ種　・ Ｃ種　・ 図示
　Ａ、Ｂ種の仕上げ材　※石こうボード（GB-R 厚さ9.5㎜）　・合板（普通合板 厚さ9㎜）
　Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　・行う　※行わない
　Ａ種のグラスウール等の充填材
　　※ 行う（JIS A 6301グラスウール吸音材２号32K 厚50㎜）
　　・ 行わない
仮設扉の種別　※木製（合板張り程度）　・

⑤ 監督職員事務所［2.4.1］

※ 設ける　㎡程度 ⊙ 設けない
　現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示事項による。
・ 既存建物内の一部を使用する（場所 ）
・ 構内に新設する 規模（ ㎡）

⑥ 表示板

※ 工事表示板

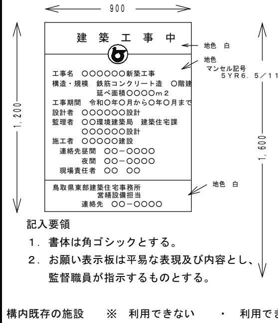

・ お願い表示板

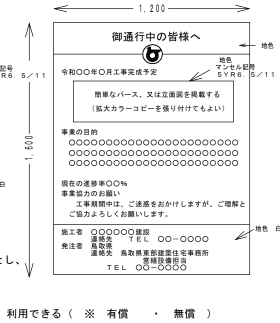

記入要領
1．書体は角ゴシックとする。
2．お願い表示板は平易な表現及び内容とし、監督職員が指示するものとする。

⑦ 工事用水

構内既存の施設　※ 利用できない　・ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償 ）

⑧ 工事用電力

構内既存の施設　※ 利用できない　・ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償 ）

⑨ 工事用仮設物

構内既存の施設　⊙ 利用できない　・ 利用できる

10 工事現場のイメージアップ

③ 防水改修工事

① 降雨時に対する養生方法［3.1.3］

※改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。
・

2 既存防水層の処理［3.1.4］［3.2.3、4、6］

既存保護層の撤去　・行う（範囲 ・図示 ・ ）　・行わない
既存防水層の撤去　・行う（範囲 ・図示 ・ ）　・行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装の除去
・行う（ ・M4AS ・M4ASI ・M4C ・M4DI ・L4X）
・行わない
改修用ドレン
　・設ける（ ・ POAS ・ POASI ・ POD ・ PODI ・ POS ・ POSI ・ POX）
　・設けない

鳥取県
令和６年度
J2400629
東部建築住宅事務所

③ 防水改修工事

3 既存下地の処理
[3. 2. 6]

既存下地の補修及び処置
補修箇所の形状、長さ、数量等　※図示　・
POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し、防水層を非撤去とした立上り部等の処置　※改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による　・
※改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による　・
設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり、丸環の取付け部、塔屋出入口部、防水層末端部の納まり部の処理
※図示による。ただし、図示が無いものは監督職員と協議する。　・

4 アスファルト防水
[3. 3. 2～5]
[表3. 3. 3～10]

屋根保護防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート	立上り部の保護
・P2A	・A－1 ※A－2 ・A－3			※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上又はフラットヤーンクロス70g/㎡程度	・乾式保護材 ・コンクリート押え ・れんが押え ※JIS R 1250
・P1B	・B－1 ※B－2				
・P2AI	・AI－1 ※AI－2 ・AI－3		(材質) ※ JIS A 9521による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン等付き） 厚さ　※25mm ・50mm ・	※フラットヤーンクロス(70g/㎡程度)	
・P1BI	・BI－1 ※BI－2				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書3.3.5及び表3.3.6による
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.4による
平場の保護コンクリートの厚さこて仕上げ
こて仕上げ　※水下　80mm以上　・
床タイル張り　※水上　60mm以上　・
・乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形し、オートクレーブ養生したもの
金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。

（品質・性能）

分類・規格		・窯業系パネルⅠ類（寒冷地仕様）	・窯業系パネルⅡ類（一般地仕様）	・金属複合板
寸法(mm)	厚さ(mm)			
	幅(mm)			
寸法の許容差		厚さ：±10%、-5%、幅：±1%		
出荷時の含水率		出荷時において10%以下		－
曲げ強さ・曲げﾓｰﾒﾝﾄ(N・cm)（ｽﾊﾟﾝ40cmにおける単位幅1cmあたりの曲げﾓｰﾒﾝﾄ）	標準時	550以上	450以上	300以上
	凍結融解完了時（試験サイクル数）	400以上(300)	320以上(200)	250以上(300)
吸水率（%）		20以下	20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.07以下	0.01以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
耐凍結融解性能		曲げ強さ、モーメント凍結融解完了時の試験サイクル後、著しい割れや剥離がなく、外観上異常がないこと		
耐衝撃性能		質量500g（窯業系パネルⅠ類は1,000g）のおもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。		質量500gのおもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。 残留変形量1/100以下かつ加圧時の最大変形量4/100以下
剛性(E×I) スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に、荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性		－	－	80,000N･cm²以上

試験方法
1）寸法の測定方法
（厚さ）供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。
（幅）供試体を平らな台に置き、供試体のほぼ中央１箇所の幅寸法をJIS B 7512「鋼製巻尺」に規定する目量が1mmの１級コンベックスルール又は、JIS B 7516「金属製直直尺」に規定する目量が1mmの１級直尺を用いて測定する。
2）曲げ強度試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン長さは400mmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、凍結融解試験前、同試験100、200、300サイクル完了後の合計４項目にわたって測定する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）
なお、荷重を加える前の平均速度は１～３分間で予想最大荷重に達する程度とする。
3）吸水率試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に準じて行う。
4）難燃性試験は、JIS　A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。
5）吸水による長さ変化率試験は、試験体(幅40mm×長さ160mm×素材厚さ)を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS K 8123「塩化カルシウム（試薬）」に規定する塩化カルシウム又は JIS K 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線間隔が140mmになるように標線を刻む。
その後、1/150mm以上の精度をもつコンパレータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準（L1）とする。次に試験片の長さ方向を水平にこば立てし、その上端が水平下約30mmとなるように保持して、

屋根露出防水　防水層の種類　[表3. 3. 7～9]

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗材 種類	仕上塗材 使用量	高日射反射率の防水の適用 G	備考
・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4			・ ・	・ ※製造所の仕様	・	
・M3D ・P0D	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4			・ ・	・ ※製造所の仕様	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・P0DI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ※DI-2		JIS A 9521（建築用断熱材）に基づく発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材 種類 ※硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号又は2号 ・ 厚さ　※　25mm　・　50mm ・	・ ・	・ ※製造所の仕様	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.7による
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.8及び表3.3.9による
脱気装置の種類
※アスファルトルーフィング類製造所の指定　・
脱気装置の設置数量
※アスファルトルーフィング類製造所の指定　・　個
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示　・
屋内防水　[表3　3．10]

工法	種別	施工場所	保護層
・P1E	・E－1		・設ける
・P2E	※E－2		・設けない

E－1の場合で工程３を行う部位（　※　貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　・　）
押え金物の材質及び形状寸法
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度
屋上排水溝　・図示　・

5 改質アスファルトシート防水
[3. 4. 2、3]
[表3. 4. 1～3]

防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗材 種類	仕上塗材 使用量	高日射反射率防水の適用 G	備考
・M4S	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・	・ ※製造所の仕様	・	
・M3AS ・P0AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・	・ ※製造所の仕様	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		JIS A 9521（建築用断熱材）に基づく発泡プラスチック断熱材 種類 ※　硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 ・ 厚さ　※25mm ・50mm　・	・	・ ※製造所の仕様	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
脱気装置の種類
※改質アスファルトシートの製造所の指定　・
脱気装置の設置数量
※改質アスファルトシートの製造所の指定　・　個
押え金物
※　アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・
絶縁断熱工法の防水湿シート
・設置する
・設置しない

6 合成高分子系ルーフィングシート防水
[3. 5. 2～4]
[表3. 5. 1～3]

防水層の種別　[3. 5. 2～4]　[表3. 5. 1～3]

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗材 種類	仕上塗材 使用量	高日射反射率防水の適用 G	備考
・P0S ・S4S	・S-F1			・	・ ※製造所の仕様	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・S-F2					・	
	・S-M1			・	・ ※製造所の仕様	・	
	・S-M2					・	
	・S-M3					・	
・S3S	・S-F1			・	・ ※製造所の仕様	・	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-F2					・	
・M4S	・S-M1			・	・ ※製造所の仕様	・	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-M2					・	
	・S-M3					・	
・P0SI ・S3SI ・S4SI	・SI-F1		(材質) ※改修標準仕様書3.5.2(c)(3)(ii)による ・ (厚さ)・25mm	・	・ ※製造所の仕様	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・SI-F2					・	
	・SI-M1		(材質) ※改修標準仕様書3.5.2(c)(3)(ii)による ・ (厚さ)・25mm	・	・ ※製造所の仕様	・	
	・SI-M2					・	

S－F1、S－M1、S－F2、S－M2の仕様
※ 非歩行仕様　・軽歩行仕様
SI－F1、SI－F2、SI－M1及びSI－M2における防湿用フィルム
※　設けない　・　設ける
SI－M2の絶縁用シートの材種
※　発泡ポリエチレンシート　・
S－M2及びSI－M2の立上り部の工法
※　接着工法（立上り面のシートの厚さ　※1.5mm　・　）　・機械的固定工法
屋内防水
防水層の種別

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗厚	平場のモルタル塗り 工法	立上り部の保護 モルタル塗厚
・S-C1	・	・	・床塗り ・下地モルタル塗り ・	※7mm以下 ・

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ　・
ルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表9.4.1から表9.4.3による　・
絶縁用シートの材質　※　発泡ポリエチレンシート　・
固定金具の材質及び寸法形状
※　防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので、厚さが０．４mm以上のもの
・
接着工法の場合の脱気装置の種類　※　ルーフィングシートの製造所の仕様
接着工法の場合の脱気装置の設置数量　※　ルーフィングシートの製造所の仕様
プレキャストコンクリート部材下地の目地処理（接着工法の場合）
・　行う（・　図示　・　）　・行わない
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S－F1、SI－F1の場合）
・　行う（・　図示　・　）　・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

7 塗膜防水
[3. 6. 2、3]
[表3. 6. 1～3]

防水層の種類　[3. 6. 2、3]

工法	種別	施工箇所	仕上塗材 種類	仕上塗材 使用量	高日射反射率防水の適用 G	備考
・P0X	※X－1 ・X－2 ・X－1H ・X－2H		・	※主材料の製造所の仕様 ・	・	脱気装置 ・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける　・設けない
・L4X	・X－1 ※X－2 ・X－1H ・X－2H		・	※主材料の製造所の仕様 ・	・	脱気装置 ・設ける　・設けない
・P1Y	※Y－2					保護層 ・設ける　・設けない
・P2Y	※Y－2					保護層 ・設ける　・設けない

X－1（ 絶縁工法）の脱気装置の種類　※　主材料の製造所の仕様　・
X－1（ 絶縁工法）の脱気装置の設置数量　※　主材料の製造所の仕様　・　個

8 シーリング
[3. 7. 2～8]
[表3. 7. 1]

シーリング改修工法の種類　[表3. 1. 2]
⊙シーリング充てん工法
・シーリング再充てん工法
・拡幅シーリング再充てん工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない
エッジング材張り　・適用する　・適用しない
シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
建具廻り	MS-2

仕上げを行わない施工箇所　・　図示による　・　打継目地
シーリング材の目地寸法　※改修標準仕様書３．７．３（ａ）（１）～（３）による
接着性試験　※　簡易接着性試験　・　引張接着性試験

10 とい
[3. 8. 2、3]
[表3. 8. 4]

といの材種　・配管用鋼管　⊙硬質ポリ塩化ビニル管　・
ルーフドレン

種別	施工箇所
・ろく屋根用（・縦型　・横型　）	
・バルコニー用	
・バルコニー中継用	

とい受け金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔
※改修標準仕様書表3.8.2により、溶融亜鉛めっき行ったもの
・
多雪地域　⊙　運用する　・　運用しない
防露材のホルムアルデヒド放散量
※　F☆☆☆☆　・
鋼管製といの防露巻き　・適用する（工法：　※　標準仕様書表13.5.4による　・　）
・適用しない
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法　※図示　・
鋼管製といの防露巻き　※改修標準仕様書表3.8.4による
たてとい受金物の取付け　※図示　・

11 アルミニウム製笠木
[3. 9. 2、3]

[表3. 9. 1]
種類　・オープン形式（・押出250形　・押出300形　・押出350形）
・板材折曲げ形（・オープン形式　・シール形式）
本体幅（　）mm　板厚（※2.0mm　・　mm）
表面処理　種別（　）種　皮膜等の種類（※改修標準仕様書表５．２．２による　・　）
着色（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー）
既存笠木等の撤去　・行う（範囲　・図示　・　）
・行わない
下地補修の工法　※図示　・
板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・
笠木の固定金具の工法等
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

防水改修フロー及び数量
・既存保護層の補修及び処置

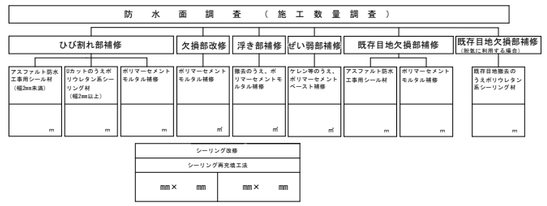

⑤ 建具改修工事

1 改修工法
[5. 1. 3]

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
⊙アルミ製建具		・	⊙	⊙建具表による　・
・樹脂製建具		・	・	・建具表による　・
・鋼製建具	・外部	・	・	・建具表による　・
	・内部	・	・	・建具表による　・
・鋼製軽量建具		・	・	・建具表による　・
・ステンレス製建具		・	・	・建具表による　・

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方　※図示　・
新規建具周囲の補修工法及び範囲　※図示　・

2 防火戸
[5. 1. 4]

・適用する　指定箇所（※建具表による　・　）
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
※連動させる　適用場所（・建具表による　・　）
・連動させない

3 建具見本の製作
[5. 1. 5]

※製作しない　・製作する（納まり等が分かる程度のもの　・　）

4 防犯建物部品
[5. 1. 7]

・適用する　適用箇所（※建具表による　・　）

⑤ アルミニウム製建具
[5. 2. 2～5]
[表5. 2. 2]

性能等級
⊙耐風圧等の等級（　S-4　）、気密等の等級（　A-3　）、水密性の等級（　W-4　）
※改修標準仕様書5.2.1による種別
外部に面する建具　⊙A種（建具符号：　⊙全て　・建具表による　・　）
・B種（建具符号：　・全て　・建具表による　・　）
・C種（建具符号：　・全て　・建具表による　・　）
防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（　・　）
（建具符号：　・建具表による　・　）
断熱ドア、断熱サッシ G　断熱性の等級（　・　）
（建具符号：　・建具表による　・　）
耐震ドアセット　・面内変形追随性の等級（　・　）
（建具符号：　・建具表による　・　）
ステンレス鋼板の材料　※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・
枠の見込み寸法　※建具表による　・
表面処理
外部に面する建具　種別　・BB-1種　・BB-2種　・
着色　※標準色（　）　・特注色（　）
屋内の建具　種別　・BC-1種　・BC-2種　・
着色　※標準色（　）　・特注色（　）
結露水の処理方法　※図示　・
水切り板、ぜん板　※図示　・
※製造所　建築材料・設備機材等品質性能評価事業　建築材料等評価名簿に記載されている製造所

⑥ 網戸等
[5. 2. 3]
[5. 3. 3]

種類	材種	線径	網目
⊙防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製	※0.25mm以上 ・	※16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

鳥取県
令和６年度
J2400629
東部建築住宅事務所

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎 浩
一級建築士事務所登録　第０３－８７２号　米子市博労町１丁目８番地
一級建築士大臣登録　第１８３６９８号　電話 ０８５９（２２）７９１１

設計年月日	設計	工事名称	設計番号
R6.10	岩崎	県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	
		改修工事特記仕様書２	縮尺 —— / 図面番号 A－2

⑤ 建具改修工事

7 樹脂製建具 [5. 2. 2] [5. 3. 2~5]

性能値等
・ 耐風圧の等級（　　　）、気密性の等級（　　　）、水密性の等級（　　　）
※ 改修標準仕様書表5.3.1による種別
外部に面する建具の種別（コンクリート下地及び鉄骨下地）
・A種（建具符号：　・ 全て　・ 建具表による　・　　　）
・B種（建具符号：　・ 全て　・ 建具表による　・　　　）
・C種（建具符号：　・ 全て　・ 建具表による　・　　　）
防音ドア、防音サッシ　　遮音性の等級　・ T－1　・ T－2　・
（建具符号：　・ 建具表による　・　　　）
断熱ドア、断熱サッシ G　　断熱性の等級
・ H－4　・ H－5　・ H－6　・ H－7　・ H－8
（建具符号：　・ 建具表による　・　　　）
断熱ドア、断熱サッシ　G　　断熱性の等級
外部に面する建具の日射熱取得性の等級　・
枠の見込み寸法　※ 建具表による　・
表面色　※ 標準色　・ 特注色
水切り板、ぜん板　※ 図示　・
ガラス　※ 複層ガラス　・

8 鋼製建具 [5. 2. 2] [5. 4. 2~4] [表5. 4. 2]

性能等級（建具符号：　・ 建具表による　・　　　）
簡易気密型ドアセット　気密性の等級　・ A－3
水密性の等級　・ W－1
外部に面する建具の耐風圧性の等級　・ S－4　・ S－5　・ S－6
防音ドア、防音サッシ　　遮音性の等級（ ・　　　）
断熱ドア、断熱サッシ G　　断熱性の等級（ ・　　　）
耐震ドア　　面内変形追随性の等級（ ・　　　）
ステンレス鋼板の材料　※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・
くつずりの仕上げ
ステンレス鋼板を用いる場合　※ＨＬ以上
鋼板類の厚さ　※ 改修標準仕様書表5.4.2による　・

9 鋼製軽量建具 [5. 2. 2] [5. 5. 2~4]

性能等級（建具符号：　・ 建具表による　・　　　）
簡易気密型ドアセット　・ 適用する
防音ドア、防音サッシ　　遮音性の等級（ ・　　　）
断熱ドア、断熱サッシ G　　断熱性の等級（ ・　　　）
耐震ドア　　面内変形追随性の等級（ ・　　　）
鋼板の材料　※ 亜鉛めっき鋼板　・ ビニル被覆鋼板　・ カラー鋼板　・ ステンレス鋼板
ステンレス鋼板の材料　※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・
鋼板類の厚さ　※ 改修標準仕様書表5.5.1による　・
召合せ、縦小口包み板の材質　※ 鋼板　・

10 ステンレス製建具 [5. 2. 2] [5. 4. 2] [5. 6. 2~5]

性能等級（建具符号：　・ 建具表による　・　　　）
簡易気密型ドアセット　・ 適用する
外部に面する建具の耐風圧性の等級　・ S－4　・ S－5　・ S－6
防音ドア、防音サッシ　　遮音性の等級（ ・　　　）
断熱ドア、断熱サッシ G　　断熱性の等級（ ・　　　）
耐震ドア　　面内変形追随性の等級（ ・　　　）
ステンレス鋼板の材料　※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・
表面仕上げ　※ ＨＬ仕上げ　・ 鏡面仕上げ　・
ステンレス鋼板の曲げ加工　※ 普通曲げ　・ 角出し曲げ（ ・ a角　・ b角　・ c角）

⑪ 建具用金物 [5. 8. 2、3]

金物の種類・見え掛り部の材質等
金物の種類及び見え掛かり部の材質等　※改修標準仕様書 表5.8.1及び適用は建具表による　・
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　※改修標準仕様書 表5.8.2による　・
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　※改修標準仕様書 表5.8.3による　・
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置　・建具表による

・錠前類（シリンダー箱錠及びシリンダー本締り錠）
（品質）
デッドボルトの出寸法は17mm以上とする。 鍵付きのものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。
（性能）
使用頻度による 性能
1)（シリンダ箱錠のみ）ラッチボルトの開閉繰り返し試験（40万回）を行った後、ハンドルでの開閉操作力及びラッチング力が試験前の2倍未満であり、動作に支障がない。
2)キーによるデッドボルトの施解錠繰り返し試験（10万回）を行った後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。（シリ ンダ本締り錠のみ）シリンダ単体の施解錠繰り返しの評価は、シリンダだけの回転トルクが10N･cm以下とする。
3)キーによる施錠機構の施解錠繰り返し試験（10万回）を行なった後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。
4)キーの抜き差し繰り返し試験（10万回）を行なった後、キーの抜き差 しに要する荷重は10 N以下である。また、未使用の合鍵でシリンダが回 転でき、かつ、1箇所1段差浅い刻みをもつ異なるキーでは、シリンダが回転しないこと。（キーに加えるトルクは、150N･cmとする）

外力に対する性能
1)デッドボルトの押込み強度試験(10KN)を行った後、荷重を除いたときのデッドボルトの出寸法は8mm以上であること。
2)デッドボルトの側圧強度試験(10KN)を行った際、加圧板がデッドボルトを通過しない。
3)デッドボルトの押込み強度(衝撃荷重)試験(58.8J)の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（デッドボルトの突出量が8mm未満）にならないこと。
4)デッドボルトの側圧強度(衝撃荷重)試験(58.5J)の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態(加圧板がデッドボルトを通過した状態)にならないこと。
5)(シリンダ本締り錠はグレード3以上の彫込錠の場合) ストライクプレートの厚さ1.5mm以上のステンレス鋼製とし、トロヨケは厚さ1.6mm以上の鋼板の一体絞りとする。又はストライクの強度と同等以上の強度を持つものとする。

使用扉の質量に対する性能（シリンダ箱錠のみ）
1)ラッチボルトの側圧強度試験(4KN)を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がない。
2)レバーハンドルのねじり強度試験(3.5KN･cm)を行った後、トルクを除いたとき､ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
3)握り玉のねじり強度試験(3KN･cm)をおこなった後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され､かつ､施解錠操作に支障がない。
4)ハンドルの引張強度試験(2KN)を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
5)ハンドルの垂直荷重強度試験(2KN)を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。

鍵
1)かぎ（鍵）数は、1.5万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かぎ（鍵）違い数とみなさないものとする。
2)同一タンブラーの使用数は、60%以下とする。また、6本タンブラーにおいては、キーの同一刻みは、最大2連続までとしていること。
試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物-錠-第1部：試験方法）による。

・錠前類（レバーハンドル）
（性能）
ねじり強度
レバーハンドルのねじり強度試験(3.5KN･cm)を行った後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される際は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。

引張り強度
ハンドルの引張強度試験(2KN)を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
試験方法は、JIS A 1541-1-2006及びJIS A 1541-1（建築金物-錠-第1部：試験方法）による。

垂直荷重強度
ハンドルの垂直荷重強度試験（2 KN）を行い、荷重を除いたとき、ハン ドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠 は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。 試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第１部：試験方法）による。

・クローザー類
（品質・性能）

区分 / 性能試験項目				①ドアクローザ		②ヒンジクローザ		③フロアヒンジ	
初期値	閉じ力及び効率による区分（注1）（注1）（注2）	Grade2	番手	閉じﾓｰﾒﾝﾄ(N･m)	効率(%)	閉じﾓｰﾒﾝﾄ(N･m)	効率(%)	閉じﾓｰﾒﾝﾄ(N･m)	効率(%)
			1	5以上	30以上	5以上	30以上	5以上	30以上
			2	10以上	30以上	10以上	30以上	10以上	30以上
			3	15以上	35以上	15以上	35以上	15以上	35以上
			4	25以上	40以上	25以上	40以上	25以上	40以上
			5	35以上	45以上	35以上	45以上	35以上	45以上
			6	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上
	閉じ速度(秒)			常温(5～35℃)無風状態において、開扉(70°)から全閉(0°)までの時間を5～8秒に調整できること。					
	温度依存性(℃)			緩衝油の流動点は、JIS K 2259(原油及び石油製品の流動点並びに石油製品量り点試験方法)により測定し、-15℃以下であること。					
	ストップ力（注2）	ストップ入力		60N･m以下 但しｺﾝｼｰﾙﾄﾞ型は200N･m以下		100N･m以下		100N･m以下	
		ストップ解除力		8N･m以上		3N･m以上		10N･m以上	
	バックチェック性能(秒)（バックチェック機能を有する機種のみ適用）			ドア開扉方向に荷重60N/㎡を開扉50°から負荷する。ﾊﾞｯｸﾁｪｯｸ開始角度(70～85°)から更に20°まで開く間の時間は0.8秒以上としていること。		―		―	
	ﾃﾞｨﾚｰﾄﾞｱｸｼｮﾝ性能(秒) ﾃﾞｨﾚｰﾄﾞｱｸｼｮﾝ解除角度(60～75°)（ﾃﾞｨﾚｰﾄﾞｱｸｼｮﾝ機能を有する機種のみ適用）			開扉90°の位置からﾃﾞｨﾚｰﾄﾞｱｸｼｮﾝ解除角度までの時間が10秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		―		―	
	戸の開閉位置（中心吊り込み両自由のみに適用）			―		―		―	
耐久性	繰返し開閉後の閉じﾓｰﾒﾝﾄ(N･m)			耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の効率(%)	Grade2		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の閉じ速度(秒)			耐久試験後も上記初期値を満足していること。					
	繰返し開閉後のﾊﾞｯｸﾁｪｯｸ性能（秒）			耐久試験後も上記初期値を満足していること。		―		―	
	繰返し開閉後のﾃﾞｨﾚｰﾄﾞｱｸｼｮﾝ性能（秒）			耐久試験後も上記初期値を満足していること。		―		―	
	繰返し開閉後の戸閉鎖位置(mm)			―		―		耐久試験後±6mm以内	
耐久性の試験回数（繰返し開閉回数）		Grade2		20万回		10万回		30万回	

注１　ﾊﾟﾗﾚﾙ取付けは、右記の閉じﾓｰﾒﾝﾄの70%程度までとする。
注２　ｺﾝｼｰﾙﾄﾞ型は右記の閉じﾓｰﾒﾝﾄの50%程度までとする。
Grade１を選定する場合は、図示による。
（試験方法）
1)性能試験は、JIS A 1510-3（建築用ドア金物の試験方法-第3部：フロアヒンジ、ドアクローザ及びヒンジクローザ）に規定する試験方法による。
2)試験ﾄﾞｱの質量は､1番手は25kg､2番手は40kg､3番手は60kg､4番手は80kg､5番手は100kg､6番手は120kgとする。

⑫ 鍵 [5. 8. 4]

マスターキー　⊙製作する（　　組）　・製作しない　・既存に組込む
鍵の製作本数　※各室３本１組（室名札付き）
鍵箱　・設ける　（　　組用　組）　・設けない

13 自動ドア開閉装置 [5. 9. 2、3]

引き戸用駆動装置
性能
・
※改修標準仕様書 表5.9.1による
種類　・SSLD-1　・SSLD-2　・DSLD-1　・DSLD-2
車椅子使用者用便房出入口 引き戸用駆動装置
性能
・
※改修標準仕様書表5.9.2による
引き戸用検出装置の種類及び必要性能項目
・
引き戸用検出装置
性能
※改修標準仕様書表5.9.3による
種類　・光線（反射）センサー　・熱線センサー　・音波センサー　・光電センサー
・電波センサー　・タッチスイッチ　・押しボタンスイッチ
タッチスイッチの種類　・ 無線式タッチスイッチ　・ 光線式タッチスイッチ
車椅子使用者用便房スイッチの種類
・ 大形（開・閉）押しボタンスイッチ　・ 非接触式スイッチ
戸の開閉方式　※建具表による　・
防錆　・適用する　・適用しない
凍結防止措置　・適用する　・適用しない

14 自閉式上吊り引戸装置 [5. 10. 3]

性能等　※改修標準仕様書5.10.3による　・
（試験方法）
（１）耐久性（開閉繰り返し）試験 閉については外力によらず、試験体の自閉装置及び制御装置のみにより戸を開端位置から閉端位置までの作動を確認できる試験を行う。
同試験に用いる試験体は片引戸とし、開口内法有効高さ2,000mm、幅は最大寸法とする。
適用戸総質量の区分毎に試験を行う。自閉装置、制御装置は10万回以上の時点で1回のみ調整を行えるものとし、また、その他の制御装置についてはメーカーの耐久性能試験成績書において2万回以上の耐久性能を確認することで、試験に代えることができるものとする。
（２）耐衝撃性試験 落下高さ17cmにて、ドアの中央部にドアが外れる方向に衝撃を与える。
耐衝撃性試験に用 いる試験体は片引戸、開口内法有効寸法は高さ2,000mm、幅900mmとする。
適用戸総質量の区分毎に試験を行う。
（３）気密性能試験　JIS A 1516「建具の気密性試験方法」による。

15 重量シャッター [5. 11. 2、3]

シャッターの種類　・管理用シャッター
・外壁用防火シャッター
・屋内用防火シャッター
・防煙シャッター
外部開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度（　　　）Pa
開閉方式の種類　※ 電動式（手動併用）　・手動式
急降下制御装置、急降下停止装置を設けた電動シャッターの設置箇所
※図示　・
障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置個所
※図示　・
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構の設置個所
※図示　・
適用する危害防止機構　※改修標準仕様書5.10.2(4)(ｴ)(a)かつ(b)
※改修標準仕様書5.10.2(4)(ｴ)(b)かつ(b)
管理用シャッターのシャッターケース　・設ける　・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類　・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量　※Z12又はF12を満足するもの　・

16 軽量シャッター [5. 11. 2~4]

開閉形式の種類　※手動式　・電動式（手動併用）
耐風圧強度　（　　　）Ｎ／㎡
安全装置を設けた電動シャッターの設置箇所　※図示　・
スラットの材質の種類
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼板）
めっきの付着量　※Z06又はF06を満足するもの　・
・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼板）
めっきの付着量　※AZ90を満足するもの　・
スラットの種類　※インターロッキング形　・オーバーラッピング形
シャッターケース　※設ける　・設けない
ガイドレール（中柱共）の材質　※ステンレス鋼板（SUS304）厚さ1.0mm　・
座板の材質（屋外の場合）　※ステンレス製既製品　・

17 オーバーヘッドドア [5. 13. 2、3]

セクション材料による区分	風圧力による強さの区分	開閉方式による区分	収納方式による区分	ガイドレールの材料
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・175(1750) ・125(1250) ・100(1000) ・75(750) ・50(500)	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

障害物感知装置を設けた電動式シャッターの設置個所　※図示　・

18 木製建具 [5. 7. 2~4]

建具材の加工、組立時の含水率　※Ａ種　・
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※　Ｆ☆☆☆☆　・
・フラッシュ戸
表面材の合板の品質等

合板の種類	規格等	備考
・普通合板G	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （※ラワン合板程度　・　　　） 不透明塗料塗り （※しな合板程度　・　　　） 板面の品質（・広葉樹１等　・　　　） 接着の程度（・1類　・2類）	
・天然木化粧合板G	樹種名（　　　） 接着の程度（・1類　・2類）	
・特殊加工化粧合板G	化粧加工の方法 （・オーバーレイ　・プリント　・塗装） 表面性能（　　　）タイプ 接着の程度（・1類　・2類）	
・ミディアムデンシティファイバーボード（ＭＤＦ）G	表裏面の状態による区分（　　　） 曲げ強さによる区分（　　　） 接着剤による区分（　　　） 難燃性による区分（　　　）	

表面板の厚さ　※改修標準仕様書表5.7.6による
・かまち戸
かまち樹種（　　）　鏡板樹種（　　）
見込み寸法　※36mm　・建具表による　・
・ふすま
張りの種別（・Ⅰ型　・Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外）　・鳥の子　・新鳥の子又はビニル紙程度
縁仕上げ　・塗り縁　・生地縁（無地）　・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法　※19.5mm　・建具表による　・
・戸ぶすま
見込み寸法　※ 30mm　・建具表による　・
・紙張り障子
見込み寸法　※ 30mm　・建具表による　・
枠、くつずりの材料　・建具表による　・
※取付け調整は、１名以上の技能士が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

⑲ ガラス [5. 14. 2~4]

下記のガラス以外の品種、厚さの呼びによる種類等
※ 建具表による　⊙ フロート板ガラス JIS R 3202
合わせガラスの材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、合わせガラスの合計厚さ及び特性による種類
※ 下記以外は建具表による　・

材料板ガラスの種類、組合せ	落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性による種類
・フロート板、フロート板合わせガラス ・	・Ⅰ類　・Ⅱ－1類 ・Ⅱ－2類　・Ⅲ類

強化ガラスの形状による種類、材料板ガラスの種類による名称及び特性による種類
※ 下記以外は建具表による　・

材料板ガラスの種類による名称	材料板ガラス	破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類
⊙フロート強化ガラス	⊙フロート板ガラス ・	・Ⅰ類　⊙Ⅲ類
・	・	

熱線吸収板ガラスの材料板ガラスによる種類、厚さによる種類及び性能による種類
※ 下記以外は建具表による　・

材料板ガラスによる種類	性能による種類	色調
・熱線吸収フロート板ガラス ・熱線吸収網入り磨き板ガラス	・１種　・２種	・グリーン　・

複層ガラスの材料板ガラスの種類、厚さの組合せ及び複層ガラスの厚さ
※ 下記以外は建具表による　・

断熱性による区分	乾燥気体の種類
・Ｔ１　・Ｔ２　・Ｔ３　・Ｔ４　・Ｔ５　・Ｔ６	・空気　・アルゴン　・

日射取得性、日射遮蔽性による区分	乾燥気体の種類
・Ｇ　・Ｓ	・空気　・アルゴン　・

熱線反射ガラスの材料板ガラスの種類及び厚さによる種類
※ 下記以外は建具表による　・

材料板ガラスによる種類	日射熱遮蔽性による区分	耐久性による区分
色調（・ブルー　・グレー　・　　　）	・１種	Ａ類
	・２種	・Ａ類　・Ｂ類
	・３種	Ｂ類

反射被膜面　・ 内面　・ 外面
映像調整　・ 行わない　・ 行う

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラスの留め材	ガラス溝の大きさ（mm）
アルミニウム製	※シーリング材 ・ガスケット ・グレイジングチャンネル形 ・	※建具の製造所の仕様による ・
鋼製及び鋼製軽量	※シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・
ステンレス製	※シーリング材	※建具の製造所の仕様による ・
樹脂製	※シーリング材 ・ガスケット ・グレイジングチャンネル形 ・	※建具の製造所の仕様による ・

20 ガラスブロック積み [5. 14. 5]

［5. 14. 5］

表面形状	呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調 クリア	色調 乳白	目地幅(mm) 平積み	目地幅(mm) 曲面積み	伸縮調整目地位置(mm)	防火性能
・正方形	・125×125	80	・	・	※8～15 ・ ・	外側 ※15以下 ・ 内側 ※6以上 ・	※6m以下ごとに幅10～15 ・図示 ・	・無し ・有り
	・160×160	・95 ・125	・	・				
	・200×200	・95 ・125	・	・				

壁用金属枠及び補強材の材質・形状　※図示　・　　　）　・設けない
力骨　材質　※ステンレス鋼（SUS304）　・
寸法　※径5.5mm　・
形状　※はしご形状複筋及び単筋　・
化粧目地モルタルの色（　　　）
シーリングの種類（　　　）
金属製化粧カバー　材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
寸法　※図示　・
形状　※図示　・
工法　建築基準法に基づき定まる風圧力の（・１　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
目地部の横力骨の納まり
※ガラスブロック製造所の仕様による　・図示　・

21 ガラス用フィルム

種類	記号 内張り用	記号 外張り用	その他性能等
・日射調整フィルム G	・ＳＣ－１	・ＳＣ－２	日射遮へい性能による区分 ・Ａ　・Ｂ　・Ｃ　・Ｄ　・Ｅ
・低放射フィルム	・ＬＥ		熱貫流率による区分 ・Ａ　・Ｂ　・Ｃ　・Ｄ
・衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ＧＩ－１	・ＧＩ－２	
・層間変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ＧＤ－１	・ＧＤ－２	
・ガラス貫通防止フィルム	・ＳＦ		ガラスの貫通防止性能による区分 ・Ａ　・Ｂ

品質　JIS A 5759による

6 内装改修工事

1 他の部位との取り合い等 [6. 1. 3]

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁面及び床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げとする　・図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※壁面より両面600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げとする　・図示
既存天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修
※既存のまま　・図示

2 既存床の撤去及び下地補修 [6. 2. 2]

ビニル床シート等の撤去　※仕上げ材のみ（接着剤共）
・下地モルタル共（・図示の範囲　・撤去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　・機械的除去工法　・目荒し工法
既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による。
改修後の床の清掃範囲　※改修部の端部より１ｍ程度　・

3 既存壁の撤去及び下地補修 [6. 3. 2]

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※改修標準仕様書4.4.9によるモルタル塗り
（仕上げ厚又は全厚25mmを超える場合の処置　※図示　・　　　）

鳥取県 令和６年度 J2400629 東部建築住宅事務所

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎 浩
一級建築士事務所登録　第０３－８７２号　米子市博労町１丁目８番地
一級建築士大臣登録　第１８３６９８号　電話 ０８５９（２２）７９１１

設計年月日	設計	工事名称	設計番号
R6.10	岩崎	県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	
		改修工事特記仕様書３	縮尺 ―― / 図面番号 A－3

⑥ 内装改修工事

4 製材 G
[6. 5. 2]

ホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・
※木材のうち、杉、桧及び松は、「鳥取県産材産地証明制度」の認証を受けたものを使用する。

・JAS 1083-5　製材－第５部に基づく下地用製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の利用
			※２種 ・		※Ａ種　・Ｂ種 ・		・

・JAS 1083-2　製材－第２部に基づく造作用製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の利用
見え掛り面			※上小節 ・		※Ａ種　・Ｂ種 ・		・
見え掛り面以外			※小節以上 ・		※Ａ種　・Ｂ種 ・		・

・JAS 1083-6　製材－第６部に基づく広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の利用
			※１等 ・		※10%以下　・Ａ種 ・Ｂ種		・

・JAS 1083（製材）以外の製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	間伐材等の利用
			（　　） 造作材の場合 （※A種・B種）	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種 ・	・

5 造作用集成材 G
[6. 5. 2]

ホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・
・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	見付け材面数	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					※１等　・２等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品目	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面数	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板： 芯材　： ：				※１等 ・２等	・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※１５%以下　・	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材　：				※１５%以下　・	・

6 造作用単板積層材 G
[6. 5. 2]

ホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・
・JAS 0701に基づく造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の化粧加工	防虫処理	間伐材等の適用
			・有り（加工　・天然木加工　・塗装加工） ・無し（等級：　　）	・適用する ・適用しない	・

・JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
			・有り （加工　・天然木加工　・塗装加工） ・無し（　　）	・適用する ・適用しない	※ 14%以下 ・	・

・JAS 3079に基づく直交集成材（ＣＬＴ）

施工箇所	品名	曲げ強度（強度等級）	種別	強度性能（使用環境）	樹種名	寸法(mm)	間伐材等の利用

7 床張り用合板等
[6. 5. 2]

ホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・
・普通合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防炎処理	間伐材等の適用
	※5.5 ・		※１類 ・２類	広葉樹 ※2等以上　・1等 針葉樹 ※C-D以上　・	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・

・構造用合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	※12 ・	※2級以上 ・1級		※１類 ・特類	※C-D以上 ・		・適用する ・適用しない	・適用する （　　） ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			※１類　※特類	・適用する ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 G

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			※１類　・２類	・適用する ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防虫処理	間伐材等の適用
		※１類　・２類			・適用する ・適用しない	・

・パーティクルボード G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分
	※15 ・		※13タイプ ・	※P又はM ・	

・構造用パネル

施工箇所	厚さ(mm)	等級
		・１級　・２級　・３級　・４級

・ミディアムデンシティーファイバーボード（ＭＤＦ） G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	間伐材等の適用

8 防腐・防蟻処理
[6. 5. 5]

・防腐、防蟻処理を省略できる樹種による製材
　適用部位：（　　）

・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
	・Ｋ２　※Ｋ３　・Ｋ４

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法
	※標準仕様書12.3.1(イ)(b)①～④による

・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理
　適用部位：（　　）
・合板等の加圧注入処理等の適用
　適用部位：（　　）

9 軽量鉄骨天井下地
[6. 6. 2～4]

野縁等の種類
　屋外（※　25形　・　19形）　屋内（※　19形　・　25形）
・　屋外の軒天井、ピロティ天井等
　工法
　建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
　野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔　・図示　・
　周辺部の端からの間隔　・図示　・
　野縁の間隔　・図示　・
既存の埋込みインサート　・使用する　・使用しない
あと施工アンカーの確認試験
　・行う（試験箇所数　※屋内の場合　当該階において3箇所　・　　）
　　（確認強度　※改修標準仕様書6.6.4(1)(ｳ)による　・　　）
　・行わない
・　吊りボルトの間隔が900mmを超える場合
　補強方法　※　図示　・
・　天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合
　補強方法　※　改修標準仕様書6.6.4(8)による　・図示
・　天井　のふところが3.0mを超える場合
　補強方法　※　図示　・
・　天井下地材における耐震性を考慮した補強
　補強箇所　※　高さが６ｍを超える天井、それ以外は図示　・
　補強方法　※　「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成25年 国土交通省告示第771号）第3第2項第二号に適合させる。
　・　図示

10 軽量鉄骨壁下地
[6. 7. 3,4]
[表6. 7. 1]

スタッド、ランナの種類
※改修標準仕様書表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類　・　図示
スタッドの高さが5．０ｍを超える場合　※　図示
出入口及びこれに準ずる開口部の補強　※　標準仕様書14.5.4(5)による　・

11 ビニル床シート
[6. 8. 2,3]

種類の記号	色柄	特殊機能	厚さ(mm)	備考
※ＦＳ	・無地 ・マーブル柄 ・柄物	・帯電防止 ・耐動荷重性 ・防滑性	※2.0 ・	

※接合部の処理（工法　※　熱溶接工法　・　　）　・突付け（施工箇所：　　）
特殊機能
　帯電防止　・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満
　　又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7}～$1\times10^{10}\Omega$ 程度
　・

12 ビニル床タイル G
[6. 8. 2]

種類の記号	色柄	寸法	特殊機能	厚さ(mm)	備考
※ＫＴ ・ＴＴ　・ＦＴ ・ＦＯＡ　・ＦＯＢ	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・500×500	・帯電防止 ・防滑性	※ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0	

特殊機能
　帯電防止　・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満
　　又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7}～$1\times10^{10}\Omega$ 程度
　・

13 接　着　剤
[6. 5. 3,4]
[6. 8. 2]
[6. 9. 3]
[6. 11. 4,5]

接着剤は可塑剤（難揮発性の可塑剤を除く）が添付されていないものとする。
ホルムアルデヒド放散量
　※　Ｆ☆☆☆☆　・
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別
　・　図示　・

14 ビニル幅木
[6. 8. 2]

材質の種類　※軟質　・硬質
高さ(mm)　※60　・75　・100
厚さ(mm)　※1.5以上　・

15 ゴム床タイル
[6. 8. 2]

材質の種類　※単層品　・複層品
色柄　（　　）
厚さ(mm)　・3.0　・4.5　・6.0　・9.0
寸法(mm)（　　）

16 カーペット敷き G
[6. 9. 2,3]
[表6. 9. 1]

・織じゅうたん　　[表6.9.1]

種別	パイル形状	織り方	色柄等	帯電性	備考
・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用	・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	※無地 ・柄物 （標準品）	・適用する ・適用しない	

・　タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ（mm）	工法	帯電性	備考
・カットパイル	・5～7　・	※全面接着工法 ・グリッパー工法	・適用する ・適用しない	
・ループパイル	・4～6　・			
・カット、ループ併用	・			

・タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ（mm）	備考
※ ループパイル	※ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	
・ カットパイル	・ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	
・ カット・ループ併用	・ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	

タイルカーペットの敷き方　平　場　※市松敷き　・機種流し　・
　　階段部分　※機種流し　・市松敷き　・
下敷き材　※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ 8mm　・
見切り、押え金物の材質、種類及び形状　※図示　・

17 合成樹脂塗床
[6. 10. 2,3]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床			・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床		・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			※平滑仕上げ

塗料のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆

18 防じん用塗床

材料　水性アクリル系樹脂塗材とし、製造所の指定する製品とする。
工法　製造所の指定する工法とする。
　　なお、上塗りは２回塗りとし、総塗布量は0.25kg/㎡とする。
仕上げの種類　※　平滑仕上げ　・　防滑仕上げ　※標準色　・
JIS K 5970に基づく塗料のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・

19 フローリング張り G
[6. 11. 2～6]

単層フローリング

種類	工法	樹種	厚さ（mm）	間伐材等の適用
・フローリング1号 ボード１等	・釘留め工法（根太張り）	※ なら　・	15	・
	・釘留め工法（直張り）	※ なら　・	・12　・	・
	・接着工法	※ なら　・	・ 8　・	・
・フローリング ブロック１等	・接着工法	※ なら　・	15	・

フローリングボードの大きさ　※改修標準仕様書表6.11.1、3、5による　・

複合フローリング

種類	工法	樹種	種別	厚さ（mm）	間伐材等の適用
・天然木化粧複合 フローリング	・釘留め工法（根太張り） ・釘留め工法（直張り）	※ なら ・	・A種 ・B種 ※C種	・15　・ ・12　・ ・12　・	・
	・接着工法	※ なら ・	・A種 ・B種 ※C種	・12　・ ・12　・ ・12　・	・

フローリングボードの大きさ　※改修標準仕様書表6.11.2、4、6による　・
フローリング及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量　※ Ｆ☆☆☆☆　・
接着工法の場合の裏面緩衝材　※合成樹脂発泡シート
現場塗装仕上げ　・行う（施工箇所　　）
　　※ウレタン樹脂ワニス塗り
　　・オイルステインの上、ワックス塗り
　　・生地のままワックス塗り
　　・行わない
県産材の活用　・適用する（樹種　　）　・適用しない

20 畳敷き
[6. 12. 2]

種別　・A種　・B種　・C種　・D種（畳床：・KT-Ⅰ　・KT-Ⅱ　・KT-Ⅲ　・KT-K　・KT-N）
　下地の種類　・標準仕様書表12.6.1による床組
　　・ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン　）G
　　・
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
衝撃緩和型畳（畳表：　・Ｃ１　・Ｃ２）

㉑ せっこうボードその他のボード及び合板張り
[6. 13. 2,3]

種　類	JIS記号	厚さ(mm)、規格等
・ 硬質木毛セメント板 G	HW	・ 15　・ 20　・ 25　・
・ 中質木毛セメント板 G	MW	・ 15　・ 20　・ 25　・
・ 普通木毛セメント板 G	NW	・ 15　・ 20　・ 25　・
・ 硬質木片セメント板 G	HF	・ 12　・ 15　・ 18　・ 21　・
・ 普通木片セメント板 G	NF	・ 30　・
⊙ けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ 2（無石綿）　⊙6　・8
・ ロックウール化粧吸音板	DR	・ フラットタイプ（・ 9 ・ 12 ・　）　・不燃 ・ 凹凸タイプ（・ 12　・ 15　・ 19　・　）　・不燃
・ ロックウール吸音ボード1号	RW-B	・ 25　・
・ グラスウール吸音ボード32K	GW-B	・ 25(ガラスクロス包)　・
・ せっこうボード	GB-R	※12.5（不燃）　・15（不燃）
・ 不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5（不燃）　化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様）
・ シージングせっこうボード	GB-S	12.5（・不燃　・準不燃）
・ 強化せっこうボード	GB-F	・ 12.5（不燃）　・ 15（不燃）
・ せっこうラスボード	GB-L	9.5
・ 化粧せっこうボード（木目）	GB-D	12.5（不燃）幅 440mm 程度 模様（・ 柾目　・ 板目） 専用下地材有り

⑦ 塗装改修工事

① 材料
[7. 1. 3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
　※Ｆ☆☆☆☆　・
防火材料
　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
　・次の箇所を除き防火材料とする（・　　）

② 下地調整
[7. 2. 1～7]

塗替え種別がＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
　※劣化部分は除去し、活膜部分は残す

下地調整、素地ごしらえ

下地面の種別	塗替え 下地調整の種別	新規 素地ごしらえの種別	ひび割れ部の補修
木部	※ＲＢ種　・	・Ａ種　・Ｂ種	―
鉄鋼面	※ＲＢ種　・	Ｃ種	―
鉄鋼面（ＤＰ）	※ＲＢ種　・	Ｂ種	―
亜鉛めっき面	※ＲＢ種　・	・Ａ種　・Ｂ種	―
モルタル面、せっこうプラスター面	※ＲＢ種　・	・Ａ種　・Ｂ種	・行う
コンクリート面、 ＡＬＣパネル面（ＤＰ以外）	※ＲＢ種　・	Ｂ種	・行う
コンクリート面、 押出成形セメント板（ＤＰ）	※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　・Ｂ種	・行う ―
せっこうボード面、その他ボード面	※ＲＢ種　・	・Ａ種　・Ｂ種	―

3 錆止め塗料塗り
[7. 4. 2,3]

錆止め塗料塗りの種別

塗　装　面			塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	ＳＯＰ	新規見え掛り		・Ａ種　・
		新規見え隠れ		・Ｂ種　・
		塗替え		・Ｃ種　・
	ＥＰ－Ｇ	新規見え掛り	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　・
		新規見え隠れ		・Ｂ種　・
		塗替え		・Ｃ種　・
	ＤＰ	新規		・Ａ種　・
亜鉛めっき鋼面	ＳＯＰ	新規鋼製建具等	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　・
		新規その他		・Ｂ種　・
		塗替え		・Ｃ種　・
	ＥＰ－Ｇ	新規鋼製建具等		・Ａ種　・
		新規その他		・Ｂ種　・
		塗替え		・Ｃ種　・

4 仕上げ塗料塗り
[7. 5. 2～7. 12. 2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り （ＳＯＰ） 塗料の種別　※１種　・２種	屋外木部	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	屋内木部	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	亜鉛めっき鋼面 （鋼製建具以外）	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	亜鉛めっき鋼面 （鋼製建具）	※Ａ種　・	※Ｂ種　・
・クリアラッカー塗り　（ＣＬ）	木部	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・アクリル樹脂系水分散系塗料塗り （ＮＡＤ）	屋内のコンクリート面 ・・モルタル面	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・耐候性塗料塗り　（ＤＰ） 上塗り等級 ・１級 ・２級 ・３級	コンクリート面 及び押出成形セメント板面	・Ａ－１種 ・Ｂ－１種 ・Ｃ－１種	・Ａ－１種 ・Ｂ－１種 ・Ｃ－１種
⊙つや有り合成樹脂エマルション ペイント塗り（ＥＰ－Ｇ）	屋内木部	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	屋内鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	屋内亜鉛めっき面	※Ａ種　・	※Ａ種　・Ｂ種
	コンクリート面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	モルタル面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	せっこうプラスター面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	せっこうボード面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
・合成樹脂エマルションペイント塗り （ＥＰ）		※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り　（ＵＣ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・ステイン塗り		・ヒグメントステイン塗り ・オイルステイン塗り（ＯＳ）	
・木材保護塗料塗り　（ＷＰ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
　※改修標準仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
　※改修標準仕様書表7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

・高日射反射塗料塗り G
　下地調整（改修標準仕様書表7.2.2）　・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量(kg/㎡)
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級　・2級　・3級	塗料製造所の仕様による

クリアラッカー塗りＡ種の工程２着色
　・適用しない　・適用する（着色剤：　・溶剤系着色剤　・油性染料着色剤）
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程１の着色
　・適用しない　・適用する（着色剤：　・溶剤系着色剤　・油性染料着色剤）
オイルステイン塗りの工程等
　・

鳥取県
令和６年度
Ｊ２４００６２９
東部建築住宅事務所

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎　浩
一級建築士事務所登録　第０３－８７２号　米子市博労町１丁目８番地
一級建築士大臣登録　第１８３６９８号　電話　０８５９（２２）７９１１

設計年月日	設計			工事名称	設計番号
R6.10	岩崎			県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	
				改修工事特記仕様書４	縮尺 ―― / 図面番号 Ａ－４

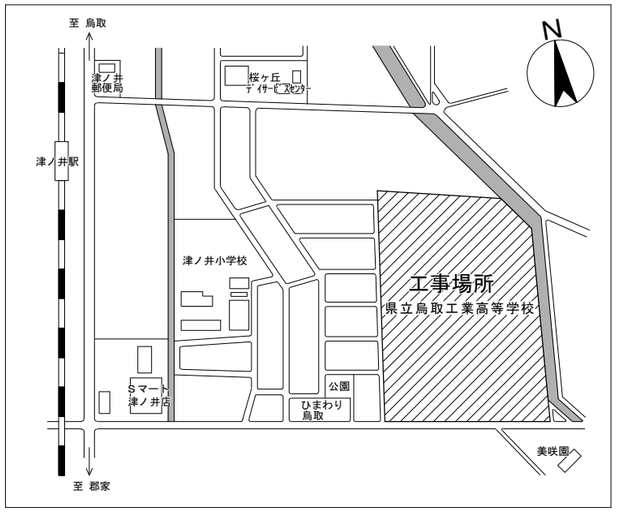

付近見取図

配置図　S=1/1000

1　建　築　物　概　要			
工事場所	鳥取市生山		
敷地面積	63,499.11　㎡		
建物用途	記念館		
構　造	木造一部鉄骨造　2階建て		
	改修前	改修後	備考
建築　面積	202.09　㎡	200.40　㎡	
１階床面積	202.09　㎡	200.40　㎡	ボイラー室撤去 1.69㎡減
２階床面積	156.00　㎡	156.00　㎡	
計	358.09　㎡	356.40　㎡	

2　工　事　概　要
（1）外壁仕上及び軒天仕上の撤去・新設
（2）軒樋の撤去・新設
（3）外部建具の一部撤去・新設
（4）既設ボイラー室の撤去

（参考）工事概略工程表

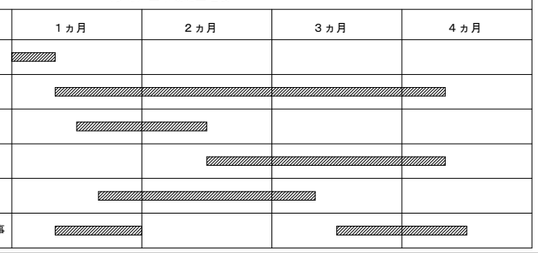

外　部　仕　上　表

	既　存　仕　上	改　修　後　仕　上
屋　根	長尺カラー鋼板 瓦棒葺き（プラスターボード+アスファルトフェルト下地）	既設のまま
外　壁	スチールカラースパン張り	既設外壁材撤去 カラーGL鋼板t=0.5 角波サイディング張り（木下地の上透湿防水シート張り）
軒　天	防火ライト（アスベスト含有材 レベル３）　OP塗装	既設軒天材撤去の上珪酸カルシウム板t=6.0張りEP-G塗装新設　一部母屋あらわし部下地処理RB種の上EP-G塗装
出窓屋根	カラー鋼板 平葺き（プラスターボード+アスファルトフェルト下地）	既設屋根材及び下地板撤去 カラーGL鋼板t=0.4縦ハゼ葺き（構造用合板t=12 アスファルトルーフィング940下地）
庇	カラー鋼板 平葺き（プラスターボード+アスファルトフェルト下地）	既設庇（下地共）撤去 アルミ製庇（既製品）W=1,200 D=400（後付けタイプ）新設
基　礎	モルタル刷毛引き	既設のまま
軒　樋	塩ビ製105φ半円タイプ　受け金物-@450	既設軒樋撤去　塩ビ製105φ半円タイプ 受け金物@450新設
竪　樋	塩ビ製60φ　掴み金物-@1200	既設竪樋撤去　塩ビ製60φ掴み金物@1,200新設

鳥取県
令和６年度
Ｊ２４００６２９
東部建築住宅事務所

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎　浩
一級建築士事務所登録　第０３－８７２号　米子市博労町１丁目８番地
一級建築士大臣登録　第１８３６９８号　電話　０８５９（２２）７９１

設計年月日	設計	工事名称	設計番号
R6.10	岩崎	県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	
		配置図　仕上表	縮尺 1/1000
			図面番号 A－5

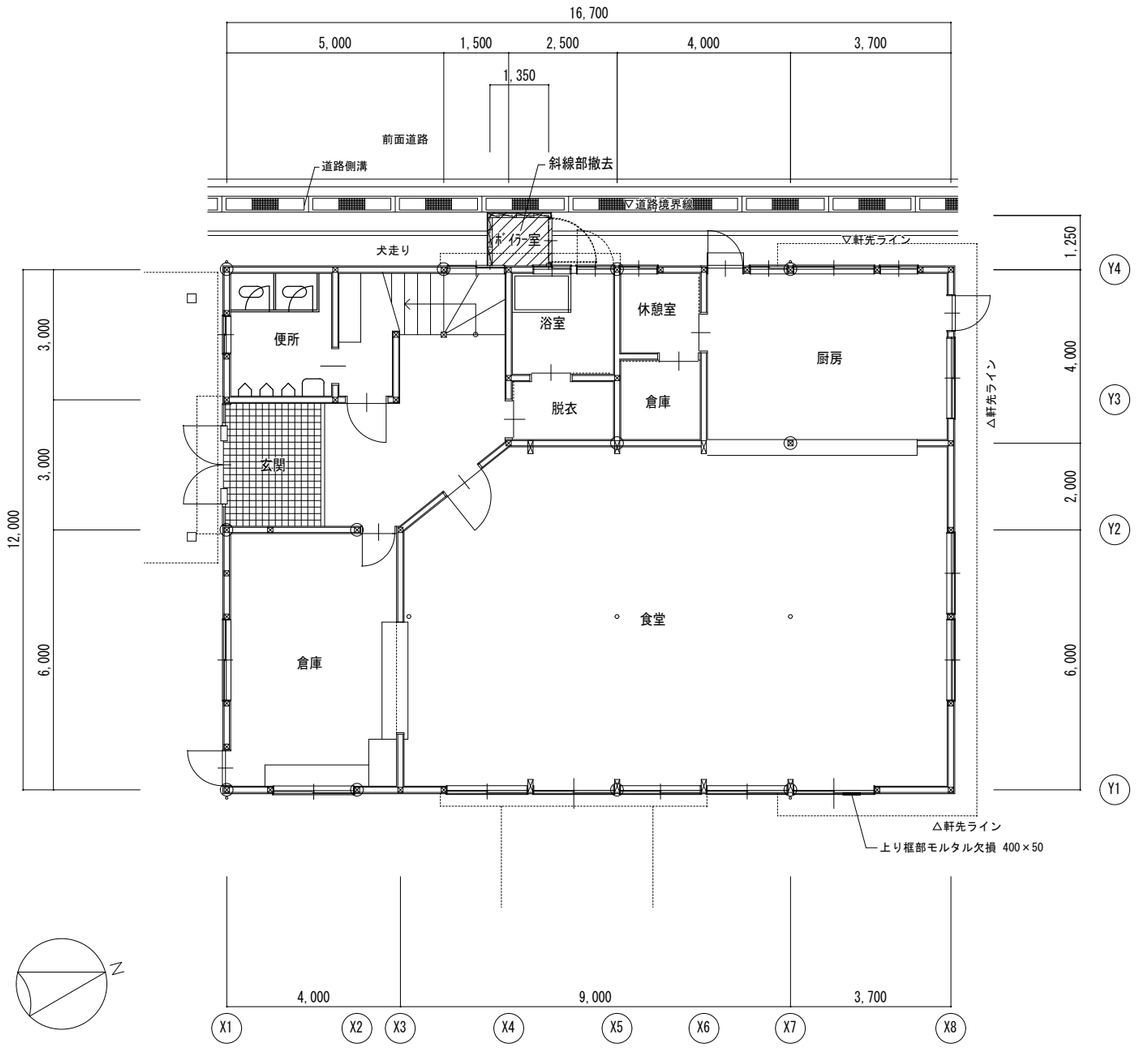

1階平面図　S=1:100

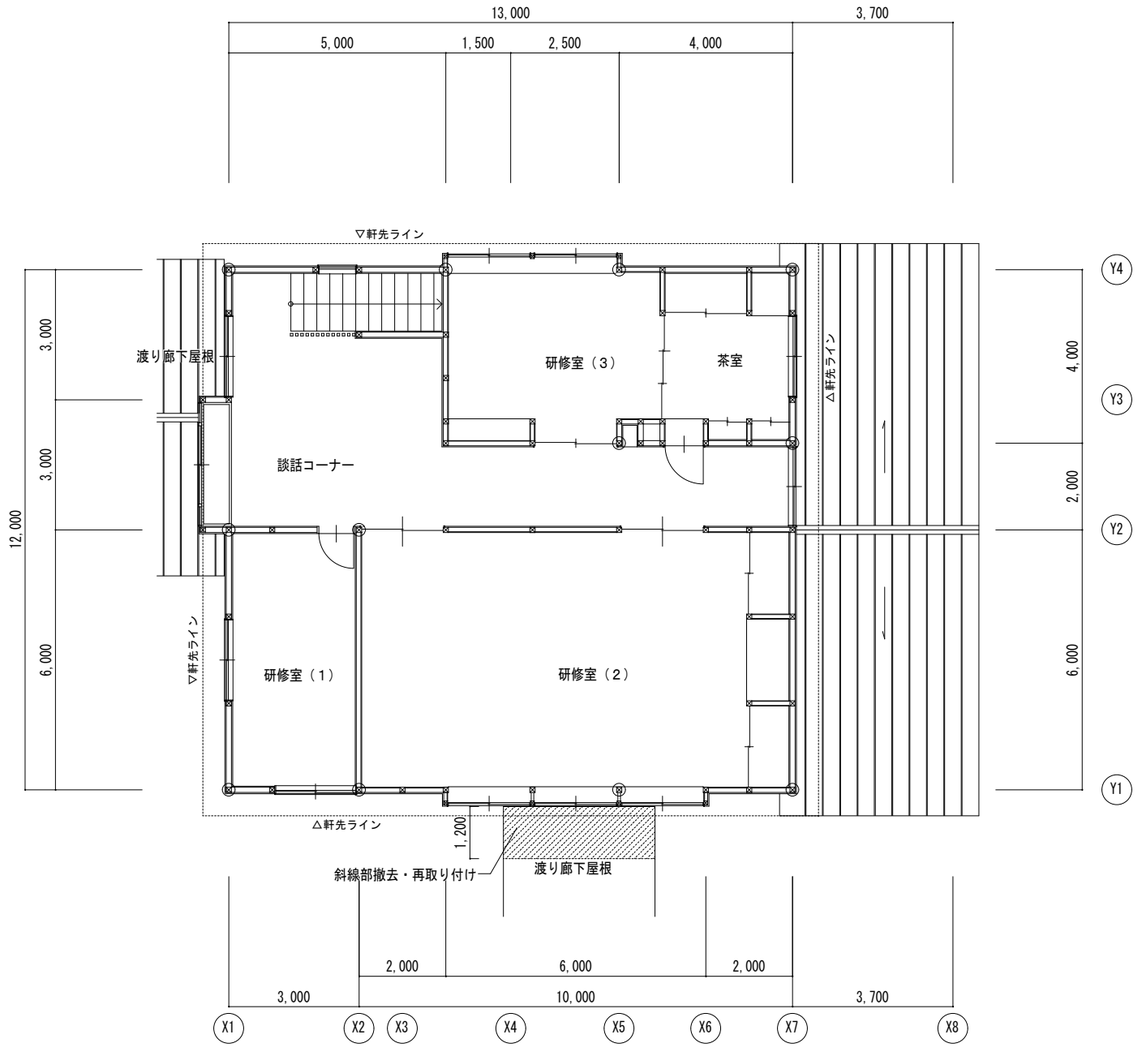

2階平面図　S=1:100

求 積 図　　S=1:300

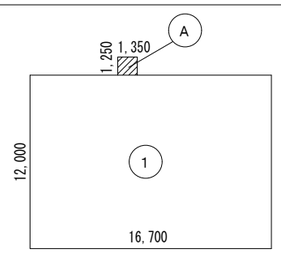

1階求積図　S=1:300

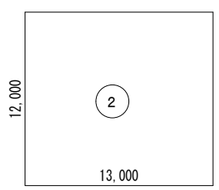

2階求積図　S=1:300

①	16.70	× 12.00	＝	200.40
②	13.00	× 12.00	＝	156.00
Ⓐ	1.35	× 1.25	＝	1.69

	改修前		改修後	
1階床面積	1+A	202.09	1	200.40
2階床面積	2	156.00	2	156.00
延床面積		358.09		356.40
建築面積	1+A	202.09	1	200.40
撤去部分面積	A	1.69		

鳥取県
令和6年度
J2400629
東部建築住宅事務所

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎　浩
一級建築士事務所登録　第０３－８７２号　米子市博労町１丁目８番地
一級建築士大臣登録　第１８３６９８号　電話　０８５９（２２）７９１１

設計年月日	設計	工事名称	設計番号
R6.10	岩崎	県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	
		平面図　求積図	縮尺 1/100 1/300
			図面番号 A－6

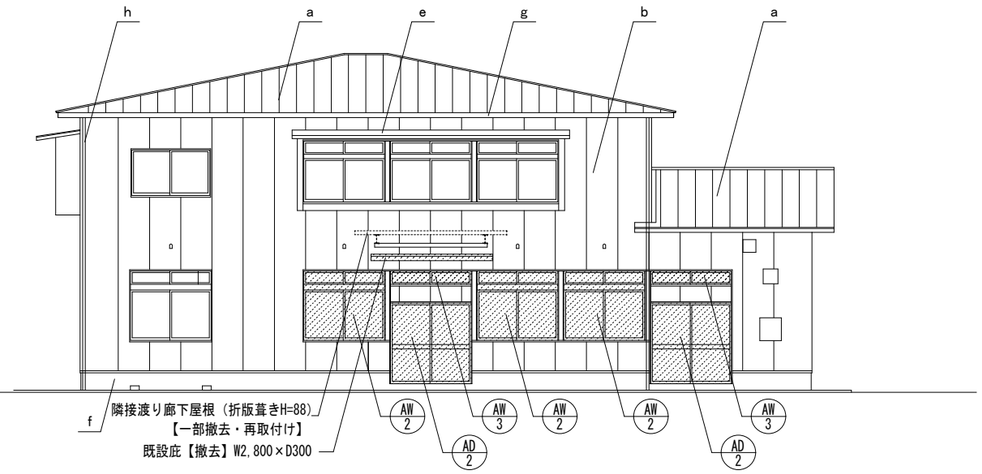

東側 立面図　S=1:100

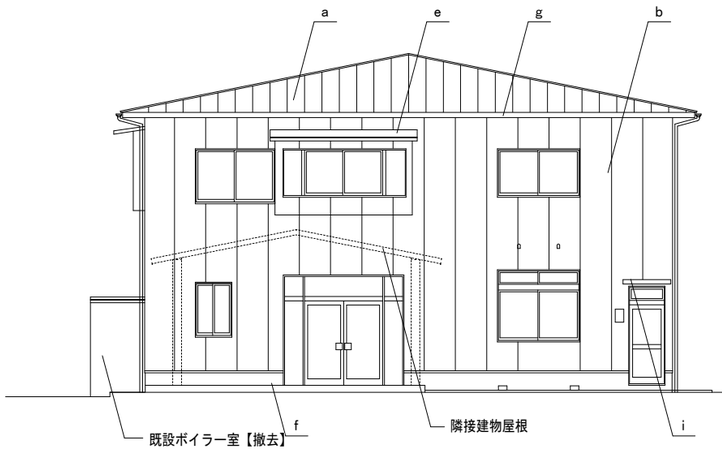

南側 立面図　S=1:100

・建具番号表記のある既存外部建具は撤去・新設とする

・特記なき外部建具はスチール三方枠（外壁との取り合い部）のみ撤去新設する

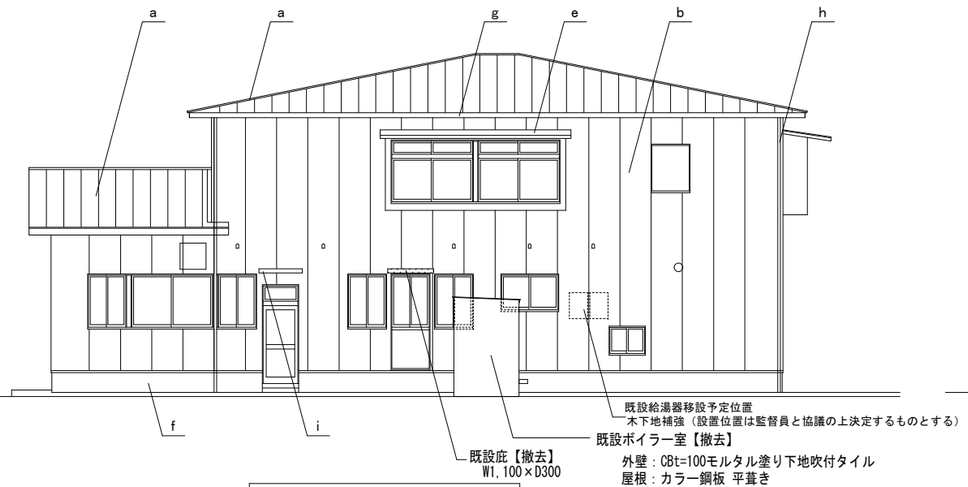

西側 立面図　S=1:100

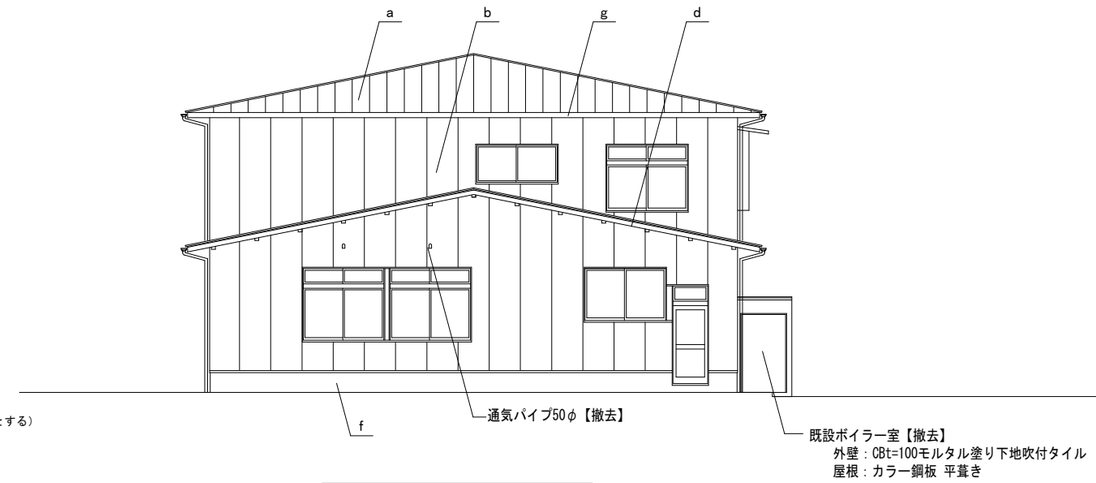

北側 立面図　S=1:100

符号	改修前		改修後	符号	改修前		改修後
ⓐ	屋　根	長尺カラー鋼板 瓦棒葺き（ﾌﾞﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ＋ｱｽﾌｧﾙﾄﾌｪﾙﾄ下地）	既設のまま	ⓕ	基　礎	モルタル刷毛引き	既設のまま
ⓑ	外　壁	スチールカラースパン張り	既設外壁材撤去 カラーGL鋼板t=0.5 角波サイディング張り（透湿防水シート張り）	ⓖ	軒　樋	塩ビ製105φ半円タイプ　受け金物-@400	既設軒樋撤去　塩ビ製105φ半円タイプ 受け金物@450新設
ⓒ	軒　天	防火ライト（アスベスト含有材 レベル３）　OP塗装	既設軒天材撤去の上珪酸カルシウム板t=6.0張りEP-G塗装新設 一部母屋あらわし部下地処理RB種の上EP-G塗装	ⓗ	竪　樋	VP60φ　掴み金物-@1200	既設竪樋撤去　塩ビ製60φ掴み金物@1,200新設
ⓓ	破風 鼻隠し	木製 W120　OP塗装	下地処理（RB種）の上EP-G塗装	ⓘ	庇	カラー鋼板 平葺き（ﾌﾞﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ＋ｱｽﾌｧﾙﾄﾌｪﾙﾄ下地）	既設庇（下地共）撤去 アルミ製庇（既製品）W=1,200 D=400（後付けタイプ）新設
ⓔ	出窓庇	カラー鋼板 平葺き（ﾌﾞﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ＋ｱｽﾌｧﾙﾄﾌｪﾙﾄ下地）	既設屋根材（下地合板共）撤去 カラーGL鋼板t=0.4縦ハゼ葺き（構造用合板t=12 アスファルトﾙｰﾌｨﾝｸﾞ940下地）				

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎　浩
一級建築士事務所登録　第０３－８７２号　米子市博労町１丁目８番地
一級建築士大臣登録　第１８３６９８号　電話　０８５９（２２）７９１１

設計年月日	設計	工事名称	設計番号
R6.10	岩崎	県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	
		立面図　縮尺 1/100	図面番号 A－7

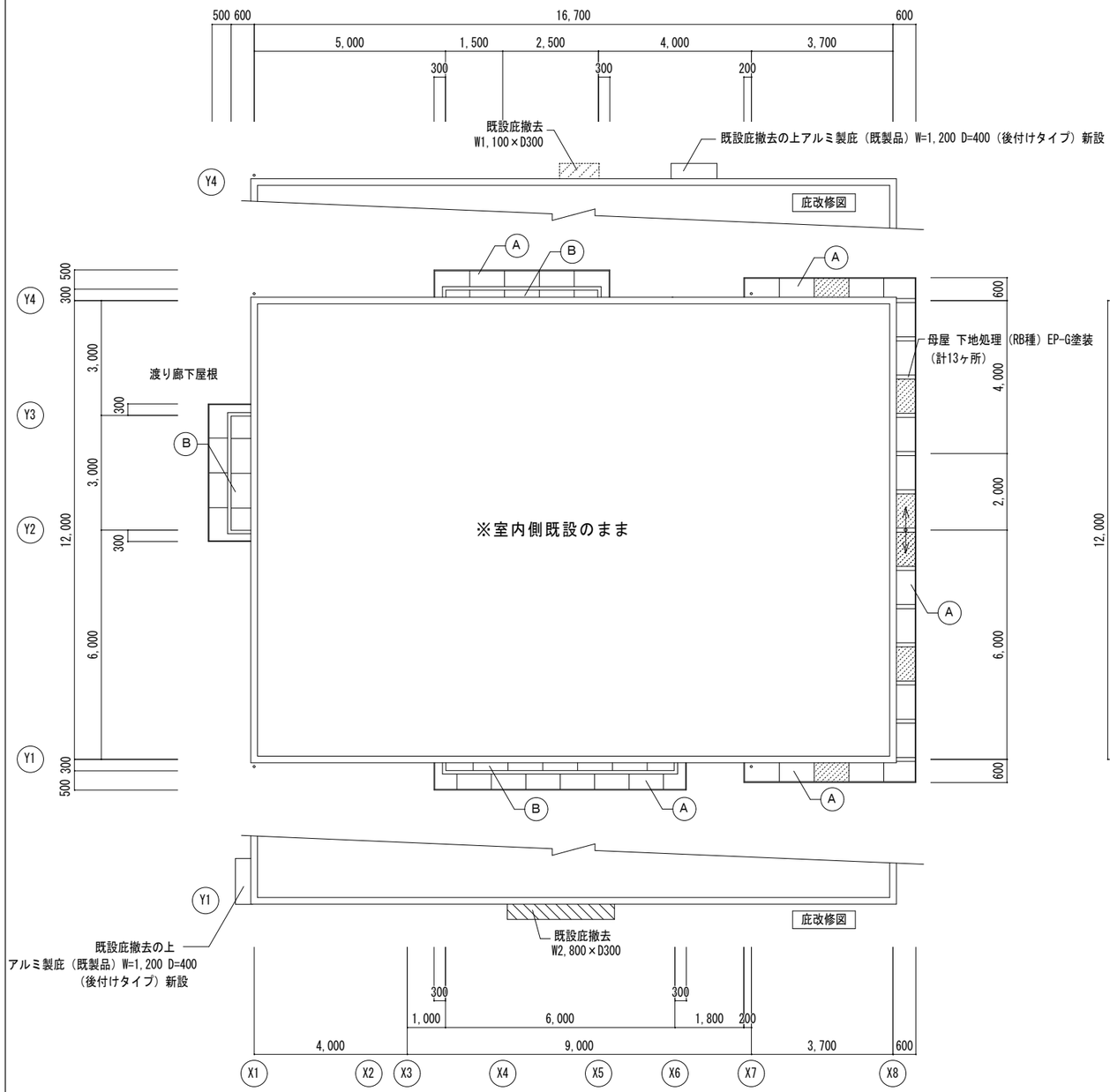

1階天井伏図　S=1:100

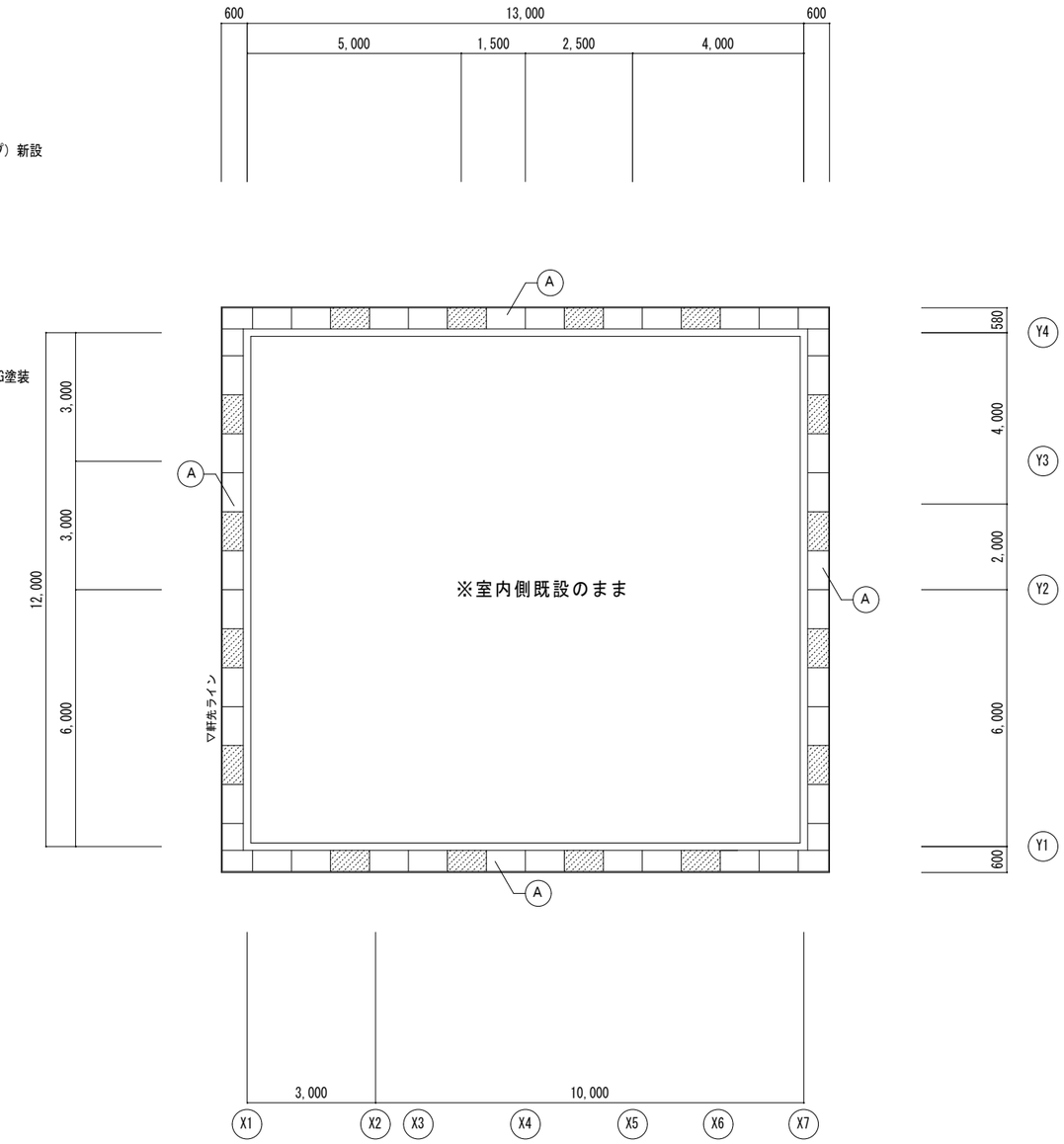

2階天井伏図　S=1:100

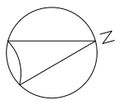

有孔板を示す

凡　例		
	改修前	改修後
A	防火ライト張り（レベル３）	既設仕上撤去の上珪酸カルシウム板t=6.0（一部有孔板） EP-G塗装（木下地既設再利用）
B	スチールカラースパン張り	既設仕上撤去の上珪酸カルシウム板t=6.0 EP-G塗装（木下地既設再利用）

鳥取県
令和６年度
Ｊ２４００６２９
東部建築住宅事務所

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎　浩
一級建築士事務所登録　第０３－８７２号　米子市博労町１丁目８番地
一級建築士大臣登録　第１８３６９８号　電話　０８５９（２２）７９１１

設計年月日	設計	工事名称	設計番号
R6.10	岩崎	県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	
		天井伏図	縮尺 1/100
			図面番号 A－8

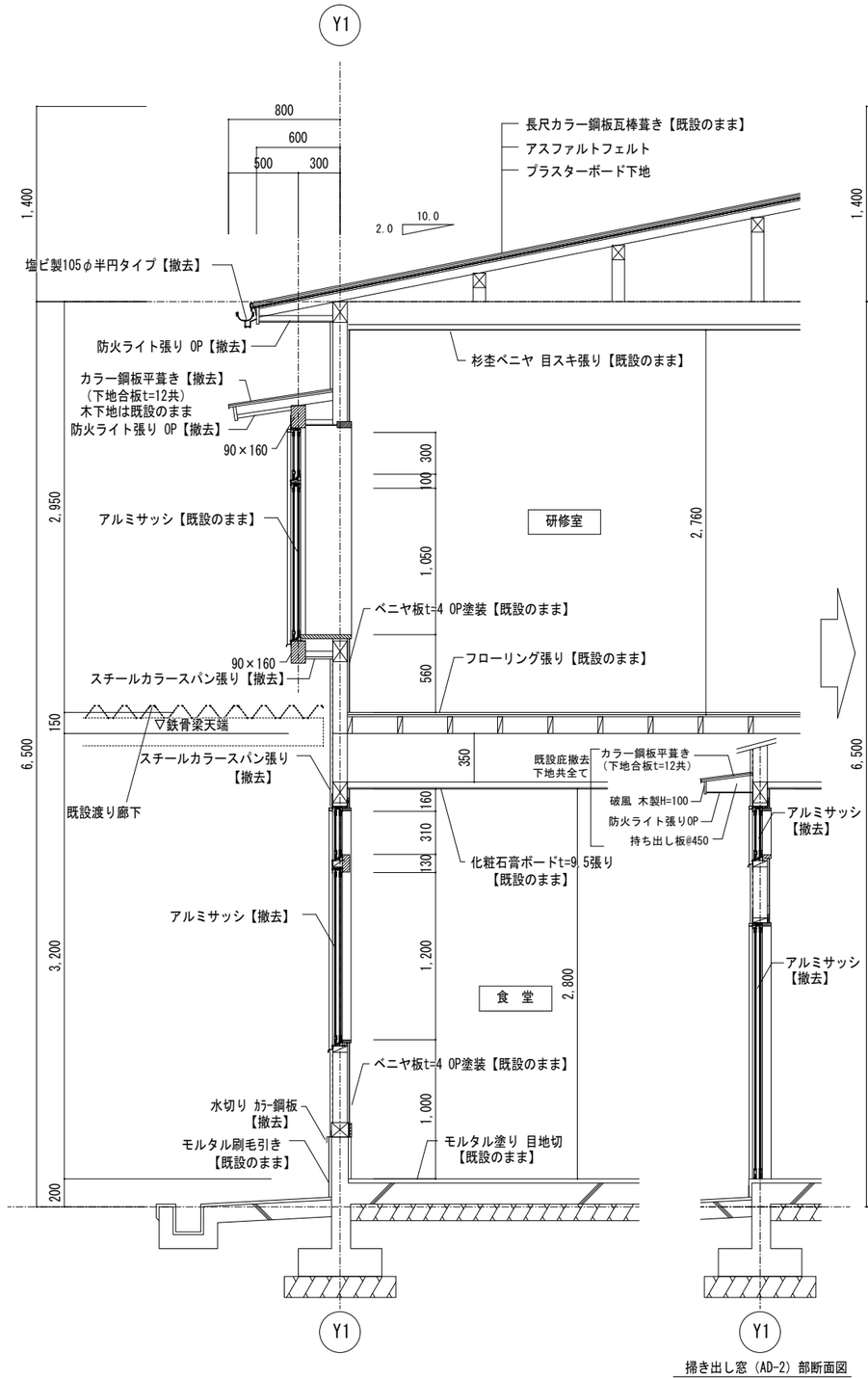

掃き出し窓（AD-2）部断面図

矩計図【改修前】 S=1:30

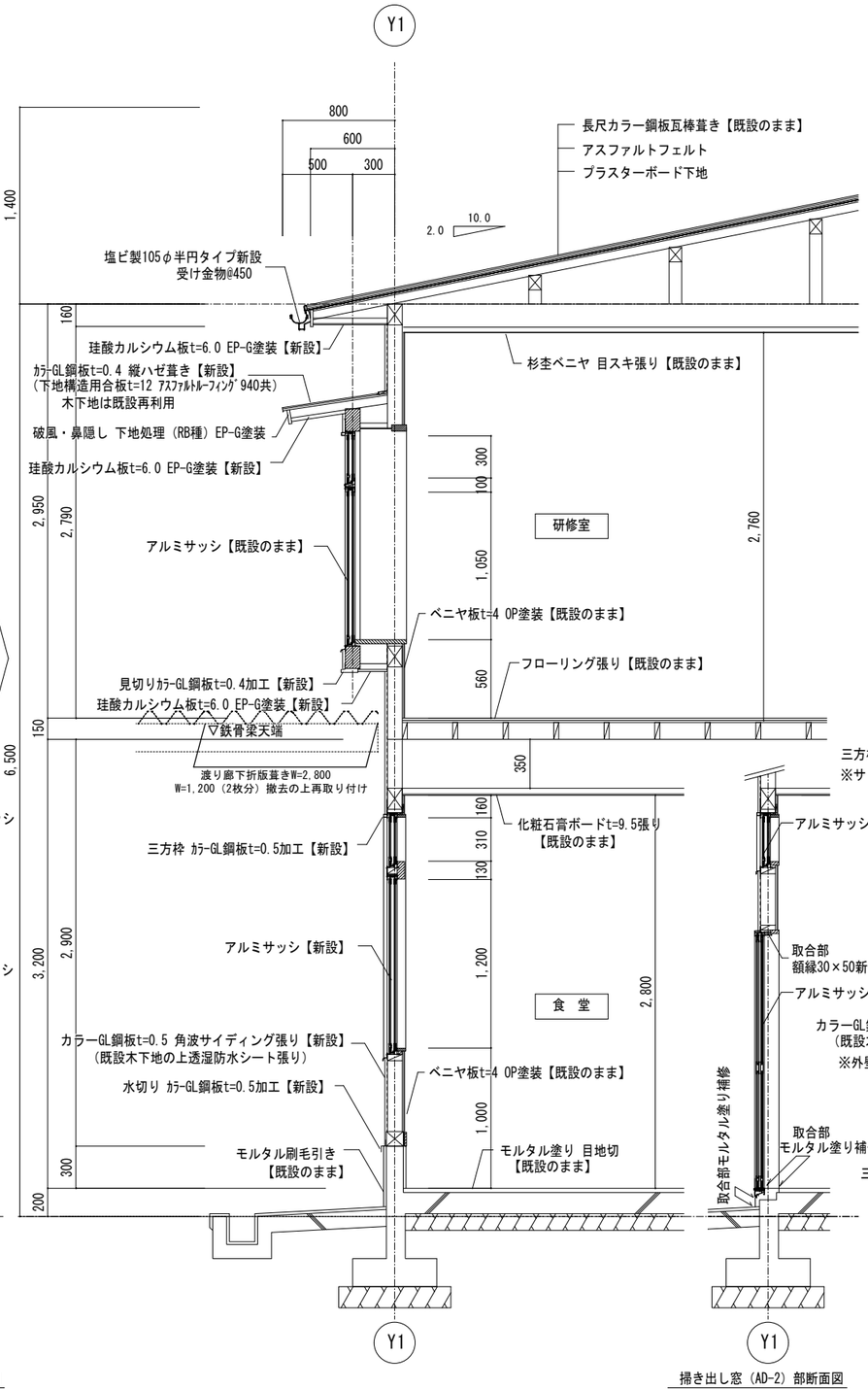

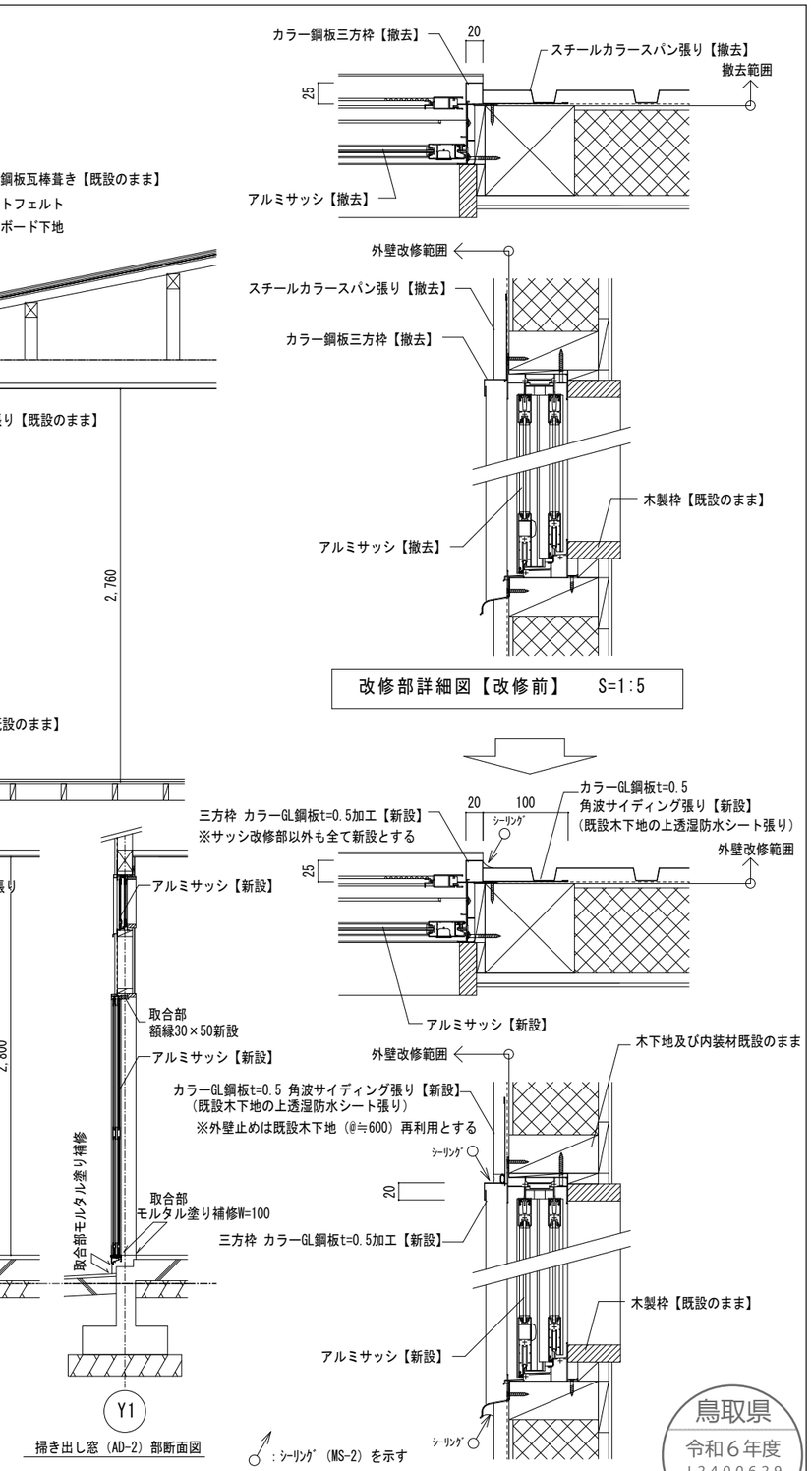

掃き出し窓（AD-2）部断面図

矩計図【改修後】 S=1:30

鳥取県
令和６年度
J2400629
東部建築住宅事務所

※外装材撤去後下地状況を確認の上、下地に劣化等が認められた場合、監督員と協議の上適切に補修を行うものとする

岩崎構造設計事務所	代表 岩崎 浩	一級建築士事務所登録 第０３－８７２号 一級建築士大臣登録 第１８３６９８号	米子市博労町１丁目８番地 電話 ０８５９（２２）７９１１	設計年月日 R6.10	設計 岩崎	工事名称 県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	設計番号
						矩計図１	縮尺 1/30 1/5 / 図面番号 A－9

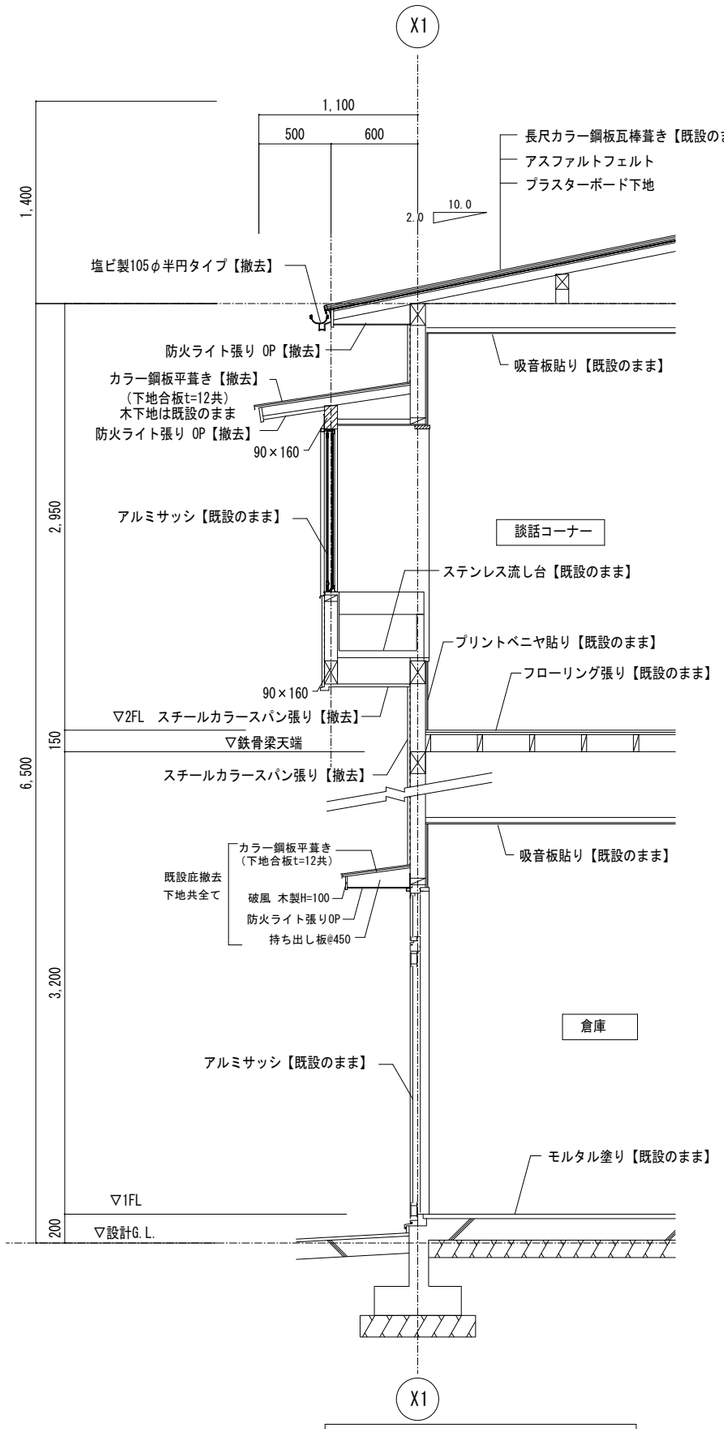

矩計図【改修前】　S=1:30

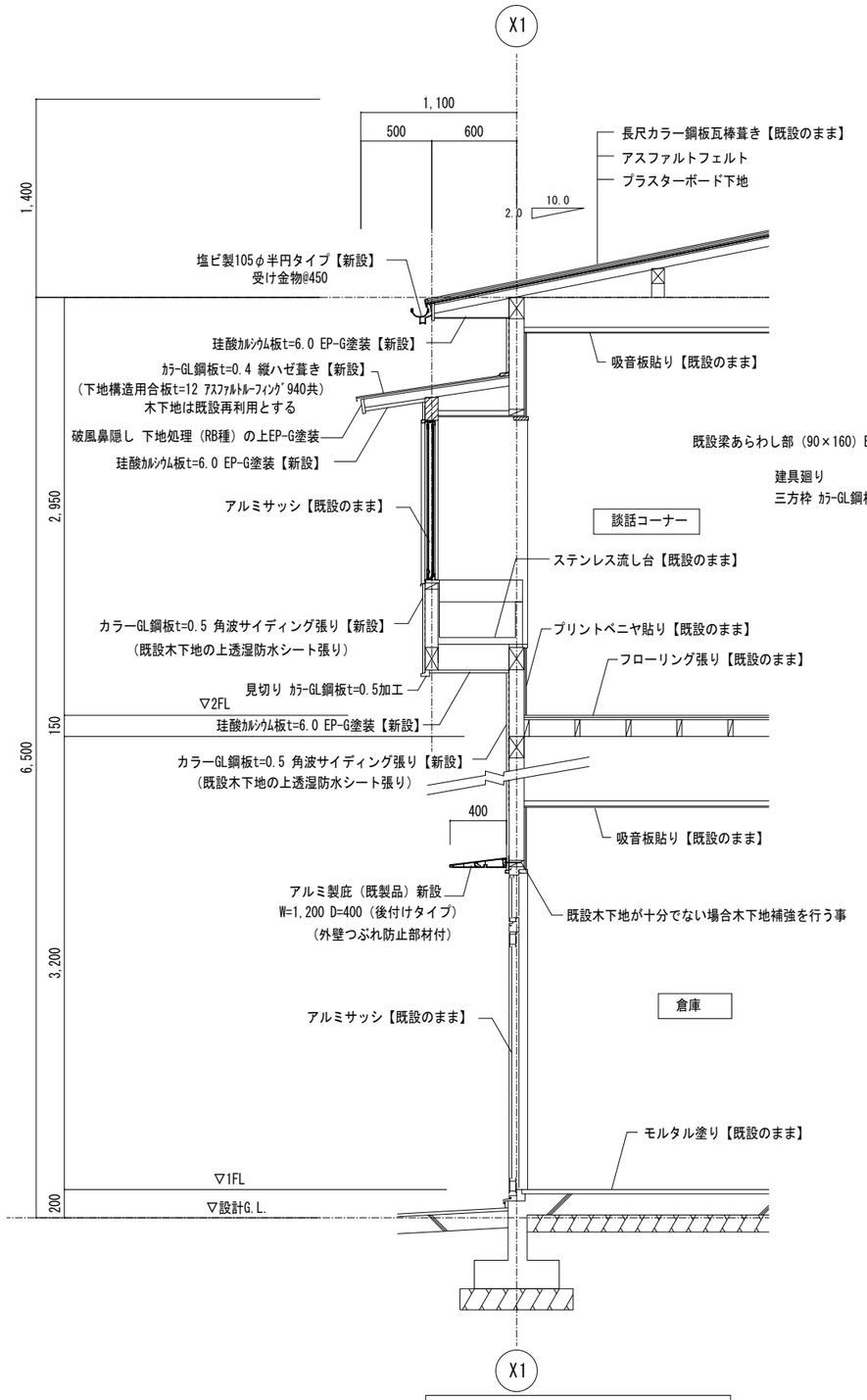

矩計図【改修後】　S=1:30

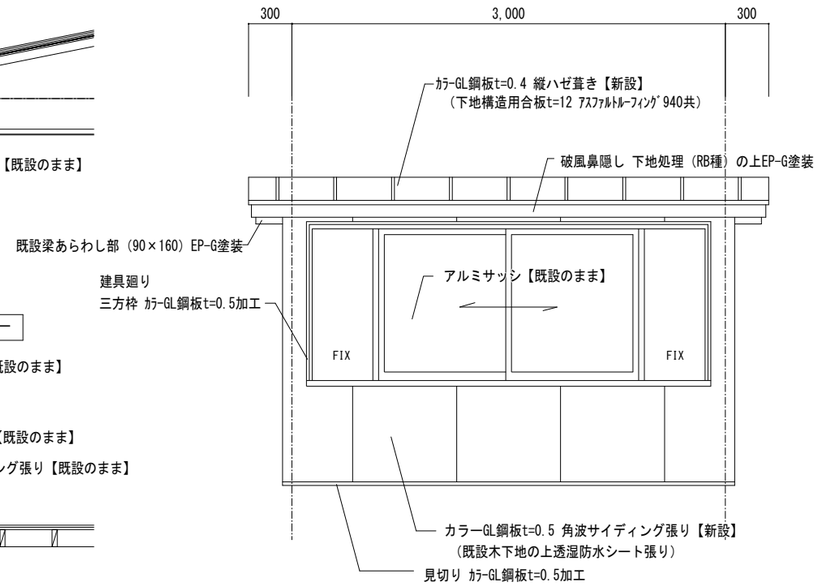

出窓部正面図　S=1:30

鳥取県
令和６年度
Ｊ２４００６２９
東部建築住宅事務所

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎　浩	一級建築士事務所登録　第０３－８７２号 一級建築士大臣登録　第１８３６９８号	米子市博労町１丁目８番地 電話　０８５９（２２）７９１１	設計年月日 R6.10	設計		工事名称 県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	設計番号
						矩計図２　縮尺 1/30	図面番号 Ａ－１０

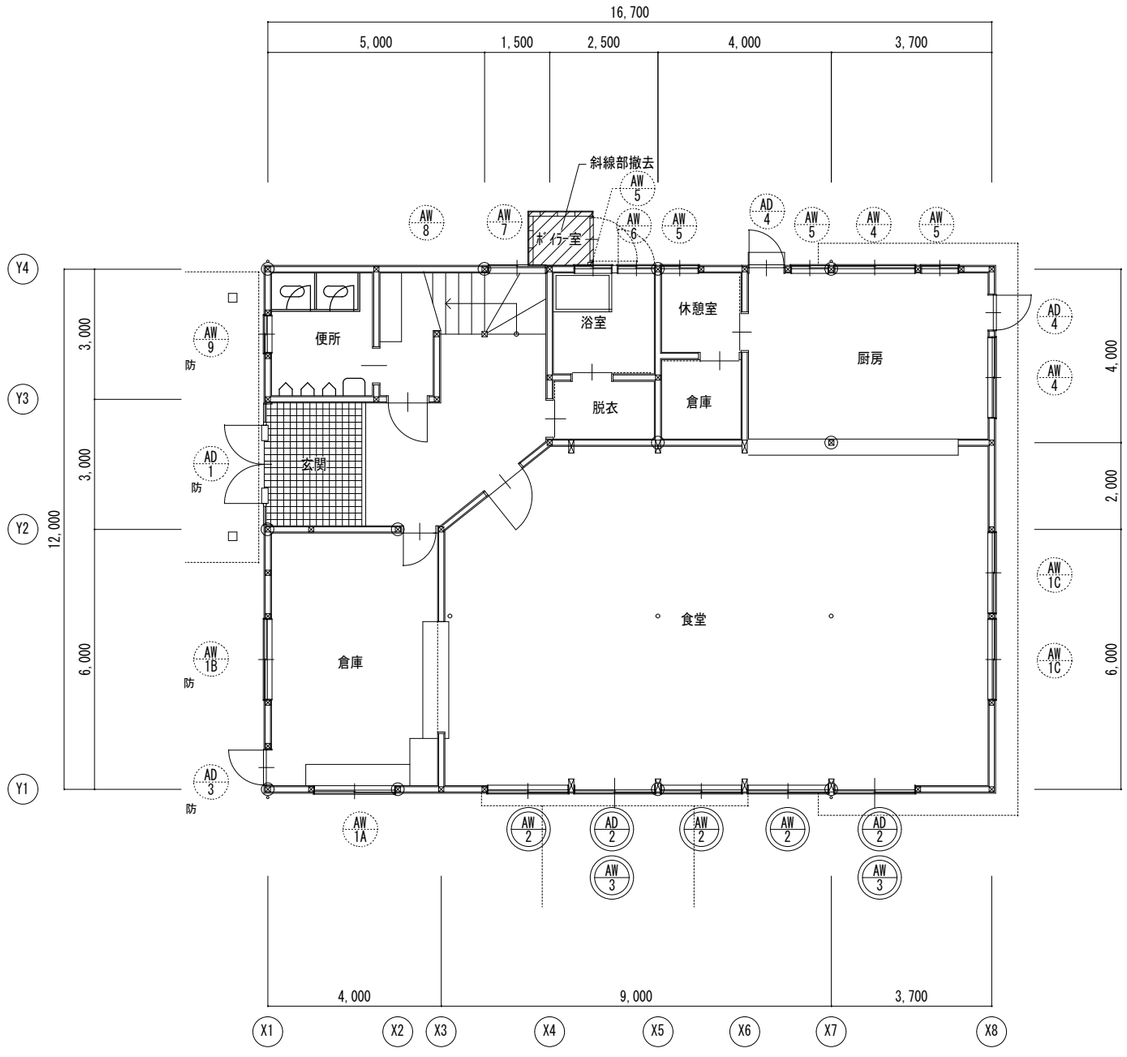

1階外部建具配置図　S=1:100

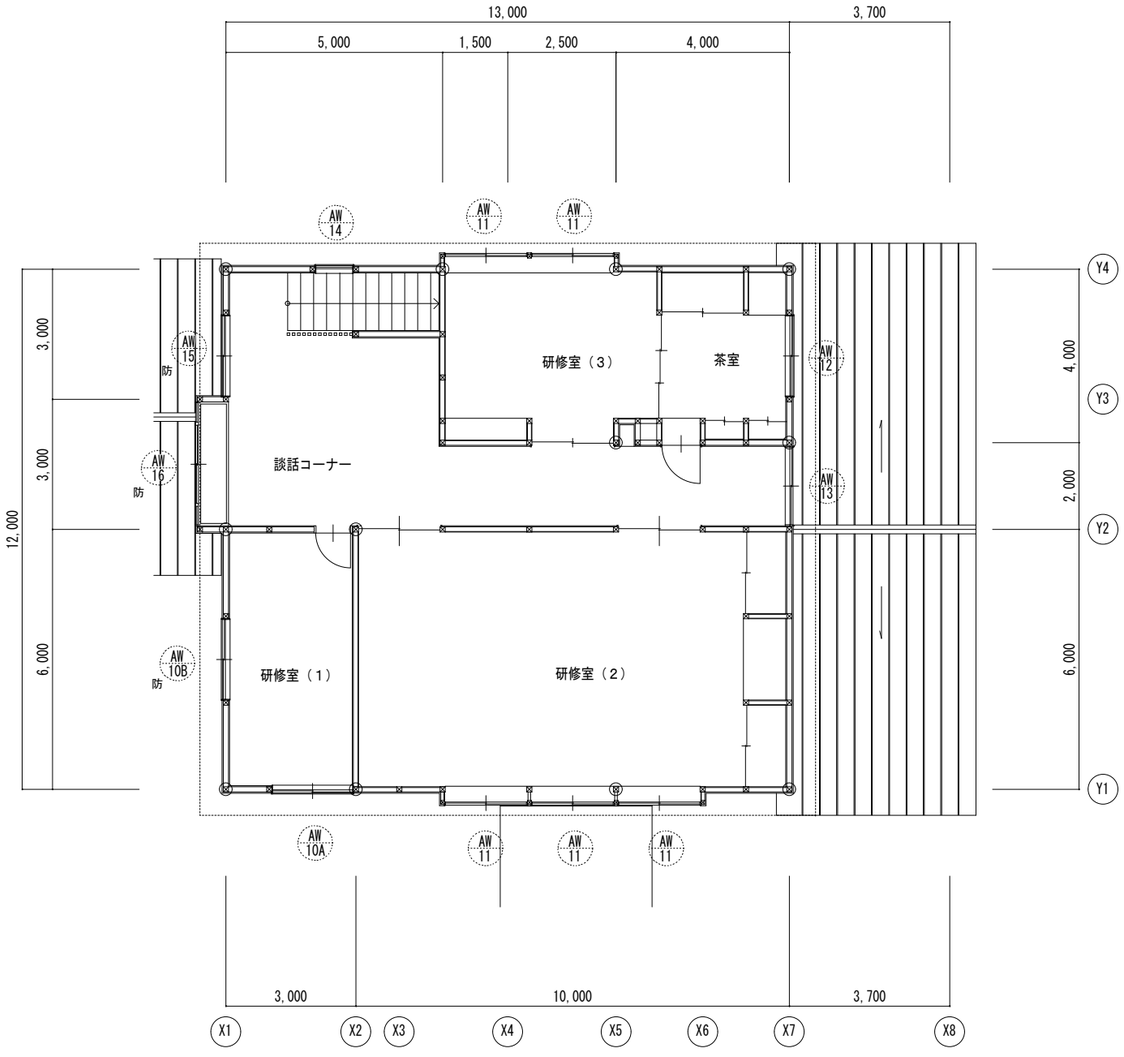

2階外部建具配置図　S=1:100

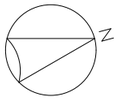

撤去・新設建具を示す

既設建具を示す（既設のまま）

鳥取県
令和６年度
Ｊ２４００６２９
東部建築住宅事務所

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎　浩	一級建築士事務所登録　第０３－８７２号 一級建築士大臣登録　第１８３６９８号	米子市博労町１丁目８番地 電話　０８５９（２２）７９１	設計年月日 R6.10	設計	工事名称 県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	設計番号
					外部建具配置図　縮尺 1/100	図面番号 Ａ－１１

改修建具（既設撤去の上新設）

符号・型式・数量	AD-2　引違い戸　2		AW-2　引違い窓　3		AW-3　引違い窓　2				
姿図	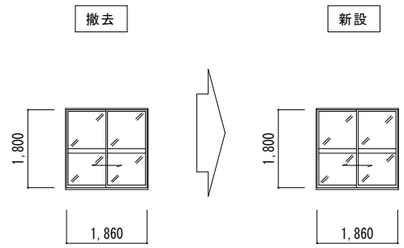		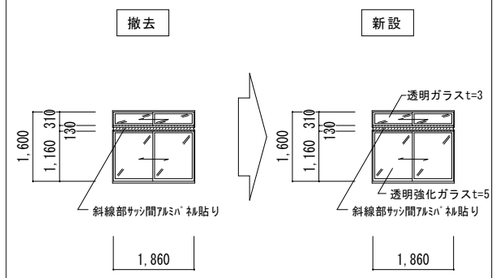		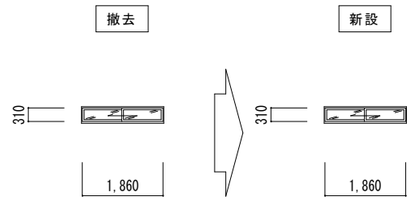		※改修部サッシは下地取付状況の確認を行い、監督員と協議の上寸法を決定する		
材質・見込	アルミシルバー　住宅用	ｶﾗｰｱﾙﾐ（ｼﾙﾊﾞｰ色）　70	アルミシルバー　住宅用	ｶﾗｰｱﾙﾐ（ｼﾙﾊﾞｰ色）　住宅用	アルミシルバー　住宅用	ｶﾗｰｱﾙﾐ（ｼﾙﾊﾞｰ色）　住宅用			
塗装・硝子	透明ガラスt=5	透明強化ガラスt=5	透明ガラスt=5	上部：透明ガラスt=3 下部：透明強化ガラスt=5	透明ガラスt=3	透明ガラスt=3			
金物	戸車・クレセント・付属金物一式	戸車・ｸﾚｾﾝﾄ・付属金物一式	戸車・ｸﾚｾﾝﾄ・網戸（下部腰窓のみ）付属金物一式	戸車・ｸﾚｾﾝﾄ・網戸（下部腰窓のみ）付属金物一式	戸車・クレセント・付属金物一式	戸車・クレセント・付属金物一式			
その他		鉄骨用 半外付 ﾌﾗｯﾄ下枠ﾀｲﾌﾟ		住宅用内付けﾀｲﾌﾟ		住宅用内付けﾀｲﾌﾟ			

既設建具（既設のまま　参考図）

符号・型式・数量	AD-1　FIX付両開き戸　1	AD-3　FIX付片開き戸　1	AD-4　FIX付両開き戸　2	AW-1A　1 AW-1B　引違い窓　1 AW-1C　2	AW-4　引違い窓　2	AW-5　引違い窓　4	AW-6　引違い窓　1	AW-7　引違い窓　1	AW-8　引違い窓　1
姿図	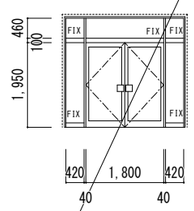 防火設備	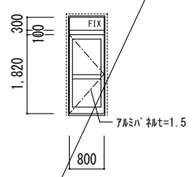 防火設備	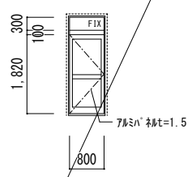	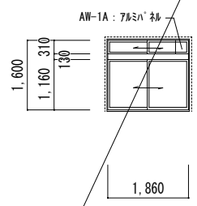 AW-1B:防火設備	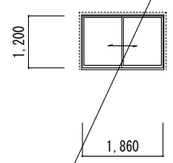	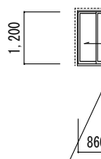	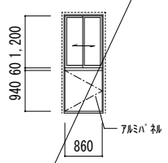	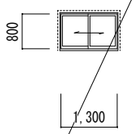	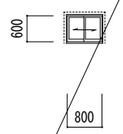
材質・見込	アルミシルバー　70	アルミシルバー　70	アルミシルバー　70	アルミシルバー　70	アルミシルバー　70	アルミシルバー　70	アルミシルバー　70	アルミシルバー　70	アルミシルバー　70
塗装・硝子	網入型板ガラスt=6.8	網入型板ガラスt=6.8	型板ガラスt=4	1A:型板ガラスt=4 1B:網入型板ガラスt=6.8 1C:透明ガラスt=5	型板ガラスt=4	型板ガラスt=4	型板ガラスt=4	型板ガラスt=4	型板ガラスt=4
金物	ﾌﾛｱﾋﾝｼﾞ・ﾌﾟｯｼｭﾌﾟﾙﾊﾝﾄﾞﾙ・ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠付属金物一式	丁番・握り玉・シリンダー錠付属金物一式	丁番・握り玉・シリンダー錠付属金物一式	戸車・クレセント・付属金物一式	戸車・クレセント・付属金物一式	戸車・クレセント・付属金物一式	戸車・クレセント・付属金物一式	戸車・クレセント・付属金物一式	戸車・クレセント・付属金物一式
その他									

符号・型式・数量	AW-9　引違い窓　1	AW-10A　1 AW-10B　引違い窓　1	AW-11　引違い窓　5	AW-12　引違い窓　1	AW-13　引違い窓　1	AW-14　FIX窓　1	AW-15　引違い窓　1	AW-16　引違い窓　1	
姿図	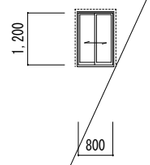 防火設備	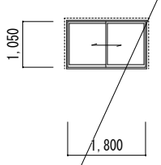 AW-10B:防火設備	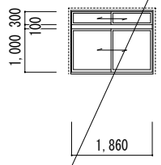	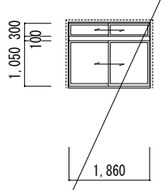	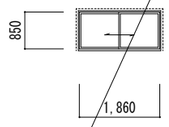	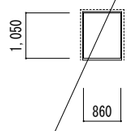	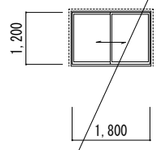 防火設備	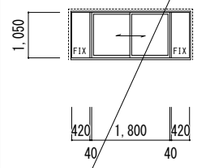 防火設備	
材質・見込	アルミシルバー　70	アルミシルバー　70	アルミシルバー　70	アルミシルバー　70	アルミシルバー　70	アルミシルバー　70	アルミシルバー　70	アルミシルバー　70	
塗装・硝子	網入型板ガラスt=6.8	10A:型板ガラスt=4 10B:網入型板ガラスt=6.8	透明ガラスt=5	透明ガラスt=5	透明ガラスt=5	透明ガラスt=5	網入型板ガラスt=6.8	網入型板ガラスt=6.8	
金物	戸車・クレセント・付属金物一式	戸車・クレセント・付属金物一式	戸車・クレセント・付属金物一式	戸車・クレセント・付属金物一式	戸車・クレセント・付属金物一式	付属金物一式	戸車・クレセント・付属金物一式	戸車・クレセント・付属金物一式	
その他									

鳥取県
令和６年度
Ｊ２４００６２９
東部建築住宅事務所

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎　浩
一級建築士事務所登録　第０３－８７２号　米子市博労町１丁目８番地
一級建築士大臣登録　第１８３６９８号　電話　０８５９（２２）７９１１

設計年月日	設計	工事名称	設計番号
R6.10	岩崎	県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	
		建具表	縮尺 1/100　図面番号 A－１２

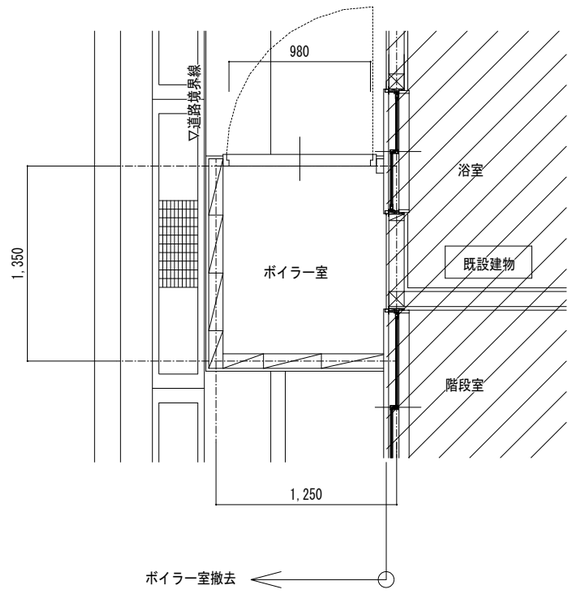

ボイラー室平面図　S=1:30

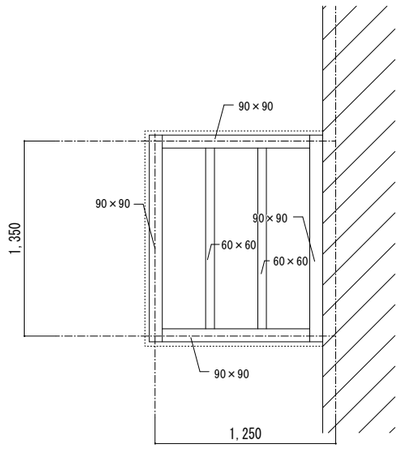

※木小屋組み全て撤去とする

小屋伏図　S=1:30

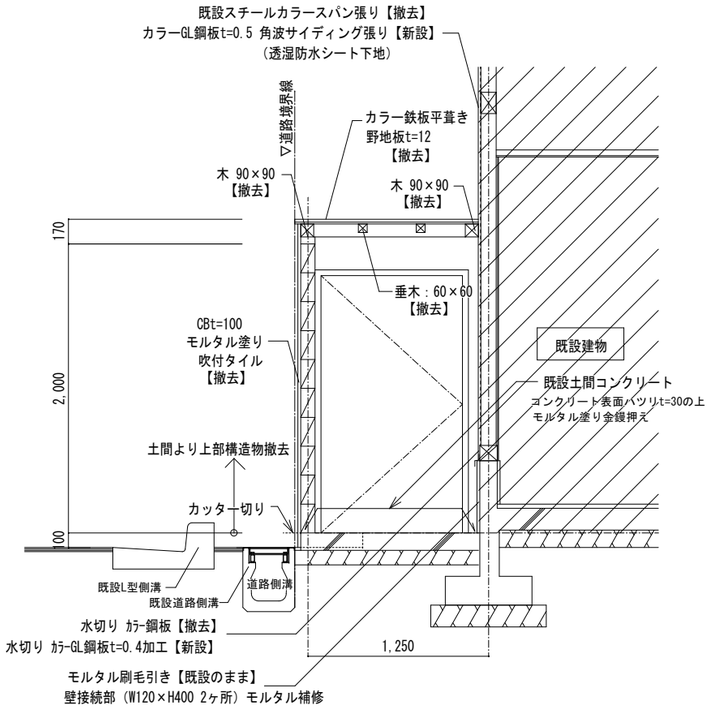

ボイラー室断面図　S=1:30

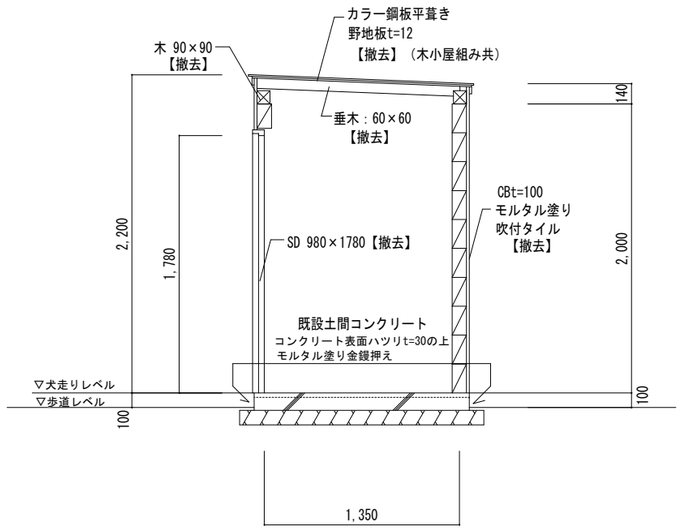

ボイラー室断面図　S=1:30

鳥取県
令和６年度
Ｊ２４００６２９
東部建築住宅
事務所

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎　浩	一級建築士事務所登録　第０３－８７２号 一級建築士大臣登録　第１８３６９８号	米子市博労町１丁目８番地 電話　０８５９（２２）７９１１	設計年月日 R6.10	設計		工事名称 県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	設計番号
						ボイラー室撤去図　縮尺 1/30	図面番号 A－１３

電 気 設 備 工 事 特 記 仕 様 書

Ⅰ. 工 事 概 要

1　工事場所　鳥取市生山

2　建物概要

番号	建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考
1	記念館食堂棟	W	2		（ 7 ）項	改修
2					（　）項	
3					（　）項	
4					（　）項	
5					（　）項	

3　工事種目　（◉ 印の付いたものが対象工事種目）

工事種目 ＼ 番号		1	2	3	4	5	屋外	備考
◉ 電灯設備		○						
◉ 動力設備		○						
● 電熱設備								
● 雷保護設備								
● 受変電設備								
● 電力貯蔵設備								
● 発電設備								
● 構内情報通信網設備	通信情報設備							
● 構内交換設備	通信情報設備							
● 情報表示設備	通信情報設備							
● 映像・音響設備	通信情報設備							
● 拡声設備	通信情報設備							
● 誘導支援設備	通信情報設備							
● テレビ共同受信設備	通信情報設備							
● 監視カメラ設備	通信情報設備							
● 駐車場管制設備	通信情報設備							
● 防犯・入退室管理設備	通信情報設備							
◉ 火災報知設備		○						
● 中央監視制御設備								
● 医療関係設備								
● 構内配電線路								
● 構内通信線路								
● テレビ電波障害防除設備								
● 機械設備工事								
● 建築工事								

4　設備概要　（本工事における工事種目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない。）

◉ の付いたものを適用する。

	項目	特記事項
電灯設備	◉ 電気方式	幹線　◉ 単相３線式１００／２００Ｖ　● 直流２線式１００Ｖ 分岐　◉ 単相２線式（◉ １００Ｖ　◉ ２００Ｖ）　● 直流２線式１００Ｖ
	● 非常用照明器具	光源　● ＬＥＤ　●蛍光灯　●白熱灯　電源　● 電池内蔵形　● 電源別置形
	● 誘導灯	● 避難口　● 階段通路　● 廊下通路　● 室内通路
動力設備	◉ 電気方式	幹線　● 三相３線式２００Ｖ　● 単相２線式２００Ｖ　● 単相３線式１００／２００Ｖ 分岐　◉ 三相３線式２００Ｖ　● 単相２線式（● １００Ｖ　● ２００Ｖ）
雷保護設備	● 受雷部	● 突針　● 棟上げ導体　● その他金属体（　　）
	● 避雷導線	● 建築構造体利用　● 引下げ導線
	● 接地極	● 建築構造体利用　● 接地極埋設
受変電設備	● 電気方式	高圧　三相３線式　６．６ｋＶ 低圧　● 三相３線式２００Ｖ　● 単相３線式１００／２００Ｖ　● 単相２線式（●１００Ｖ　● ２００Ｖ）
	● 契約電力	改修工事　既存設備　●　　ｋＷ 新営工事　●１００ｋＷ未満　●１００ｋＷ以上５００ｋＷ未満　●５００ｋＷ以上
	● 設備方式	● 屋内形　● 屋外形
	● 機器類	● キュービクル式配電盤（ ●ＰＦ形　●ＣＢ－１形　●ＣＢ－２形 ） ● 高圧スイッチギア、変圧器盤（ＣＢ－３形） 変圧器　三相　　ｋＶＡ、単相　　ｋＶＡ　● 油入　● モールド 主遮断器　● 限流ヒューズ　● ＶＣＢ
電力貯蔵設備	● 直流電源装置	用途　● 非常用照明器具電源および受変電設備制御電源共用 ● 受変電設備制御電源専用　● 非常用照明器具電源専用 蓄電池　● ＨＳ形鉛蓄電池　● ＭＳＥ形鉛蓄電池　●　　（　　Ａｈ）
	● 交流無停電電源装置（ＵＰＳ）	形式　● 標仕によるＵＰＳ　● 簡易形ＵＰＳ 用途　● 電算機用　●
発電設備	● 自家発電装置	電気方式　三相３線式　● ６．６ｋＶ　● ２１０Ｖ 機器類　形　式　● キュービクル形　● 簡易形　● オープン形 発電機（　　ｋＶＡ以上）　原動機　● ディーゼル　● ガスタービン 防油堤　● コンクリート製　● 鉄板製（ ● 本工事　● 別途工事 ）
	● 太陽光発電装置	モジュール　● 結晶シリコン　● 薄膜　●
	● 風力発電装置	風車　● プロペラ形　●
通信情報設備	● 構内情報通信網設備	● 機器　● 配管のみ　● 配管及び配線
	● 構内交換設備	● 交換機　● 局線中継台　● 電話機　● ボタン電話装置　● 配管のみ　● 配管及び配線
	● 情報表示設備	● マルチサイン装置　● 出退表示装置　● 時刻表示装置
	● 映像・音響設備	● 増幅器　● スピーカー　● プロジェクタ　● スクリーン　● その他（　　）
	● 拡声設備	用　途　● 一般放送　● 非常放送　● 個別放送
	● 誘導支援設備	● 音声誘導装置　● 身体障害者用インターホン装置　● トイレ等呼出し装置 ● インターホン　● テレビインターホン　● ナースコール
	● テレビ共同受信設備	● アンテナ（ ● ＵＨＦ　● ＢＳ　● ＣＳ ）　● ＣＡＴＶ
	● 監視カメラ設備	● カメラ　● ビデオモニタ　● タイムラプスＶＴＲ　● 配管のみ　● 配管及び配線
	● 駐車場管制設備	車両検知方式　● 光線式　● ループコイル式
	● 防犯・入退室管理設備	機器（ ● 本工事　※ 別途工事 ）　配管（ ※ 本工事　● 別途工事 ）　配線（ ● 本工事　※ 別途工事 ）
火災報知設備	● 自動火災報知設備	● 受信機（ ● Ｐ型　● Ｒ型 ）　● 副受信機　● 中継器　● 感知器　●
	● 自動閉鎖設備	連動制御器（　　回線　● 単独　● 火報受信機と一体 ）　感知器（ ● 共用　● 専用 ）
	● 非常警報設備	複合装置　● 一体形（ ※ 一般型　● 防雨型 ）　● 単独
	● ガス漏れ火災警報設備	受信機（　　回線　● 単独　● 火報受信機と一体　● ＬＰガス用　● 都市ガス用 ）
中央監視制御設備	● 形式	● 警報盤　● 表示操作盤　● 監視制御装置
	● 監視制御対象設備	● 動力設備　● 受変電設備　● 自家発電設備　● 防災設備　● 照明制御　● 給排水設備　● 空調設備
	● 伝送方式	● アナログ方式　● デジタル方式
構内配電線路	● 電気方式	三相３線式（ ● ６．６ｋＶ　● ２００Ｖ ） ● 単相３線式１００／２００Ｖ　● 単相２線式（ ● １００Ｖ　● ２００Ｖ ）
	● 施工方法	● 地中埋設式　● 架空線式
	● 外灯点滅方式	● 手動　● 自動（ ● タイマー　● 自動点滅器　● 中央監視 ）
構内通信線路	● 用途	● 電話用　● 時計拡声用　● 火災報知用　● インターホン用　● 情報通信網用　● ＣＡＴＶ
	● 施工方法	● 地中埋設式　● 架空線式
テレビ電波障害防除設備	● 対策方策	● 都市形ＣＡＴＶへの加入　● 共同受信方式（ ● 共同アンテナ　● 館内用アンテナ用 ）
	● 責任分界点	● 各戸の保安器一次側　●

Ⅱ. 特 記 仕 様

1　一　般　事　項

（１）現場説明書、質問回答書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様等のうち、◉ 印の付いたものによる。

◉ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）（以下、「標準仕様書」という。）

◉ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）

◉ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和４年版）（以下、「標準図」という。）

（２）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針（令和４年版）」（以下「監理指針」という。）を適用する。

（３）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書等及び監理指針を適用する。

2　特　記　事　項

（１）項目は番号に ◯ 印の付いたものを適用する。

（２）特記事項のうち選択する事項は ◉ の付いたものを適用する。

◉ の付かない場合は、※ 印の付いたものを適用する。◉ と ⊗ の付いた場合は共に適用する。

（３）一般共通事項のうち （１，２，４，８，９，11，12，13，14，15，35） 項は、● 建築　● 機械設備　工事特記仕様書による。

	項目	特記事項
一般共通事項	1 官公署その他への手続	工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続き、検査並びにその費用は、請負者の負担とする。
	2 電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、鳥取県総務部営繕工事自家用電気工作物保安規程第５条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。 なお、電気保安技術者の資格は標準仕様書第１編第１章第３節１．３．２によるものとし、一般用電気工作物に係る工事についても、自家用電気工作物の場合と同様の業務を行うものとする。
	3 電気工事士	契約電力５００ｋＷ以上の場合においても、第１種電気工事士により施工を行う。
	4 工事安全計画書等	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に工事安全計画書を作成し監督職員に提出する。
	⑤ 発生材の分析及び処理	引渡しを要するもの　※ 無し　● 有り（　　） 引渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とする。 特別管理産業廃棄物　※ 無し　● 有り　●本工事において調査を行う （ ● ＰＣＢ使用機器　● アスベスト含有設備資機材（ ● 配線用遮断機　●　　））
		ＰＣＢ使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。 撤去予定機器の微量ＰＣＢ分析　※ 無し　● 有り
一般共通事項	⑥ 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上の品質及び性能を有するものとする。 また、製造者等が定められている機材については、Ⅲ．機材によるほかこれらと同等以上のものとする。ただし、これらと同等以上のものとする場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料をあらかじめ監督職員に提出して承諾を受ける。 なお、（一社）公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」による場合は評価書の写しを監督職員に提出するものとする。
	⑦ 機材の品質・性能証明	使用する機材がⅢ．機材による場合は、標準仕様書第１編第１章第４節１．４．２（２）の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。ただし、標準仕様書に規定される製作図、試験成績書等は除く。
	８ 施工図等	提出した施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。
	⑨ 完成写真等	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編　平成30年版」によるほか、監督職員の指示による。下記のものを提出する。

区分	分類・規格	撮影箇所	部数	電子データの提出
工事写真	カラーサービス判	各工種工程毎	※ １部　●　部	◉ 要　● 不要
完成写真	カラーサービス判	監督職員の指示による	※ ２部　●　部	◉ 要　● 不要

⑩ 完成図等

次の図書を工事の完成引渡し時に監督職員に提出する。

区分	名称	部数
※ 完成図原図	完成図　● 原紙　⊗ ＣＡＤデータ　⊗ ＰＤＦデータ 施工図　● 原紙　◉ ＣＡＤデータ　◉ ＰＤＦデータ	１　部
※ 完成図　２つ折製本	⊗ 完成図　⊗ 完成図（縮小版） ◉ 施工図	※　２部 ●　部
※ 完成図書 ※　Ａ４版市販ファイル ●　Ａ４版黒表紙製本	◉ 完成図（縮小版） ⊗ 主要機器図 ⊗ 試験成績書	※　２部 ●　部
※ 保守用説明書 Ａ４版ファイル	※　保守に関する指導案内書 ※　機器取扱説明書 ※　主要機器一覧表	※　２部 ●　部
※ 保証書		１　部
※ 官公署届出書類		１　部

●　原図ケース・製本図面の背表紙に「施設コード・部局名称」ラベルを貼り付ける。

11 他工事との取合い

他工事との取合い		電気設備	機械設備	建築
● コンクリート壁、床、梁貫通部	補強	●	●	※
	スリーブ・箱入	※	●	●
● 鉄骨造の開口及び補強		●	●	※
● 照明器具・幹線等の吊りボルト用インサート（くぎ処理共）		※	●	●
● 軽量鉄骨壁のボックス取付用下地		※	●	●
● 埋込分電盤・端子盤・プルボックスの仮枠及び埋込部分の補強	仮枠	※	●	●
	補強	●	●	※
● ＯＡフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強		●	●	※
● 埋込形機器取付用の天井、壁の下地材・仕上げ材	切り込み	※	●	●
	補強	●	●	※
● 自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアクローザ、フロアヒンジ		●	●	※
● 電気室、自家発電機室などの基礎及びピット（蓋を含む）		●	●	※
● 機器付属の制御盤及び操作盤から機器までの配線		●	※	●
● 機器用コントロールスイッチ（空調機、給湯器等）の取付及び配線		●	※	●
● テレビアンテナ	基礎	●	●	※
	アンカーボルト	※	●	●
● 天井点検口		●	●	※
● 自立型制御盤の基礎		※	●	●
● 機器類のコンクリート基礎	屋内・屋外設置	※	●	●
	屋上設置	●	●	※

⑫ 工事用電力・水・その他

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。

⑬ 表示板

設ける。（寸法等は下図による。建築工事、機械設備工事等と一括して表示する）

※　工事表示板

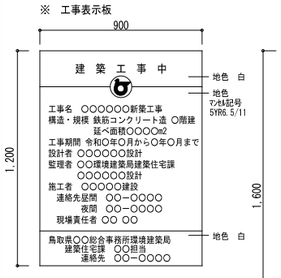

●　お願い表示板

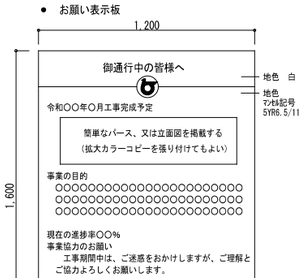

記入要領

1．書体は角ゴシックとする。

2．お願い表示板は平易な表現及び内容とし、監督員が指示するものとする。

⑭ 足場

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据え置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式より行う。

鳥取県
令和６年度
Ｊ２４００６２９
東部建築住宅事務所

令和5年4月改定版

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎 浩
一級建築士事務所登録　第03-872号　米子市博労町1丁目8番地
一級建築士大臣登録　第183698号　電話 0859(22)7911

設計年月日	設計	工事名称	設計番号
R6.9	岩崎	県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	
		電気設備工事特記仕様書(1)	縮尺 NO SCALE / 図面番号 E-01

一般共通事項

⑮ 工事用仮設物
16 土工事
埋め戻し土　※ 根切土の中の良質土　● 山砂の類（　　）　● 真砂土（　　）
建設発生土の処理　● 構外に搬出し適切に処理　※ 構内敷きならし　● 構内の指示する場所に堆積

⑰ 電線類
本工事では環境配慮の観点から、原則としてＥＭケーブルを使用するものとする。
ＥＭ電線類で規格等の定めのないものはハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。
通信ケーブルでＪＣＳ規格にない対数のケーブルはＪＣＳ規格に準じたものとする。
盤内配線はＥＭ電線を使用する。ただし、製造者標準品と特記したものは除く。
ハーネスジョイントボックス用ＯＡタップのケーブルはハロゲン及び鉛を含まない材料とする。

⑱ 電線本数・管路等
分電盤、制御盤、端子盤などの２次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。

⑲ 屋外露出配管の仕上げ
屋外露出配管（厚鋼電線管）で塗装を行わない場合は、溶融亜鉛めっき仕上げ［めっき付着量　３００g/㎡以上］とする。

20 露出配管の塗装（付属品含む）
塗装する部分　●屋上　●屋側　●屋外　●廊下　● 機械室　● 居室（　　）　●
21 波付硬質合成樹脂管(FEP)
波付硬質合成樹脂管（ＦＥＰ）を使用する場合は不燃又は難燃性とする。
22 フラッシュプレートの材質
● 金属製（ステンレス、新金属も含む）　● 樹脂製
㉓ カバープレートの表示
シール等を貼付し、用途を表示する。
24 プルボックスの塗装
ステンレス製プルボックスの塗装　※ 無（素地仕上）　●有（指定色仕上）
25 耐震施工
設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。ただし、重量１ｋＮ以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合は、この限りではない。
１）機器の据付け及び取付け
設計用水平地震力は、機器重量［ｋＮ］に、地域係数と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	● 特定の施設 重要機器	● 特定の施設 一般機器	● 一般の施設 重要機器	● 一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機　器	2.0	1.5		1.0
	防振支持の機器		2.0		1.5
	水　槽　類		1.5		1.0
中間階	機　器	1.5	1.0		0.6
	防振支持の機器		1.5		1.0
	水　槽　類		1.0		0.6
地下及び1階	機　器	1.0	0.6		0.4
	防振支持の機器		1.0		0.6
	水　槽　類	1.5			

上層階の定義　２～６階建：最上階、７～９階建：上層２階、10～12階建：上層３階、13階以上：上層４階
中間階の定義　地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの
水槽類には燃料小出槽を含む
重要機器（ ● 配電盤　● 非常用発電装置　● 交換装置　● 直流電源装置　● ＵＰＳ装置
● 火災報知受信機　● 中央監視制御装置　●通信総合盤　●　　）
２）設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。
３）設備機器の耐震支持及びアンカーボルトの許容耐力と選定については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（（一財）日本建築センター）を参考にする。

26 接地極
接地極の材料は次による。

接地の種類	記　号	接地抵抗値	接　地　極
● 共同接地	EAED	１０Ω以下	ＥＢ×３連－２組
● 共同接地	EAECED	１０Ω以下	ＥＢ×３連－２組
● Ａ種	EA	１０Ω以下	ＥＢ×３連－２組
● Ｂ種	EB	Ω以下	ＥＢ×２連－２組
● Ｃ種	EC	１０Ω以下	ＥＢ×３連－２組
● Ｄ種	ED	１００Ω以下	ＥＢ×１
● 高圧避雷器	ELH	１０Ω以下	ＥＢ×３連－２組
● 交換機用	Et	Ω以下	ＥＢ×３連－１組
● 通信用	EAt	１０Ω以下	ＥＢ×３連－２組
● 通信用	EDt及びEDa	１００Ω以下	ＥＢ×１
● 電話引込口の保安器用	ELt	１００Ω以下	ＥＢ×１
● 測定用	Eo	－	ＥＢ×１

（連結の場合、ＥＢはＤ＝１４　Ｌ＝１５００　または　Ｗ＝４０　Ｌ＝１２００とする）
（ED.EDt.EDa.ELt.Eo の場合、ＥＢはＤ＝１０　Ｌ＝１０００　または　Ｗ＝３０　Ｌ＝９００ 以上とする）
（その他単独の場合、ＥＢはＤ＝１４　Ｌ＝１５００　または　Ｗ＝４０　Ｌ＝１２００とする）

㉗ 屋上、屋側の支持金物等
ステンレス製または鋼材に溶融亜鉛メッキを施したものとする。
28 結露防止
外気に面する壁、スラブ等で打ちこみとなる位置ボックスは保温、結露防止処理を行う。
㉙ アスベスト含有建材の処理
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　９章 環境配慮改修工事　１節 石綿含有建材の除去工事による。
処理を行うアスベスト含有建材の仕様等

建材の内容・箇所 ＼ 仕様等	処理を行う範囲

※　県有施設の石綿除去等に係る施工業者の登録制度による登録業者を活用するものとする。
※　官公署その他への手続きは、同仕様書によるほか、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石綿障害予防規則、鳥取県石綿健康被害防止条例等の関係法令に基づいて行う。
●　施工調査（分析によるアスベスト含有建材の調査）を行う。
分析方法はＪＩＳ Ａ １４８１「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。
●　アスベスト粉じん濃度測定を行う。
（測定時期：　　測定場所：　　測定点：　　）
●　洗浄設備（洗眼、うがいの設備）及び更衣設備等を設ける。
●　作業場の養生として、処理場所をプラスティックシート等で囲い、外部への粉じん飛散を防止する。
対象箇所（　　）

令和5年4月改定版

一般共通事項

㉚ 補修など
31 はつり
既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
32 はつり工事における非破壊検査
探査方法　※電磁誘導式　● 放射線透過検査　●
33 あと施工アンカー
１）施工後確認試験　※　行わない　● 行う
試験方法　引張試験機による引張試験
確認強度　対象機器ごとのアンカーボルト１本に作用する引抜き力以上
試験箇所数　１施工単位に対し１本以上
対象機器　● 配電盤　● 発電装置　● 直流電源装置　● 太陽光発電装置
34 室内空気中の化学物質の濃度測定
実施する。
㉛ 火災保険等
工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。
（保険の加入期限は、工事完成引渡しまで［概ね工期＋21日］とする。）
36 鳥取県公共事業環境配慮指針
※ 対象工事
37 建築物省エネ法
※ 対象工事

1 電灯設備
1 照明器具
１）ＬＥＤの光源色は別図面に指定がある場合を除き下記による。
ＬＥＤの光源色　（ ※ 昼白色　● 温白色　● 電球色 ）
2 一般照明の照度測定
3 非常用照明の照度測定
測定結果を監督職員に提出する。（測定箇所等は、監督職員の指示による。）
※ 設置した各部屋２箇所以上　●
4 照明制御の照度測定等
明るさセンサーによる照明制御を行う部屋は照度測定を行い測定表を監督職員に提出する。なお、測定箇所は監督職員の指示による。
照度測定時期　１００％点灯時（ ※ 夜間　● 昼間 ）
調光制御点灯時（ ※ 夜間　※ 昼間 ）

② 動力設備
① 機器への接続
※ 電動機などへの接続は本工事とする。　● 別途工事

3 雷保護設備
1 大地抵抗率の測定
● 工事着手前に大地抵抗率を測定し、測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。
2 外部雷保護設備接地システム
● 構造体利用接地極　● Ａ型接地極　● Ｂ型接地極

4 受変電設備
1 変圧器移動車輪
2 デマンド監視装置
3 盤内照明
７５ｋＶＡ以上に取付。
● 本工事　● 別途工事
前・後に設置する。

5 電力貯蔵設備
1 交流無停電電源装置（ＵＰＳ）
停電補償時間（　　分）
方式（ ● 常時インバータ給電方式　● ラインインタラクティブ方式　● 常時商用給電方式 ）

6 発電設備
1 自家発電装置
● ディーゼル発電装置
● ガスエンジン発電装置
● ガスタービン発電装置
● 熱併給発電装置
● 燃料電池発電装置
運転時間（　　ｈ）　系統連系（ ● 高圧連系　● 高圧受電低圧みなし連系　● 低圧連系　● 無 ）
出力（　　ｋＷ）　配電盤外箱（ ● 有　● 無 ）
保安装置（ 重故障項目特記 ● 有　● 無 ）　外部用端子（ ● 要　● 不要 ）
減圧水槽及び初期注水槽の材質（ ● 鋼板製　● ステンレス鋼板製 ）
オイルタンク（ ● 地下　● 屋内 ）
据付：機械設備工事標準図（ ● 施工３０、３２（タンク室無し）　● 施工３１、３３（タンク室有り））
燃料小出槽（　　㍑）：返油ポンプのあるシステムでフロートスイッチの上限フロートは通過形接点とする。
材質（ ● 鋼板製　● ステンレス製 ）
燃料油等（ ● 灯油　● 軽油　● 重油　● 燃料ガス（　　））
排気系統配管断熱材の厚さ（　　mm）　ばい煙測定口（ ● 設ける　● 設けない ）
排気ガスに含まれる窒素酸化物（　　以下）　運転音（　　ｄＢ以下）
2 太陽光発電装置
系統連系（ ● 高圧連系　● 高圧受電低圧みなし連系　● 低圧連系　● 無 ）
公称最大出力（　　ｋＷ）　耐風速（　　ｍ／ｓ）
パワーコンディショナ（　　相　線式　　Ｖ）　定格容量（　　ｋＷ）
自立運転機能（ ● 有　● 無 ）
表示装置（ ● 有　● 無 ）　方式（ ※ 液晶　●　　）
3 風力発電装置
系統連系（ ● 高圧連系　● 高圧受電低圧みなし連系　● 低圧連系　● 無 ）　定格出力（　　ｋＷ）

7 構内交換設備
1 交換装置
局線応答方式（ ● 局線中継台方式　● 分散中継台方式　● ダイヤルイン方式
● ダイレクトインダイヤル方式　● ダイレクトインライン方式 ）
停電補償時間（　　分）
2 保安器用接地
※ 本工事　● 別途工事
3 壁付電話機との接続
※ モジュラージャック　● 電話用プレート
4 回線数
内線　／　／　回線　局線　／　／　回線（現用／実装／容量）
5 電話機
● 一般電話機　台　● 多機能電話機　台　● ファクシミリ　台
● デジタルコードレス電話機　台　● ＩＰ電話機　台
6 電話機への配線
卓上電話機１台につき次のものを見込む。
● ボタン電話機（ ● EM-BTIEE 0.4－2P　●　　）（ ※ １５ｍ　●　　）
● 内線電話機（ ● EM-TIEF 0.65－2C　● TIVF 0.65－2C ）（ ※ １５ｍ　●　　）
● 多機能電話機（ ● EM-BTIEE 0.4－2P　●　　）（ ※ １５ｍ　●　　）
● ＩＰ電話機（ ● EM-UTP 0.5－4P　●　　）（ ※ １５ｍ　●　　）

8 情報表示設備
1 マルチサイン装置
2 出退表示装置
制御装置（ ● 壁掛形　● 埋込形　● 据置形 ）
呼出機能（ ● 有　● 無 ）　方式（ ● 発光ダイオード　● 液晶　●　　）
3 時刻表示装置
親時計（ ● 壁掛形　回線　● ラック形　回線 ）
太陽電池式屋外時計（ 点灯時間　ｈ　点灯保証日数　日 ）

9 映像音響設備
1 プロジェクタ
光出力（ ● Ⅰ形　● Ⅱ形　● Ⅲ形 ）　解像度（ ● Ａ形　● Ｂ形　● Ｃ形 ）
コントラスト比（ ● Ｘ形　● Ｙ形 ）

10 拡声設備
1 増幅器
形式（ ● 卓上形　● ラック形 ）　定格出力（　　Ｗ）　性能（ ● Ｈｉ形　● Ｌｏ形 ）
● 増幅器の入出力配線と外部配管（壁ボックス等）の接続はコネクターによる。

11 誘導支援
1 音声誘導装置
検出方式（ ● 磁気方式　● 無線方式　● 画像認識方式 ）

12 火災報知設備
1 自動火災報知設備
受信機（ ●　型　級　回線（蓄積型）　● 複合形　● 単独形 ）
2 自動閉鎖設備
● 防火戸用（ ※ ラッチ式　● 電磁式 ）
● 防煙ダンパー用（ ※ 電動復帰　● 手動復帰 ）
● 防火シャッター用（ ※ 別途工事　● 本工事 ）
3 ガス漏れ火災警報設備
検知器（ ● 天井取付形　● 壁取付形 ）

13 構内配電線路
1 施工方法
埋設深さ　※　ＧＬ－３００以上、舗装のある場合は路盤下－３００以上とする。
●　ＧＬ－６００以上（ ●　車路　●　高圧配線　●　幹線　●　　）
2 地中箱
蓋の記号表示は鋳型流込み（鳥取県又は鳥取県章、及び用途を記入）とし、ハンドホール内のケーブル支持等はマンホールに準じて行う。アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋はアスファルト舗装用とする。
3 高圧負荷開閉器
● 閉鎖形（ ● 軽耐塩形　● 重耐塩形 ）　● 地絡継電器付（ ※ 方向性　● 無方向性 ）
● 避雷器内蔵
※ 別置制御装置までの制御ケーブルを付属する。
4 高圧ケーブルの端末部
高圧ケーブルの両端部にシースの縮み対策（熱伸縮テープによるシースずれ止め対策等）を行う。
5 高圧ケーブルの屋外端末処理
● 一般形　● 耐塩形
6 標識シート
※ 高圧　● 低圧
7 照明用ポール
照明用ポールには配線用遮断器（トリップ機能なし）又はカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を内蔵する。ただし、ガーデンライトは除く。

14 構内通信線路
1 施工方法
埋設深さ　※　ＧＬ－３００以上、舗装のある場合は路盤下－３００以上とする。
●　ＧＬ－６００以上（ ●　　●　　）
2 地中箱
蓋の記号表示は鋳型流込み（鳥取県又は鳥取県章、及び用途を記入）とし、ハンドホール内のケーブル支持等はマンホールに準じて行う。アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋はアスファルト舗装用とする。
3 標識シート
● データ回線　● 電話　● ＣＡＴＶ　●

15 テレビ電波受信障害調査
1 調査仕様
図面に記載されていない事項は、すべて（一社）日本ＣＡＴＶ技術協会の「建造物によるテレビ受信障害調査要領」及び「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」の最新版により調査を行い、同協会の技術審査を受けるものとする。
2 テレビ電波受信障害調査時期
※ 事前　● 中間　※ 事後
3 受信する受信波及び地点数
中継局　波：　地点
中継局　波：　地点
4 報告書提出部数
※ 事前　３部　● 中間　部　※ 事後　３部

16 その他
1 機器取付高
機器取付高は下記を標準とする。ただし、天井高３ｍ以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は監督職員と協議する。

	名　称	測　点	取付高（mm）
電力共通	取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器	地上～中心	1,800～2,200
電灯	分電盤・ＯＡ盤・実験盤	床上～中心	1,500（上端1,900以下）
	スイッチ	〃	1,300
	〃　（多機能トイレ）	〃	1,100
	コンセント（一般）	〃	300
	〃　（和室）	〃	150
	〃　（台上）	台上～中心	150
	〃　（土間）	床上～中心	800～1,300
	〃　（車椅子用）	〃	900
	ブラケット（一般）	〃	2,100～2,300
	〃　（踊場）	〃	2,000～2,500
	〃　（鏡上）	鏡上端～中心	150
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500（上端1,900以下）
	手元開閉器	〃	1,500
	操作スイッチ	〃	1,300
構内交換	端子盤	床上～下端	300
	保安器箱	天井下～上端	200
	壁付アウトレット	床上～中心	300
	〃　（和室）	〃	150
電気時計	壁掛形親時計	床上～中心	1,500（上限1,900以下）
	子時計	〃	天井高×0.9
拡声	壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9
	壁付アッテネータ	〃	1,300

	名　称	測　点	取付高(mm)
表示	表示盤	床上～中心	天井高×0.9
	壁付発信器	〃	1,300
	ベル、ブザー、チャイム	〃	2,300
	受付押ボタン（一般）	〃	1,300
	電源箱	床上～下端	300
誘導支援	外部受付用インターホン(子機)	標準図による	
	壁付インターホン(上記以外)	床上～中心	1,300
	壁付押ボタン(多機能トイレ)	〃	900
	壁付押ボタン(多機能トイレ) 床転倒時用	〃	300
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上端	200
	テレビ端子	床上～中心	300
	〃　（和室）	〃	150
			1,500
火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	800～1,500
	機器収容箱	〃	800～1,500
	発信機	床上～中心	800～1,500
	ベル	天井下～上端	200
	表示灯	〃	200
ガス検知	ガス漏れ中継器	天井下～中心	300
	検知器（都市ガス）	天井下～下端	300
	〃　（ＬＰガス）	床上～上端	300

2 工事のため送電線及び配電線の近くで作業するときは、事前に中国電力に連絡し、事故防止に努めるものとする。

Ⅲ. 機　材

工事に使用する機器及び材料は、図面に仕様等が明記してあるものを除き、原則として標準仕様書に規定するもの及び（一社）公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」による。
ただし、盤類は上記によるほか以下の製造業者とする。

㈱永井電機工業所　　㈱平木電機産業
小林制電㈱　　㈱富士オートメーション
勝英産業㈱　　㈱増岡電機製作所

鳥取県
令和６年度
Ｊ２４００６２９
東部建築住宅事務所

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎 浩
一級建築士事務所登録 第03-872号　米子市博労町1丁目8番地
一級建築士大臣登録　第183698号　電話 0859(22)7911

設計年月日	設計	工事名称	設計番号
R6.9	岩崎	県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	
		電気設備工事特記仕様書(2)	縮尺 NO SCALE / 図面番号 E-02

－ 注　記 －

1．図中太線を本工事とし、細線は既設のままとする。
2．【取外し再取付】表記部分配線配管は、支持金物のみ取外し足場等へ仮設支持とし、建築外壁改修工事終了後復旧とする。
　※取外し後、エアコンは使用出来るよう電気配線は仮設配線をし、接続したままとすること。
3．図中、図示なき配管配線がある場合は監督員と協議の上、工事に支障のないよう対応すること。

凡　例

記号	名　　称	備　　考
⊠	エアコン開閉器盤	屋外露出形　盤結線図参照
	照明器具	壁付　FL20W-1
2EWP	防水コンセント	2P15A×2
	表示灯(赤色)	壁付
⊠	プルボックス	図示による

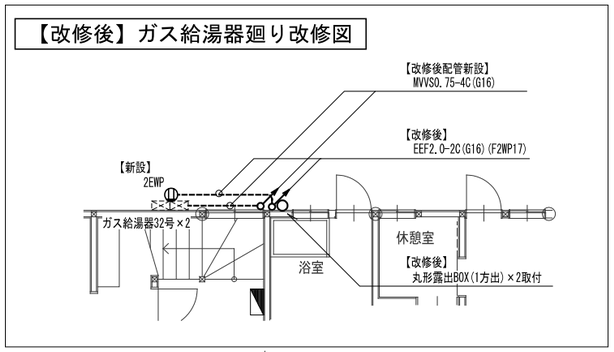

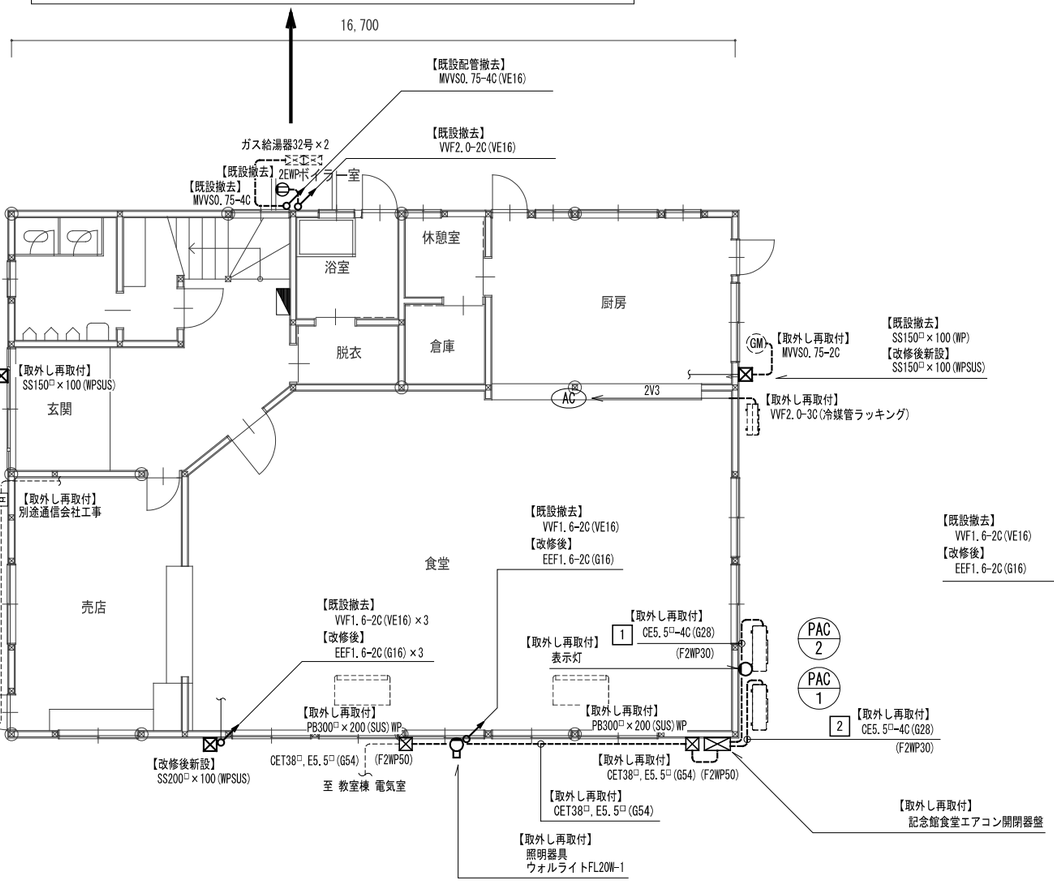

記念館食堂棟　1階改修図　S=1/100

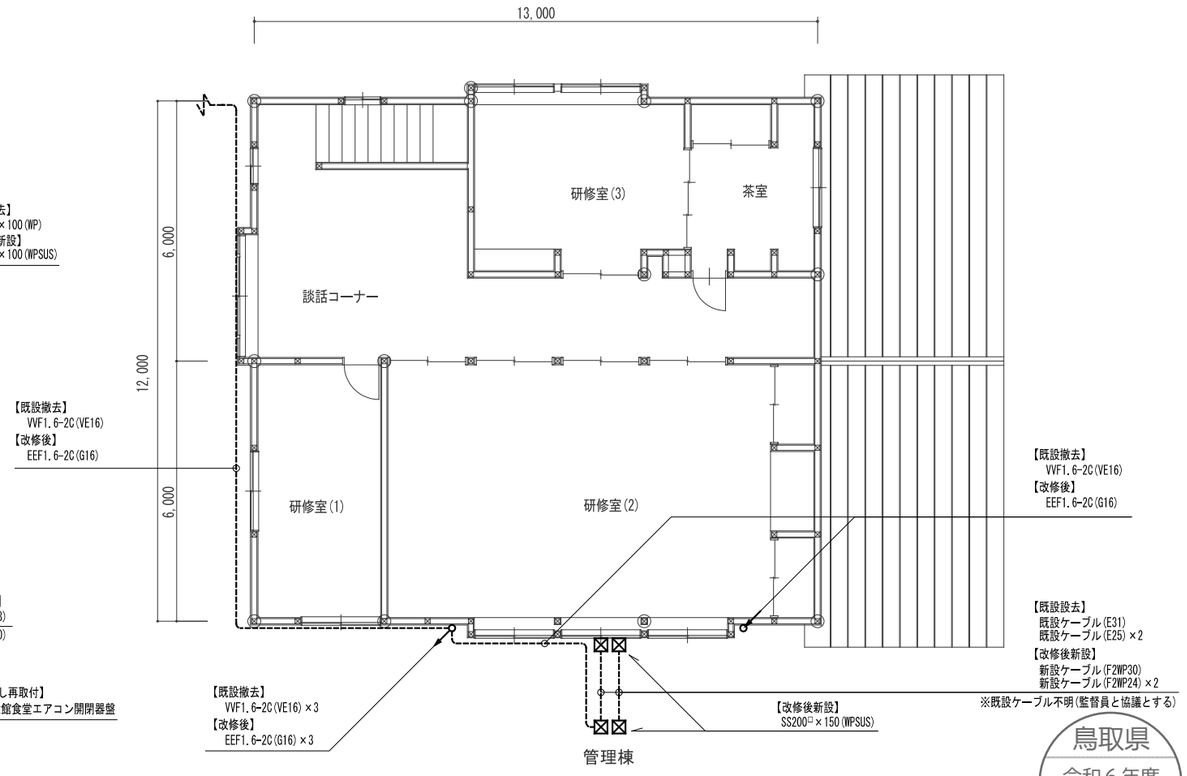

記念館食堂棟　2階改修図　S=1/100

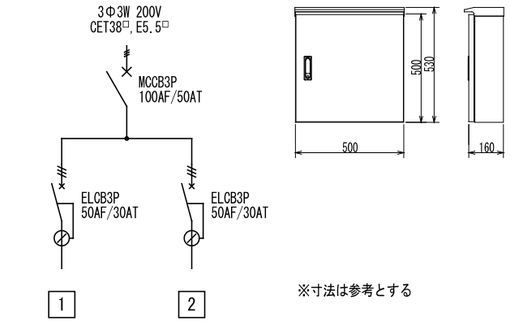

既設　記念館食堂エアコン開閉器盤 結線図

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎 浩
一級建築士事務所登録 第03-872号　米子市博労町1丁目8番地
一級建築士大臣登録　第183698号　電話 0859(22)7911

設計年月日	設計	工事名称	縮尺	図面番号
R6.9	岩崎	県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事		
		電気設備　1階・2階改修図	1/100	E-03

鳥取県
令和6年度
J2400629
東部建築住宅
設計事務所

機械設備工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1　工事場所　鳥取市生山

2　建物概要

番号	建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備考
1	記念館食堂棟	木造	2		（　　）項	
2					（　　）項	
3					（　　）項	
4					（　　）項	
5					（　　）項	

3　工事種目　（◉ 印の付いたものが対象工事種目）

工事種目 ＼ 番号	1	2	3	4	5	屋外	備考
● 空気調和設備							
◉ 冷暖房設備						○	
● 換気設備							
● 排煙設備							
● 自動制御設備							
● 衛生器具設備							
◉ 給水設備						○	
◉ 排水設備						○	
◉ 給湯設備						○	
◉ ガス設備						○	
● 浄化槽設備							
● 消火設備							
● さく井設備							
● 電気設備工事							
● 建築工事							

4　設備概要　（本工事における工事種目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない。）

◉ 印の付いたものを適用する。

	項目	設備概要
空気調和・冷暖房設備	● 空気調和設備	● 単一ダクト方式　● 各階ユニット方式　● ダクト併用ファンコイルユニット方式
	◉ 冷暖房設備	● ファンコイルユニット方式　◉ パッケージ方式
	● 暖房設備	● 温水暖房　● 蒸気暖房　● 温風暖房（ ● 局所式　● 中央式 ）　● 床暖房
	◉ 熱源	◉ 電気　● 灯油　● A重油　● ガス　● バイオマス
	◉ 主要熱源機器	● 鋼製ボイラー　● 鋳鉄製ボイラー　● 真空式温水発生機　● 無圧式温水発生器 ● チリングユニット　● スクリュー冷凍機　● 遠心冷凍機　● 吸収式冷凍機 ● 直だき吸収式冷温水機　● 小形吸収式冷温水機ユニット ● バイオマスボイラー　● ルームエアコン ◉ ヒートポンプパッケージエアコン（ マルチタイプ　● 有　◉ 無 ） ● 温風暖房機　● ＦＦ暖房機　● その他（　　）
換気設備		● 第一種　● 第二種　● 第三種
排煙設備		● 機械排煙（ 適用法規 ● 建基法　● 消防法 ）
自動制御設備		● 電気式　● 電子式　● デジタル式
衛生設備	◉ 給水設備	給水方式：● 水道直結方式　◉ 高置水槽方式　● ポンプ直送方式　● 増圧給水方式 水源：◉ 水道水　● 井水
	◉ 排水設備	排水方式：◉ 自然流下　● ポンプ排水（ ● 汚水　● 雑排水　● 雨水 ） 放流先：汚水 ◉ 公共下水道　● 浄化槽 放流先：雑排水 ◉ 公共下水道　● 浄化槽 放流先：雨水 ● 公共下水道　● 側溝　● 河川 浄化槽：処理方式 ● 小規模合併　● 合併 浄化槽：処理水放流先 ● 排水路　● 側溝　● 河川
	◉ 給湯設備	◉ 局所式（ ◉ ガス　● 油　● 電気 ）　● 中央式（ ● 油　● ガス　● 電気 ）
	● 消火設備	● 屋内消火栓　● 屋外消火栓　● 連結送水管　● 連結散水 ● スプリンクラー　● 泡消火　● 粉末消火装置 ● 不活性ガス消火（ ● 窒素　● 窒素系　●　　）　● ハロゲン化物消火
	◉ ガス設備	● 都市ガス（　　MJ/Nm³ ）　◉ 液化石油ガス

Ⅱ．特記仕様

1　一般事項

（1）現場説明書、質問回答書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様書等のうち、◉ 印の付いたものによる。

◉ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）（以下「標準仕様書」という。）

◉ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）（以下「改修標準仕様書」という。）

◉ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和４年版）（以下「標準図」という。）

（2）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針（令和４年版）」（以下「監理指針」という。）を適用する。

（3）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書等及び監理指針を適用する。

2　特記事項

（1）項目は番号に ○ 印の付いたものを適用する。

（2）特記事項のうち選択する事項は ◉ 印の付いたものを適用する。

◉ 印の付かない場合は、※ 印の付いたものを適用する。◉ 印と ⊗ 印の付いた場合は両方を適用する。

（3）一般共通事項のうち （1、2、3、11、12、14、15、16、17、18、36） 項は、◉建 築　● 電気設備　工事特記仕様書による。

	項目	特記事項
一般共通事項	1 官公署その他への手続	工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続き、検査並びにその費用は、請負者の負担とする。
	2 電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、鳥取県総務部営繕工事自家用電気工作物保安規程第５条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。なお、電気保安技術者の資格は標準仕様書第１編第１章第３節１．３．２によるものとし、一般用電気工作物にかかる工事についても、自家用電気工作物の場合と同様の業務を行うものとする。
	3 工事安全計画書等	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に工事安全計画書を作成し監督職員に提出する。
	④ 発生材の分析及び処理	引渡しを要するもの ※　無し　● 有り（　　） 引渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とする。 特別管理産業廃棄物 ※　無し　● 有り　● 本工事において調査を行う （ ● 廃石綿（配管用保温材）　● ＰＣＢ使用機器　●　　） アスベスト含有設備資機材（ガスケット、パッキン、たわみ継手等の石綿含有廃棄物）は関係法令に従い適切に処理を行う。 ＰＣＢ使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。 撤去予定機器の微量ＰＣＢ分析　※　無し　● 有り 再生資源化を図るもの ※　無し　● 有り（ ● コンクリート塊　● アスファルトコンクリート塊　●　　）
	⑤ 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上の品質及び性能を有するものとする。ただし、これらと同等以上のものとする場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料をあらかじめ監督職員に提出して承諾を受ける。なお、（一社）公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」による場合は評価書の写しを監督職員に提出するものとする。
	⑥ 機材の品質・性能証明	ＪＩＳ等のマーク及び評価書のある機材を使用する場合は、標準仕様書第１編第１章第４節１．４．２（３）の品質及び性能を有することの性能を有することの証明となる資料の提出を省略できる。ただし、標準仕様書に規定される製作図、試験成績等は除く。
	⑦ 機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集（令和４年版）によるほか、監督職員の指示による。
	⑧ 図形等の表示	機器類は、図示する形状、配管等などの取出し位置及び製造品番により、特定製造者の製品を指示、限定しない。
	9 電気容量及び機器表示	機器類の能力、容量等は、原則として表示された値以上とする。 電動機出力、燃料消費量等は、原則として図面に記載されている値以下とする。
	⑩ 技能士の適用	下記により適用する技能士は、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業をするとともに他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行う。また、そのものが技能士であることが分かる名札（下図参考）を常時着用する。 ◉ 配管　（ ● １級　◉ ２級 ）　◉ 熱絶縁施工　（ ● １級　◉ ２級 ） ◉ 冷凍空気調和機器施工　（ ● １級　◉ ２級 ）　● 建築板金　（ ● １級　● ２級 ）
	11 施工図等	提出した施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。
	12 完成写真等	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編　平成30年版」によるほか、監督職員の指示による。下記のものを提出する。

《技能士名札参考図》

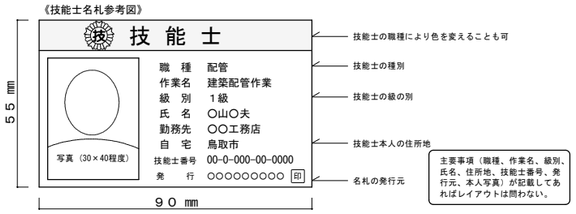

区分	分類・規格	撮影箇所	部数	電子データの提出
工事写真	カラーサービス判	各工種工程毎	※ １部　● 部	● 要　● 不要
完成写真	カラーサービス判	監督職員の指示による	※ ２部　● 部	● 要　● 不要

一般共通事項

⑬ 完成図等

次の図書を工事の完成引渡し時に監督職員に提出する。

区分	名称	部数
※ 完成図原図	完成図　● 原紙　⊗ ＣＡＤデータ　⊗ ＰＤＦデータ 施工図　● 原紙　◉ ＣＡＤデータ　◉ ＰＤＦデータ	１部
※ 完成図　２つ折製本	※ 完成図 ※ 完成図（縮小版） ● 施工図	※　２部 ●　部
※ 完成図書 ※　Ａ４版市販ファイル ●　Ａ４版黒表紙製本	◉ 完成図（縮小版） ※ 主要機器図 ※ 試験成績書	※　２部 ●　部
※ 保守用説明書 （Ａ４版ファイル）	※ 保守に関する指導案内書 ※ 機器取扱説明書 ※ 主要機器一覧表	※　２部 ●　部
※ 保証書		１部
※ 官公署の届出書類		１部
◉ 原図ケース・製本図面の背表紙に「施設コード・部局名称」ラベルを貼り付ける。		

14 他工事との取合

他工事との取り合い		建築	電気設備	機械設備
● コンクリート壁、床、梁貫通部	スリーブ・箱入	●	●	※
	補強	※	●	●
● 鉄骨造の開口及び補強		※	●	●
● 照明器具・幹線等の吊りボルト用インサート（くぎ処理共）		●	※	●
● 軽量鉄骨壁のボックス取付用下地		●	※	●
● 埋込分電盤・端子盤・プルボックスの仮枠及び埋込部分の補強	仮枠	●	※	●
	補強	※	●	●
● ＯＡフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強		※	●	●
● 埋込形機器取付用の天井・壁の切込加工及び下地の補強	切り込み	●	●	※
	補強	※	●	●
● 自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアクローザ、フロアヒンジ		※	●	●
● 電気室、自家発電室などの基礎及びピット（蓋を含む）		※	●	●
● 天井点検口		※	●	●
● 機器類のコンクリート基礎	屋内・屋外設置	●	●	※
	屋上設置	※	●	●
● 機器付属の制御盤及び操作盤から機器までの配線		●	●	※
● 機器用コントロールスイッチ（空調機、給湯器等）の取付及び配線		●	●	※

15 工事用水・電力・その他　本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。

16 表示板　設ける。（寸法等は下図による。建築工事、電気設備工事等と一括して表示する。）

※ 工事表示板　　● お願い表示板

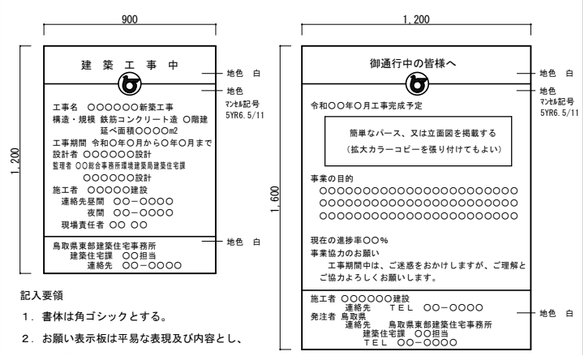

記入要領

1．書体は角ゴシックとする。

2．お願い表示板は平易な表現及び内容とし、監督員が指示するものとする。

17 足場　「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあたっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（2）手すり据置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行う。

18 工事用仮設物　構内に作ることが　※ 出来る　● 出来ない

19 土工事
（ア）埋め戻し土　● 根切土のなかの良質土（ ● コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類 ）
● 山砂の類（　　）
● 真砂土（　　）
（イ）建設発生土処分　● 構外に搬出　● 構内に敷ならし　● 構内の指示する場所に堆積

⑳ 保温工事
● 冷温水管（ ● ロックウール　● グラスウール　● ポリスレンフォーム　●　　）
● 蒸気管（ ● ロックウール　● グラスウール　●　　）
◉ 給水管（ ● ロックウール　● グラスウール　◉ ポリスレンフォーム
● 保温チューブ（厚さ@１０ ）　●　　）
● 排水管（ ● ロックウール　● グラスウール　● ポリスレンフォーム　●　　）
◉ 給湯管（ ● ロックウール　◉ グラスウール　● 保温チューブ（厚さ@　　）　　）
● 消火管（ ● ロックウール　● グラスウール　● ポリスレンフォーム　●　　）
● ダクト（ ● ロックウール　● グラスウール　●　　）
● 燃焼熱源等機械室内の配管（ ● ロックウール　● グラスウール ）
● 全熱交換機の給気ダクト（ ● 機器外気側　● 機器室内側 ）は保温（グラスウール２５mm厚）する。
◉ 冷媒管の保温外装　屋内（ ● 樹脂製化粧ケース　● 合成樹脂製シート　●　　）
屋外（ ◉ 樹脂製化粧ケース　◉ ＳＵＳ鋼板　●　　）

鳥取県
令和６年度
Ｊ２４００６２９
東部建築住宅事務所

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎　浩
一級建築士事務所登録　第０３－８７２号　米子市博労町１丁目８番地
一級建築士大臣登録　第１８３６９８号　電話　０８５９（２２）７９１１

設計年月日	設計	工事名称	設計番号
R6.7	岩崎	県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	

機械設備工事特記仕様書（１）	縮尺	図面番号
	NO SCALE	M－1

一 般 共 通 事 項

項目	内容
21 鋼管類の防食処置	地中埋設 ● ペトロラタム系 ● ブチルゴム系 ● 熱収縮チューブ及びシート
22 絶縁継手	● 標準図（施工３） ● (1)絶縁フランジ ● (2)絶縁シート ● (3)絶縁スリーブ ● (4)絶縁ユニオン
23 防振継手	※ 合成ゴム製（球形） ● ポリテトラフルオロエチレン製 ● ベローズ形（ステンレス製）
24 伸縮管継手	※ ベローズ形 ● スリーブ形
25 塗装	各種機材のうち、下記の部分は塗装しない。（さび止め塗装は除く。） (ア)埋設されるもの（ただし、防食塗装部分を除く） (イ)亜鉛めっき以外のめっき仕上げ面 (ウ)亜鉛めっきされたもので、常時隠ぺいされる部分 (エ)亜鉛めっきされた金属電線管、鋼製架台及び支持金物類 (オ)樹脂コーティング等を施したもので、常時隠ぺいされる部分 (カ)カラー亜鉛鉄板面 (キ)アルミ、ステンレス、銅、溶融アルミニウム－亜鉛鉄板面、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面 (ク)特殊な意匠的表面仕上げ処理を施した面 (ケ)主・各階機械室内等及び電気室内の亜鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管 ● 上記及び標準仕様書によらず塗装を施す部分・箇所（ ）
26 ステンレス鋼管の接合方法	呼び径６０Ｓｕ以下の継手は、ＳＡＳ３２２を満足するものとする。
27 溶接配管の検査	● ガス配管 ● 冷温水配管 ● 冷却水配管 非破壊検査の適用（ ● 放射線透過検査 ● 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査 ） 抜 取 率（ ● 標準仕様書による ● ％ ）
28 埋設表示	● 地中埋設標を図示する箇所に設ける。 ● 埋設表示用テープを埋設する。（ ● ガス管 ● 屋外給水管 ● ）
㉙ 支持金物・固定金具	ポンプ、屋外設置機器及びピット内に使用するアンカーボルト、ナットはＳＵＳ３０４製とする。 屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等はステンレス製または溶融亜鉛めっき仕上げとする。
30 総合試運転調整	下記事項の総合調整を行い、測定結果を監督職員に提出する。 ● 温度 ● 湿度 ● 風量 ● 騒音 ● 水量 ● 浄化槽放流水質 ● 風速 ● じんあい ● 飲料水水質（ ● 一般飲料水適否検査 ● 残留塩素測定 ） ● その他水質等（ ● 雑用水 ● 空調用流体 ● ）
31 アスベスト含有建材の処理	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） ９章 環境配慮改修工事 １節 石綿含有建材の除去工事による。 処理を行うアスベスト含有建材の仕様等（下表）

建材の内容・箇所	仕 様 等	処理を行う範囲

※ 県有施設の石綿除去等に係る施工業者の登録制度による登録を受けている業者を活用するものとする。
※ 官公署その他への手続きは、同仕様書ほか、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石綿障害予防規則、鳥取県石綿健康被害防止条例等の関係法令に基づいて行う。
● 施工調査（分析によるアスベスト含有建材の調査）を行う。
分析方法はＪＩＳ Ａ １４８１「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。
● アスベスト粉じん濃度測定を行う。
（測定時期： 測定場所： 測定点： ）
● 洗浄設備（洗眼、うがいの設備）及び更衣設備等を設ける。
● 作業場の養生として、処理場所をプラスティックシート等で囲い、外部への粉じん飛散を防止する。
対象箇所（ ）

項目	内容
㉜ 補修など	工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
33 はつり	既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
34 はつり工事における非破壊検査	探査方法 ※電磁誘導式 ● 放射線透過検査
35 室内空気中の化学物質の濃度測定	実施する。
36 火災保険等	工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。 （保険の加入期限は、工事完成引渡しまで[概ね工期＋21日]とする。）
37 グリーン購入	グリーン購入は次のもとのする。 ● 空調用機器（ パッケージエアコン ） ● 衛生器具 （ ） ● 断熱材 （ ） ● 配管材 （ ● 再生硬質ポリ塩化ビニル管 ） ● その他 （ ）
38 鳥取県公共工事環境配慮指針	対象工事
39 建築物省エネ法	対象工事
40 耐震施工	設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。ただし、重量１ｋＮ以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合は、この限りではない。 （１）機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の重量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）［ｋＮ］に、地域係数と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	● 特定の施設 ● 重要機器	● 特定の施設 ● 一般機器	● 一般の施設 ● 重要機器	● 一般の施設 ● 一般機器
上層階 屋上、塔屋	機器	２．０	１．５	１．５	１．０
	防振設置機器	２．０	２．０	２．０	１．５
	水槽類	２．０	１．５	１．５	１．０
中間階	機器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振設置機器	１．５	１．５	１．５	１．０
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６
地階・１階	機器	１．０	０．６	０．６	０．４
	防振設置機器	１．０	１．０	１．０	０．６
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６

上層階の定義 ２～６階建：最上階、７～９階建：上層２階、10～12階建：上層３階、13階建以上：上層４階
中間階の定義 地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの
重要機器 ● 換気機器 ● 空調機器 ● 熱源機器 ● 防災機器 ● 監視制御設備 ● 危険物貯蔵装置
● 火を使用する設備 ● 避難経路上に設置する機器 ● 水槽類（燃料小出槽を含む）
● （ ）
（２）設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。
（３）設備機器の耐震支持及びアンカーボルトの許容耐力と選定については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（（一財）日本建築センター）を参考にする。

1 空気調和設備 ② 冷暖房設備 3 換気設備

1 設計用温湿度条件

	外気条件 温度 (DB)	外気条件 湿度 (RH)	室内（調整目標値） 一般 温度 (DB)	室内（調整目標値） 一般 湿度 (RH)	室内（調整目標値）（ ） 温度 (DB)	室内（調整目標値）（ ） 湿度 (RH)
夏季	３３．６ ℃	％	２８．０ ℃	％	℃	％
冬季	－2.5 ℃	％	１９．０ ℃	％	℃	％

項目	内容
2 冷却水管	※ ＳＧＰ（白） ● ＳＧＰ－ＶＡ ● ＳＧＰ－ＰＡ
3 冷水・温水・冷温水管	※ ＳＧＰ（白） ● ＳＧＰ－ＨＶＡ ● ステンレス鋼管（SUS304） ● 架橋ポリエチレン管（ファンコイル機器接続部に限る） ● ポリブテン管（ファンコイル機器接続部に限る）
4 膨張・空気抜・補給水管	※ ＳＧＰ（白） ● ステンレス鋼管（SUS304）
5 蒸気給気管	※ ＳＧＰ（黒）
6 蒸気還水管	※ ＳＴＰＧ３７０－Ｓｃｈ４０（黒） ● ステンレス鋼管（SUS304）
7 油・油用通気管	一般配管 ※ ＳＧＰ（黒） 地中配管 ※ 合成樹脂被覆鋼管
⑧ 冷媒管	※ 断熱材被覆銅管
9 空調用給水管	● ステンレス鋼管 ● ＳＧＰ－ＶＡ ●
⑩ 空調用排水管	※ ＳＧＰ（白） ◉ ＶＰ
11 弁類	※ ５Ｋ ● １０Ｋ
12 ファンコイルユニット	※ 流量調整弁 ● 定流量弁（ ● ダイヤフラム式流量可変式 ● カートリッジオリフィス形 ）を取付ける。
13 ダンパー	（ア）防煙ダンパー ※ 遠隔復帰式 ● 電気式 （イ）ピストンダンパー ※ 遠隔復帰式 ●
14 ダクト	※ 低圧ダクト ● 高圧１ダクト ● 高圧２ダクト ● 長方形ダクト ● コーナーボルト工法（ ● 共板工法(動作用電圧、電流はDC24V又は 0．７Ａ以下とする。) （長辺１５００㎜を超えるものはアングルフランジ工法とする。） ● アングルフランジ工法 ● 防火区画を貫通するダクトは、その貫通する部分の前後１５０㎜を１．６㎜厚鋼板製とする。
15 吹出口・吸込口	ボックス ※ 亜鉛鉄板製 ● グラスウール製
16 チャンバー等	シーリングディフューザーの接続は、標準図（施工４９）を参考とする。 接続するダクトの施工が困難な場所はフレキシブルダクトを使用してもよい。 線状吹出口には、（長さ＋１００）× ３００ × ３００Ｈの接続チャンバーを設ける。 外壁に面するガラリにチャンバー等を設ける場合には、雨水等を自然に排出できるよう勾配をつける。
17 消音内貼り	吹出口接続チャンバー及び図示したダクト並びにチャンバー類に内貼する。 内貼りチャンバー類の寸法は、外法寸法とする。 吹出口接続チャンバー以外の内貼りしたチャンバーには点検口（原則４００×６００）を取付ける。
18 瞬間流量計及び流量測定口	形式はピトー管式（コック付）とする。 ● 着脱式 ● 固定式 下記の箇所、若しくは図示により取付ける。 ● 冷凍機類の冷水出口 ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● 冷凍機類の冷却水出口 ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● ボイラー又は熱交換器の温水出口 ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● 冷温水ヘッダーの各送り管 ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● ユニット形空気調和機の冷温水入口 ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング
19 定風量・変風量ユニット	● メカニカル形 ● 風速センサー形
20 温度計	機器付属以外の温度計 ※ 工業用バイメタル式 ● ガード付Ｌ形温度計
21 冷温水管の空気抜き	空気溜りを生ずると思われる配管箇所には、必要に応じて操作の容易な位置に空気抜き弁装置を設ける。 ※ 手動 ● 自動 自動空気抜き弁装置は標準図による。（施工３８（ｇ）） 機械室の手動式空気抜き配管の保温は分岐から２ｍの範囲とする。
22 空調機用トラップ	トラップ形式はフロートボール式（床置型） ※ ＦＲＰ製保温型 ● ＦＲＰ製 ● ＳＵＳ製
23 鋼板製煙道	材質及び厚さ ● ＳＳ４００（ ※ ３．２㎜ ● ４．５㎜ ） ● ＳＵＳ（ ※ １．５㎜ ● ２．０㎜） 煤煙濃度計 ● 取付ける ● 取付けない ● 取付座を付ける 煤じん量測定口（８０φ×２） ※ 取付ける ● 取付けない
24 オイルサービスタンク	油面計はゲージ式（側圧計）とする。
25 地下オイルタンク	据付け方法 ● 標準図（施工３２）（二重殻タンク・タンク室無し） ● 標準図（施工３３）（タンク室有り） タンクの保護被覆 ※ 強化プラスチック ● エポキシ樹脂 ● アスファルト 基礎杭 ※ 不要 ● 要（ ※ 別途工事 ● 本工事 ） 土留め工事 ● 要 ● 不要 タンクローリー用アース端子を設ける。
26 油面制御装置	油面制御装置の機能 ● 給油ポンプの起動停止 ● 満油警報 ● 減油警報 ●
27 フィルター等付属品	● 機器表特記による。 ● 空気調和機のフィルターは、ロールの場合は１本、ユニットの場合は１セットを付属品として納入する。
28 パッケージ空調機の能力表示	インバーター機の表示された能力は、型番で選定する。
29 防振吊り及び支持金物	標準仕様書によるほか、中央機械室の冷却水管、冷温水管等の吊り及び支持は防振吊り金物又は防振支持金物で行う。

4 排煙設備

項目	内容
1 ダクト	※ 亜鉛鉄板製 ● 鋼板製（厚1.6㎜）
2 排煙口	形状 ● パネル形 ● スリット形 ● ダンパー形 取付け ● 天井取付 ● 壁取付
3 排煙口開放及び復帰方式	電気式（遠隔操作 ※ 不要 ● 要 ）
4 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書2016年版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の検査方法に準ずる。

5 自動制御設備

項目	内容
1 中央監視制御盤装置	● 有り（構成機能は、図示による） ● 無し
2 電源装置	● 要（ ● 本工事 ● 別途工事 ） ● 不要
3 温度調節器等	取付高さ ※ １３００㎜ ● ㎜
4 計装工事の配線	● 屋外、屋内露出の配線は、図面に表記のない限り金属管配線とする。 ● 天井隠ぺいの配線は、図面に表記のない限りケーブル配線とする。

6 衛生器具設備

項目	内容
1 衛生器具の参考型番	型番変更等により参考型番が変更又は廃止されている場合、参考型番の同等品とする。
2 小便器用節水装置	※ 小便器一体型 ● 小便器分離型 ● 洗浄水量４リットル／回以下 ※ 個別感知方式 （ ● ＡＣ電源 ● 自己発電 ● 乾電池 ） ● 手動式
3 自動水栓	電源供給方式 ● ＡＣ電源 ● 自己発電 ● 乾電池
4 大便器洗浄弁	操作方式 ● 電気開閉式 （ ● センサー式 ● タッチスイッチ式 ） ● 手動式
5 温水洗浄便座	洗浄用水加温方式 ● 瞬間式 ● 貯湯式
6 器具と排水管接続	※ 標準図（施工６４） ● 標準図（施工６５）

⑦ 給水設備

項目	内容
1 量水器	● 親メーター ※ 借用 ● 買取 （ ※ 直読 ● 遠隔表示 ） ● 子メーター ※ 買取 ● 借用 （ ※ 直読 ● 遠隔表示 ）
② 配管材料	(ア)一般配管 ● ＳＧＰ－ＶＢ ● ＳＧＰ－ＰＢ ● ＳＵＳ３０４ ● ＳＵＳ３１６ ◉ ＨＩＶＰ ● 架橋ポリエチレン管 (イ)土間下配管 ● ＳＧＰ－ＶＤ ● ＳＧＰ－ＰＤ ● ＨＩＶＰ ● ＳＵＳ３０４ ● ＳＵＳ３１６ (ウ)地中配管 ● ＳＧＰ－ＶＤ ● ＳＧＰ－ＰＤ ● ＨＩＶＰ ● ＳＵＳ３０４ ● ＳＵＳ３１６ ● 水道配水用ポリエチレン管（７５～１００Ａ） ● 水道用ポリエチレン二層管（５０Ａ以下） (エ)特記なき給水管の最小口径は20Ａとする。 (オ)ビニル管の接合方法 ※ 接着接合 ● ゴム輪接合（直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする。） (カ)ポリエチレン管の接合方法 50A以下 ※ 金属製継手 ●融着継手 75A以上 ※ 融着継手
3 弁類	※ 口径６５Ａ以上の仕切弁及び逆止弁は、ライニング弁とする。 ● ５Ｋ（受水槽以降の配管に使用） ● １０Ｋ（公営水道に直結する配管に使用） ● 公営水道事業者指定の止水栓又は弁（給水引込部に使用）
4 水槽のマンホール	屋外に設置する水槽のマンホール蓋は保温形（二重蓋含む）とする。

⑧ 排水設備

項目	内容
① 配管材料	(ア)屋内汚水管 ● ＶＰ ● ＲＦ－ＶＰ ● 排水用塩ビライニング鋼管 ● 耐火二層管 (イ)屋内雑排水管 ● ＶＰ ● ＲＦ－ＶＰ ● ＳＧＰ（白） ● 排水用塩ビライニング鋼管 ● 耐火二層管 (ウ)ポンプ排水管 ● ＶＰ（水道用） ● ＨＩＶＰ ● 排水用塩ビライニング鋼管（圧送排水鋼管用継手） (エ)通気管 ● ＶＰ ● ＲＦ－ＶＰ ● ＳＧＰ（白） ● 排水用塩ビライニング鋼管 (オ)屋外排水管 ◉ ＶＰ ● ＲＦ－ＶＰ ● ＶＵ（地中） ● ＲＥＰ－ＶＵ（地中） ● ＲＳ－ＶＵ ● 卵形管 ● コンクリート管
2 満水試験継手	３階以上にわたる排水管立て管に満水試験継手を ※ 取付ける ● 取付けない
3 パイプシャフト内配管の保温	※ 施工する ● 施工しない
4 煙試験	※ 行わなくてもよい ● 図示の系統のみ行う

⑨ 給湯設備

項目	内容
① 配管材料	● ＳＧＰ－ＨＶＡ ● ステンレス鋼管 ● 架橋ポリエチレン管 ● 保温付被覆銅管 ● 銅管 ◉ ＨＴＶＰ 湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造業者標準品とする。
2 弁類	※ ５Ｋ ● １０Ｋ

10 消火設備

項目	内容
1 配管材料	(ア)一般配管 ● ＳＧＰ（白） ● ＳＴＰＧ (イ)土間下配管 ● ＳＧＰ－ＶＳ ● ＳＴＰＧ－ＶＳ (ウ)地中配管 ● ＳＧＰ－ＶＳ ● ＳＴＰＧ－ＶＳ
2 弁類	※ １０Ｋ ● １６Ｋ
3 保温	(ア)呼水タンク ※ 施工しない ● 施工する (イ)充水タンク ※ 施工しない ● 施工する (ウ)配管の保温は次による。（屋外露出箇所は種別ｅ３・（ハ）・Ⅶによる） ● 屋内消火栓用（※ 施工しない ●施工する ） ● スプリンクラー用（ ※ 施工しない ●施工する ） ● 連結送水用 （※ 施工しない ●施工する ） ● 連結散水用 （ ※ 施工しない ●施工する ）
4 屋内消火栓	● 広範囲型２号消火栓 ● 易操作性１号消火栓 ● 屋内消火栓 （ ● １号 ● ２号 ）
5 ガス系消火剤の種類	● 窒素 ● ＩＧ－５４１ ● ＩＧ－５５ ● ＨＦＣ－２２７ｅａ ● ＨＦＣ－２３
6 ガス系消火の起動方式	※ 手動 ● 自動手動切替式

⑪ ガス設備

項目	内容
1 都市ガス設備	都市ガスはガス供給事業者の供給約款による。
② 配管材料	(ア)一般配管 ※ ＳＧＰ（白） ● 合成樹脂被覆鋼管 (イ)土間下配管 ※ 合成樹脂被覆鋼管 (ウ)地中配管 ※ 合成樹脂被覆鋼管 ● ガス用ポリエチレン管
3 ガスメータ	● 親メーター ※ 借用 ● 買取 （取付け ※ 別途 ● 本工事 ） ● 子メーター ※ 買取 ● 借用 （取付け ※ 本工事 ● 別途 ）
4 バルク貯槽	● 縦型 ● 横型 ● 借用 ● 買取
5 容器廻りの配管	● 標準図（施工７３）の ● 要領（ａ） ● 要領（ｂ） ● 要領（ｃ）
6 容器転倒防止	● 標準図（施工７４）の ● 要領（ａ） ● 要領（ｂ）
7 ガス漏れ警報器	● 不要 ● 要（ ※ 別途工事 ● 本工事 ）

12 浄化槽設備

項目	内容
1 処理種別及び方式	● 小規模合併処理（ ● 分離接触ばっ気方式 ● 嫌気ろ床接触ばっ気方式 ● 脱窒ろ床接触ばっ気方式 ● その他性能評価を受けた方式（ ） ） ● 合併処理 （ ● 接触ばっ気方式 ● 長時間ばっ気方式 ● 回転板接触方式 ）
2 型式	● ユニット型 ● 現場施工型
3 処理能力	● 処理対象人員 人 ● 処理水量 ｍ³／ｄ
4 放流水の水質	● 流入ＢＯＤ ２００ｍｇ／Ｌ ● 放流水質ＢＯＤ ２０ｍｇ／Ｌ以下 ● Ｔ－Ｎ ｍｇ／Ｌ以下 ● Ｔ－Ｐ ｍｇ／Ｌ以下
5 排水方式	※ 自然流下 ● ポンプ排水
6 埋戻し土	● 砂 ● 根切土の中の良質土
7 土留め工事	● 不要 ● 要（図示による）
8 マンホールふた	※ 製造者標準仕様（ロック式） ● ＭＨＡ型（ボルト式）
9 消毒薬	３ヶ月相当分を納入する。

鳥取県 令和６年度 Ｊ２４００６２９ 東部建築住宅事務所

岩崎構造設計事務所 代表 岩崎 浩
一級建築士事務所登録 第０３－８７２号 米子市博労町１丁目８番地
一級建築士大臣登録 第１８３６９８号 電話 ０８５９（２２）７９１１

設計年月日	設計	工事名称	設計番号
R6.7	岩崎	県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	
		機械設備工事特記仕様書（２）	縮尺 NO SCALE / 図面番号 M－2

―注　記―

1、図中太線を本工事とし、細線は既設のままとする。

2、給水管(HIVP)・排水管(VP)は太線部分を撤去・新設とする。

3、図中、図示なき不明な配管等がある場合は監督員と協議の上、
工事に支障のないよう対応すること。

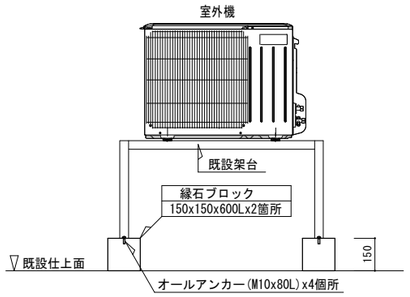

仮設室外機基礎参考図 NO SCALE

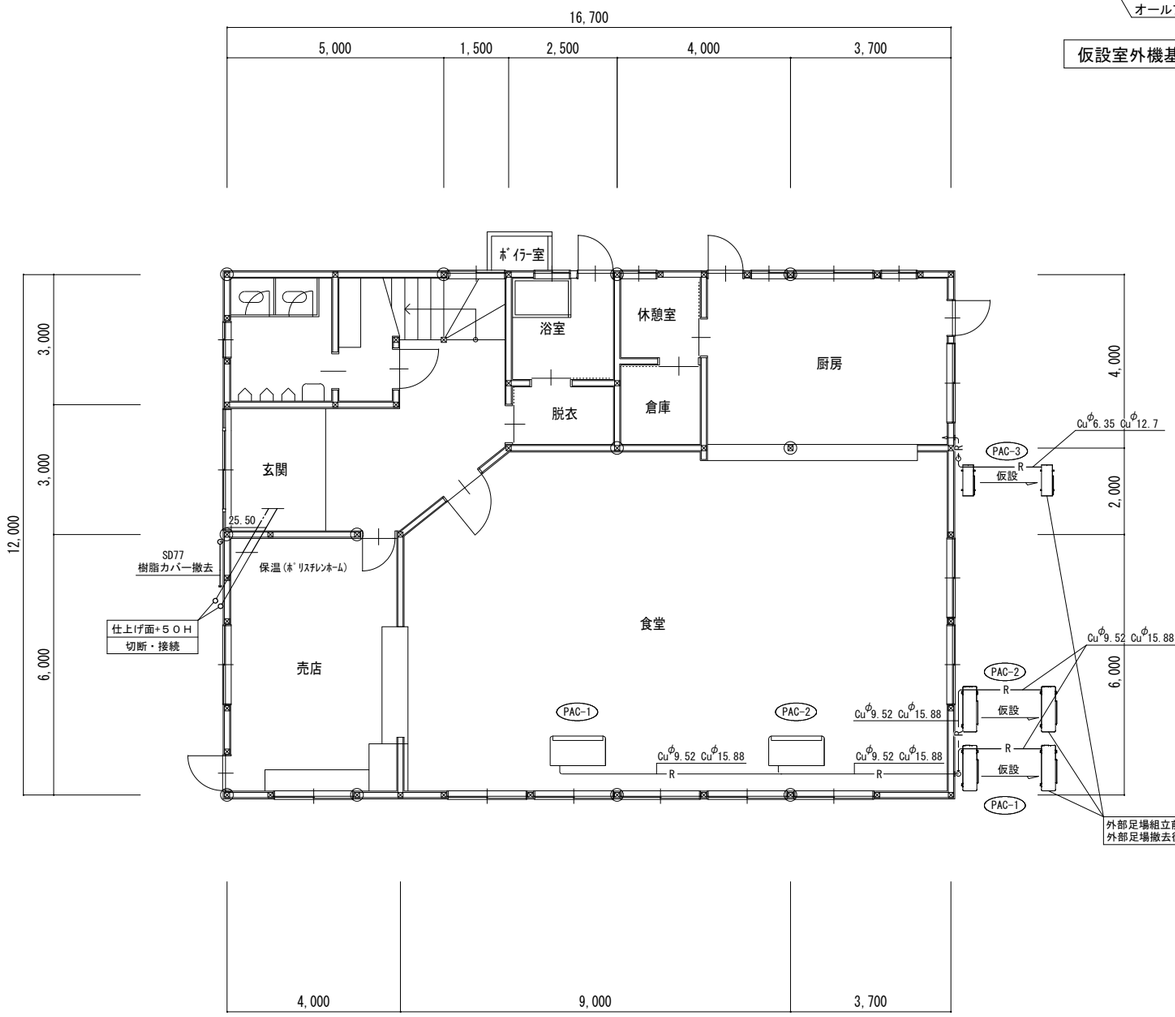

１階配管図　S=1:100

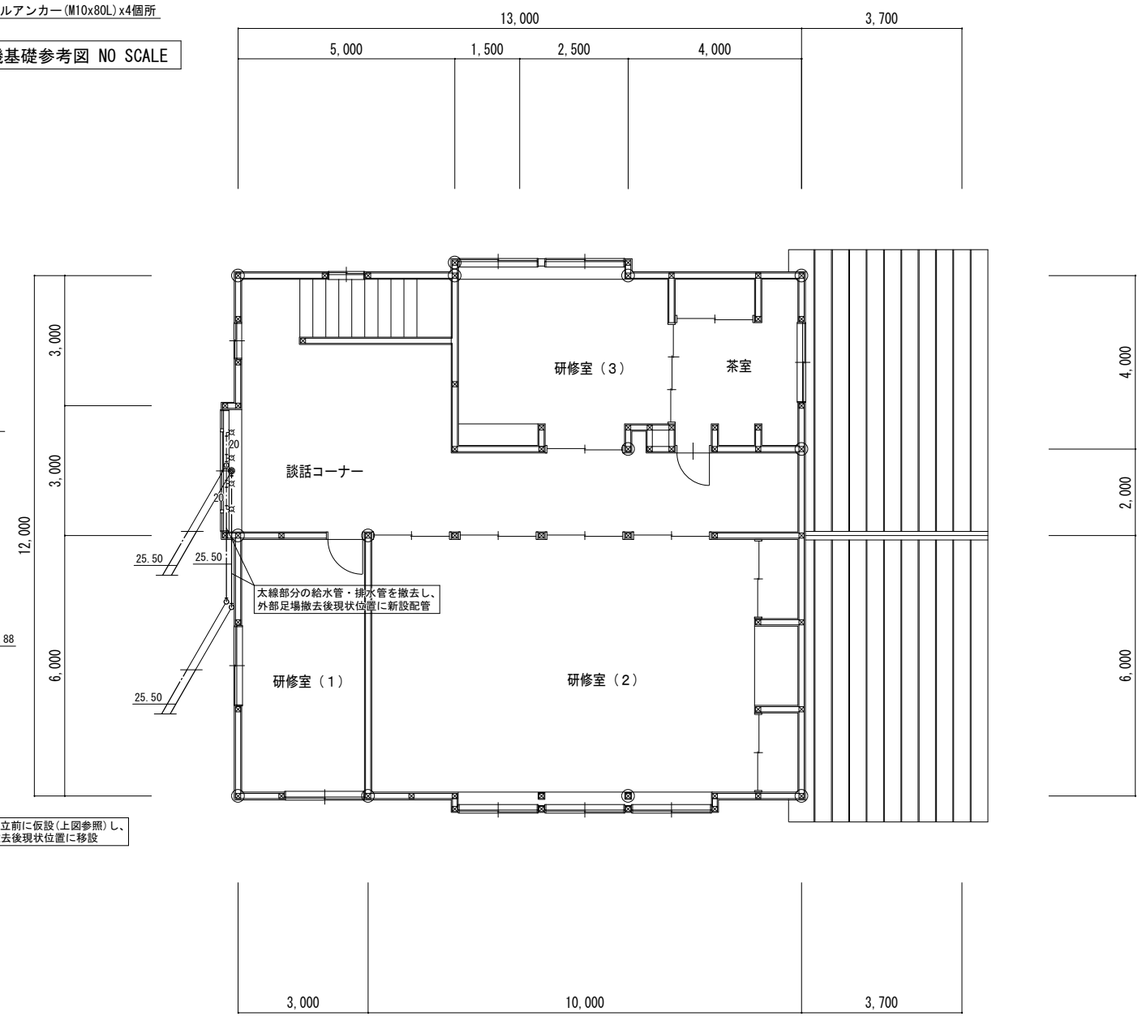

２階配管図　S=1:100

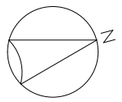

鳥取県
令和６年度
Ｊ２４００６２９
東部建築住宅
事務所

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎　浩	一級建築士事務所登録　第０３－８７２号 一級建築士大臣登録　第１８３６９８号	米子市博労町１丁目８番地 電話　０８５９（２２）７９１	設計年月日 R6.10	設計			工事名称 県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	設計番号
							１階配管図・２階配管図	縮尺 1/100	図面番号 M－3

新設機械器具表

記　号	名　　称	仕　　様	数量
GH	業務用ガス給湯器	32号x2台　屋外壁掛型　配管カバー650H　メインリモコン	1
	(※64号仕様)	リモコンケーブル　２台連結ケーブル　ＬＰＧ仕様	
		※リモコンは支給品として、電気設備にて取付のこと。	

― 注　記 ―

1、図中太線を本工事とし、細線は既設のままとする。
2、給水管(HIVP)・給湯管(HTVP)・ガス管(SGP-白)は太線部分を撤去・新設とする。
3、給水・給湯・ガス配管は屋外露出配管とする。
4、―┤├― 印は、管切断・接続を示す。
5、図中、図示なき不明な配管等がある場合は監督員と協議の上、
　工事に支障のないよう対応すること。
6、ガス給湯器・屋外配管は、外部足場撤去後に施工することとする。

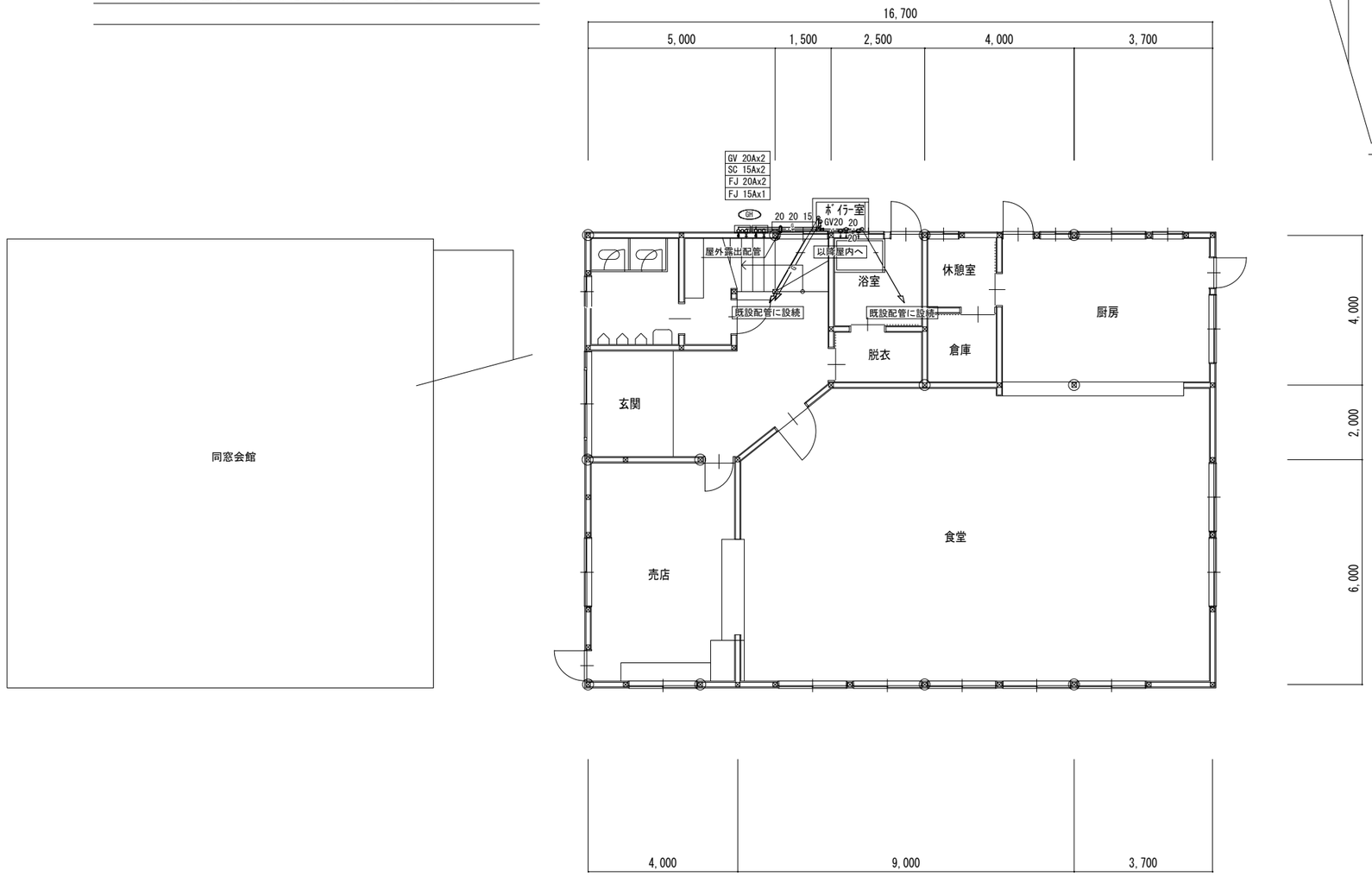

1階配管図　S=1:100

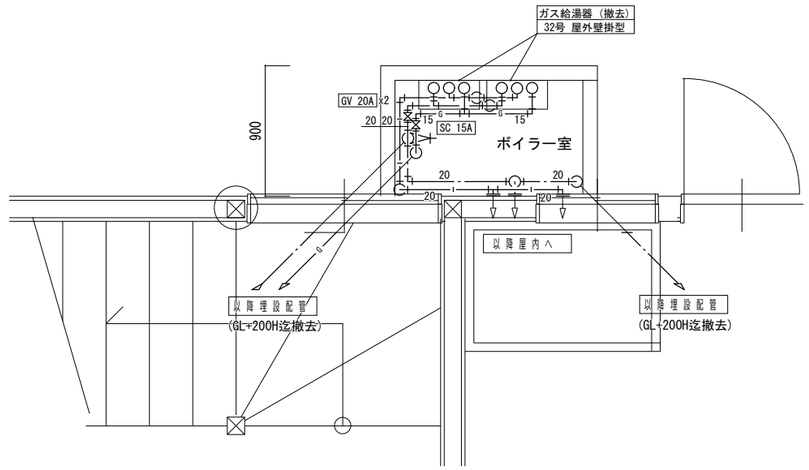

撤去配管図　S=1:30

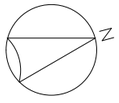

鳥取県
令和６年度
Ｊ２４００６２９
東部建築住宅事務所

岩崎構造設計事務所　代表　岩崎　浩
一級建築士事務所登録　第０３－８７２号　米子市博労町１丁目８番地
一級建築士大臣登録　第１８３６９８号　電話　０８５９（２２）７９１１

設計年月日	設計	工事名称	設計番号
R6.10	岩崎	県立鳥取工業高等学校記念館棟外壁等改修工事	

	縮尺	図面番号
１階配管図（給湯設備）	1/100・30	M－4